

令和7年2月26日（水曜日）第1号

○議事日程	1 頁
○本日の会議に付した事件	2 頁
○出席議員	3 頁
○欠席議員	3 頁
○説明のため出席した者	3 頁
○職務のため出席した事務局職員	4 頁
○開会宣告	5 頁
○開議宣告	5 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5 頁
○日程第 2 会期の決定	5 頁
○諸般の報告	5 頁
○施政方針	5 頁
○日程第 4 議案第 3 号から	
日程第 3 9 議案第 3 8 号まで	1 0 頁
○委員会付託省略の議決	1 4 頁
○日程第 4 0 常任委員会委員の選任及び	
日程第 4 1 議会運営委員会委員の選任	1 4 頁
○休会の件	1 6 頁
○散会宣告	1 6 頁

令和7年3月3日（月曜日）第2号

○議事日程	1 7 頁
○本日の会議に付した事件	1 7 頁
○出席議員	1 7 頁
○欠席議員	1 7 頁
○説明のため出席した者	1 7 頁
○職務のため出席した事務局職員	1 9 頁
○開議宣告	2 0 頁
○日程第 1 代表質問	2 0 頁
2 2 番 山 口 孝 夫 議 員	2 0 頁
1 5 番 木 村 慶 憲 議 員	2 8 頁

12番 成田和美議員	41頁
○日程第2 一般質問	49頁
10番 黒沼剛議員	49頁
6番 藤田成保議員	53頁
○散会宣告	60頁

令和7年3月4日（火曜日）第3号

○議事日程	61頁
○本日の会議に付した事件	61頁
○出席議員	61頁
○欠席議員	61頁
○説明のため出席した者	61頁
○職務のため出席した事務局職員	63頁
○開議宣告	64頁
○日程第1 一般質問	64頁
9番 藤森真悦議員	64頁
21番 伊藤永慈議員	83頁
1番 花田勝暁議員	88頁
5番 高橋美奈議員	103頁
3番 伊藤雅輝議員	113頁
○散会宣告	124頁

令和7年3月5日（水曜日）第4号

○議事日程	125頁
○本日の会議に付した事件	125頁
○出席議員	125頁
○欠席議員	125頁
○説明のため出席した者	125頁
○職務のため出席した事務局職員	126頁
○開議宣告	127頁
○日程第1 一般質問	127頁
2番 和田祐治議員	127頁

16番 平山秀直議員	141頁
7番 金谷勝議員	150頁
13番 外崎英継議員	160頁
17番 桑田哲明議員	168頁
○散会宣告	177頁

令和7年3月6日（木曜日）第5号

○議事日程	179頁
○本日の会議に付した事件	179頁
○出席議員	179頁
○欠席議員	179頁
○説明のため出席した者	179頁
○職務のため出席した事務局職員	180頁
○開議宣告	181頁
○発言の訂正	181頁
○諸般の報告	181頁
○日程第 1 議案第39号及び 日程第 2 議案第40号	181頁
○休会の件	182頁
○散会宣告	183頁

令和7年3月17日（月曜日）第6号

○議事日程	185頁
○本日の会議に付した事件	187頁
○出席議員	187頁
○欠席議員	187頁
○説明のため出席した者	187頁
○職務のため出席した事務局職員	188頁
○開議宣告	189頁
○諸般の報告	189頁
○日程第 1 議案第25号から 日程第 8 議案第40号まで	189頁

○日程第 9	議案第 31 号及び	
日程第 10	議案第 32 号	194 頁
○日程第 11	議案第 33 号から	
日程第 14	議案第 36 号まで	195 頁
○日程第 15	議案第 3 号から	
日程第 36	議案第 24 号まで	196 頁
○日程第 37	発議第 1 号	198 頁
○委員会付託省略の議決		198 頁
○日程第 38	発議第 2 号	199 頁
○委員会付託省略の議決		199 頁
○日程第 39	発議第 3 号	200 頁
○委員会付託省略の議決		201 頁
○日程第 40	総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について	
	から	
日程第 43	議会運営委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について	
	まで	204 頁
○市長挨拶		205 頁
○閉会宣告		206 頁
署名		207 頁
参考資料		
○議決結果表		209 頁
○会期及び日程		213 頁
○代表質問通告表		215 頁
○一般質問通告表		217 頁
○議案付託区分表		223 頁
○予算特別委員長報告資料		225 頁

令和7年五所川原市議会第2回定例会会議録（第1号）

---

◎議事日程

令和7年2月26日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 施政方針
- 第 4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第9号））
- 第 5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第10号））
- 第 6 議案第5号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第11号）
- 第 7 議案第6号 令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第7号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第8号 令和7年度五所川原市一般会計予算
- 第10 議案第9号 令和7年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第11 議案第10号 令和7年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第12 議案第11号 令和7年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第13 議案第12号 令和7年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議案第13号 令和7年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第15 議案第14号 令和7年度五所川原市高等看護学院特別会計予算
- 第16 議案第15号 令和7年度五所川原市神山財産区特別会計予算
- 第17 議案第16号 令和7年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算
- 第18 議案第17号 令和7年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第19 議案第18号 令和7年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算
- 第20 議案第19号 令和7年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第21 議案第20号 令和7年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第22 議案第21号 令和7年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第23 議案第22号 令和7年度五所川原市水道事業会計予算

- 第 2 4 議案第23号 令和 7 年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第 2 5 議案第24号 令和 7 年度五所川原市下水道事業会計予算
- 第 2 6 議案第25号 五所川原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 7 議案第26号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 8 議案第27号 五所川原市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例及び五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 9 議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 3 0 議案第29号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 1 議案第30号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 2 議案第31号 五所川原市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 3 3 議案第32号 五所川原市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 4 議案第33号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 5 議案第34号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 6 議案第35号 五所川原市附属機関に関する条例及び五所川原市布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 7 議案第36号 五所川原市金木自然休養村管理センター設置条例を廃止する条例の制定について
- 第 3 8 議案第37号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 3 9 議案第38号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 4 0 常任委員会委員の選任
- 第 4 1 議会運営委員会委員の選任

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（21名）

1番	花田勝暁	議員	2番	和田祐治	議員
3番	伊藤雅輝	議員	4番	木村清一	議員
5番	高橋美奈	議員	6番	藤田成保	議員
7番	金谷勝	議員	8番	秋田幸保	議員
9番	藤森真悦	議員	10番	黒沼剛	議員
11番	松本和春	議員	12番	成田和美	議員
13番	外崎英継	議員	15番	木村慶憲	議員
16番	平山秀直	議員	17番	桑田哲明	議員
18番	鳴海初男	議員	19番	山田善治	議員
20番	木村博	議員	21番	伊藤永慈	議員
22番	山口孝夫	議員			

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（25名）

市長	佐々木孝昌
総務部長	長谷川哲
財政部長	鎌田寿
民生部長	三橋大輔
福祉部長	片山善一朗
経済部長	川浪治
建設部長	赤城一
上下水道部長	平野聡史
会計管理者	中谷吉範
教育長	原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会委員長	中谷昌志
選挙管理委員会事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之

監査委員局長	岡田正人
農業委員会会長 職務代理者	小山内清人
農業委員局長	一戸武二
総務課長	川浪生郎
財政課長	佐々木崇人
市民課長	小林益代
福祉政策課長	鎌田郁
農林政策課長	川口均
土木課長	外崎経明
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	須藤淳也

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	工藤義人
次長	今智司

◎開会宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより令和7年五所川原市議会第2回定例会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○木村清一議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○木村清一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6番、藤田成保議員、7番、金谷勝議員、8番、秋田幸保議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○木村清一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月17日までの20日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○木村清一議長 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員より、地方自治法の規定に基づく定期監査、財政援助団体等監査及び例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

---

◎施政方針

○木村清一議長 次に、日程第3、施政方針を議題といたします。

市長より施政方針の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

まずは、おはようございます。施政方針に先立ちまして、一言申し述べさせていただきます。

本定例会は、本年度としては今回が最後の定例会になります。今年度は官製談合事件により、市の信頼を著しく損なう結果となったことは、私にとりまして痛恨の極みであり、市民の皆様方に深くおわびを申し上げます。

令和7年度、次年度より、新たな入札制度を開始するなど再発防止策を講じ、市民の皆様方の信頼回復に努めてまいります。

今般の官製談合事件を受け、組織の管理監督を行う者として、また前副市長を任命した任命権者として、本定例会の会期中に私の給料の30%を6か月間削減する条例案を提出することで、私自身の責任を取りたいと考えております。議員の皆様におかれましては、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和7年五所川原市議会第2回定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本方針について、所信の一端を申し述べます。

令和7年度は、新たな総合計画のスタートの年であり、将来像に掲げた2040年に向け、これからの5年間は非常に重要な年になると確信しております。

この5年間でしっかりとした土台を形成し、新たな将来像「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」の実現のため、市民の皆様方の思いを大切にし、市民一人一人が「自分にできること」を行って地域内につながること、相乗効果、いわばシナジーを生み出せるまちを目指してまいります。

それでは、令和7年度における主要な事業と施策の概要について、新たな総合計画の4つの柱に沿って申し上げます。

まず、1つ目の柱である「市民に寄り添った福祉の充実」であります。

高齢者福祉において、認知症の方の増加が課題となっている中、市民一人一人が認知症への理解を深め、認知症の方やその家族が地域で安心して暮らせる社会を目指すために制定した五所川原市認知症の人とともに生きるまちづくり条例が4月に施行されます。

それと連動した取組として、認知症を予防するため、加齢性難聴に対する補聴器購入助成、認知症サポーターの養成講座による知識の普及と理解促進、さらに、人間としての尊厳を守るケア方法に関する講演会の開催などを通して、認知症に理解ある社会の実

現を地域一丸となって目指してまいります。

また、全国的な課題である介護人材不足に対応していくため、外国人介護人材を受入れる介護施設への支援を実施し、高齢者の安全と安心を守り、自分らしい高齢期を実現できる社会を目指してまいります。

一方、子育て支援においては、核家族化や共働き世帯の増加に伴うライフスタイルの変化、地域の繋がり希薄化などにより、子育て支援策の重要性が増しております。

子どもの医療費や学校給食費の無償化を継続し、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、放課後児童クラブ延長利用料の助成を通年実施し、これまで実施してきた取組を生かしながら、子育てをする方の不安解消に努めてまいります。

障がい者福祉においては、総人口に対し、障がいを持つ方の割合は増加しており、誰もが自分らしく安心できるまちづくりのため、障がいに関する正しい知識の普及が重要となっています。

市民の障がいに関する正しい知識を深める機会を創出するとともに、障がいを持つ方の社会参加促進に向け、差別解消や合理的な配慮の理解をテーマとした展示会及びイベント開催を予定しており、誰一人取り残さない社会の実現に向け、障がい者福祉の推進に取り組んでまいります。

続いて、2つ目の柱である「地域の特色を生かした経済の活性化」についてです。

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、悠久の歴史の中で多彩な人材や文化を育んできた地域であり、個性豊かな伝統文化や芸能を有しています。文豪・太宰治の生家として有名な斜陽館、中世の港湾都市である十三湊遺跡など多くの魅力的な文化・観光資源を有し、それぞれの地域の人々が古くから守ってきた文化・魅力を継承していくとともに、それらが織りなす彩り豊かな魅力の発信を引き続き、推進してまいります。

中でも、本市の観光において、重要な役割を果たしている立佞武多の館のリニューアル工事がスタートします。令和8年夏のリニューアル後は、これまでの観光拠点施設としての機能を維持しつつ、「子どもの広場」、「中高生の居場所」の整備を行い、子ども達やその保護者など、市民も利用できる交流拠点として、さらなる賑わい創出を目指し、世代を超えて市民が交流できるコミュニティを体験できる交流拠点としての機能を促進してまいります。

また、農業施策においては、農業経営の安定・拡大に向けた経営基盤の強化や新規就農者を含めた人材確保が喫緊の課題となっています。

そこで、新規就農者への支援や農業技術の継承により、新たな担い手の確保を継続して行ってまいります。さらに、施設園芸への参入、規模拡大や農作業の効率化に資する

スマート農業、業務用野菜の生産など農業経営の収益向上に資する取組に対し、包括的な支援メニューを創設し、地域の担い手となる中心的な農家の育成を図ってまいります。

加えて、近年、りんごの病害虫被害が報告されています。産地が一体となった防除対策の取組を支援し、農家経営の安定化を図ってまいります。

物産振興においては、大町大通りを主会場とした「ホコ天マルシェ」、金木地域の特産品の代表格となる馬肉などの自慢の逸品を販売した「うまいもんフェスタ in かなぎ」、道の駅十三湖高原を会場として十三湖産ヤマトシジミや市浦牛などの特産品をPRする絶好の機会となった「しうらグルメカーニバル」など市内の各地で民間主体で開催される物産イベントを支援することで、地域内での消費拡大を図るほか、本市の農林水産物の付加価値を高めるため、新商品開発の支援を行うとともに、ふるさと納税を通じて市産品の販路拡大を図ってまいります。

続いて、3つ目の柱である「豊かな教養を育む教育・人づくり」についてです。

学校教育においては、児童生徒数の減少によって、学校の小規模化に伴う教育環境の差が生じることなどが懸念されており、小学校と中学校との通学区域の関連性、学校と地域の結びつきを考慮し、学校の再編を進めております。

優先検討校である三好小学校では、令和7年4月の五所川原小学校との統合に向け、保護者や住民への説明会、児童の交流会などを進めてまいりました。市浦小学校、市浦中学校の再編については、本市初の併置校としての準備を進めており、引き続き、児童生徒数の減少等による諸課題を克服し、学びや育ちの質を高める教育環境の実現を推進してまいります。

また、多様化・複雑化する社会状況を背景に、いじめや不登校となる児童生徒が増加しており、その対応が難しくなっています。いじめの未然防止・早期発見並びに不登校対策のため、いじめ問題等対策協議会、不登校対策研修会などを定期的で開催し、学校現場、関係機関との情報共有、対応を協議していくことで、引き続き、全ての子どもが安心して共に学び、保護者にとっても信頼できる教育環境づくりを進めてまいります。

一方、生涯学習においては、子どもから大人まで全ての人が自発的に学習できる環境を提供していくことで、楽しく学び合いながら主体的に行動する力を育てていく必要があります。

特に著しい人口減少が予測される本市においては、高齢者が、自分らしく、生き生きと活躍することが地域の活力に繋がることから、高齢者教室を引き続き開設することで、高齢者の自発的な学習機会の確保を図ってまいります。

また、子どもの地域での学びの場においては、中学校部活動の地域移行が喫緊の課題

となっております。部活動は、地域のスポーツ・文化芸術の振興・発展を支えるとともに、心身の健全育成に大きな役割を担っております。

しかし、昨今の急速な少子化に伴う児童生徒数の減少等により、現在の部活動では、子ども達のニーズに対応できない状況や教職員の長時間勤務の一因になっていることから、地域のあらゆる関係者が連携し、地域住民全体で運営する部活動体制の構築が重要となっております。

子どもが自分らしく興味関心に打ち込む機会の確保、地域のスポーツ・文化芸術活動と一体的推進による多世代交流、生涯学習の充実へつなげていく「地域で支え地域が輝くスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境づくり」を目標とし、地域住民が主体となる地域クラブへの移行を推進してまいります。

最後に、4つ目の柱である「将来を見据えた安全安心なまちづくり」についてです。

去年は、各地で自然災害が頻発し、特に、令和6年能登半島地震では、三方を海に囲まれ、急峻な傾斜地が多いという半島地域特有の地理的要因によって、孤立地域の発生やライフラインの復旧においても大きな影響を及ぼしました。

本市においても津軽半島に位置することから、災害の脅威を強く認識し、昨年11月末には青森県知事とともに国の関係機関に対し、防災体制の強化に係る要望活動を行ったところです。

引き続き、国、県と連携していくとともに、市としても条件不利な地域特性にあっても安心して暮らしていける環境を構築していくため、市浦地区沿岸部の防災無線設備の更新を行うことで、沿岸部の備えを強化し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

また、災害のみならず、生活圏における平時の安全安心の充実も重要なまちづくりの課題と認識しております。

五所川原駅前を起点とする市街地エリアは、「中心市街地活性化ビジョン」で示すとおり、この圏域における医療、行政、経済、観光、交通等の中心地として重要な役割を担っているため、引き続き、官民一体となったまちづくりの推進に取り組んでまいります。

また、少子高齢化、人口減少が進み、交通弱者の交通手段の確保が求められる中、公共交通機関の運転手不足、利用者の減少を起因とした採算性の低下などによりバス路線の減便や廃止がなされ、公共交通網の再構築が課題となっております。

そうした状況において、金木地域では、令和7年4月から公共ライドシェア「はいきたかなぎ」の乗降場所を追加し、利便性向上を図るほか、五所川原地域では、令和7年10月から市循環バスに変わる新たなA I デマンド交通の導入に加え、予約型乗合タクシーの再編を講じることで、引き続き市民の生活の足を確保してまいります。

子ども達の遊びの場、子育て家庭のコミュニケーションの場としても重要な役割を果たしている公園の整備については、利用状況を踏まえ、優先順位をつけながら、安全の確保、利用環境の整備に取り組む必要があります。

金木地域の魅力向上において重要な役割を担っている芦野公園について、公園内の機能として重要な部分に優先順位をつけ、令和7年度は、危険木の調査、伐採を実施し、安全確保を図るとともに、桜の日当たりの妨げとなる樹木の伐採等を行い、公園の魅力向上に努めてまいります。

環境施策においては、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定を予定しています。2050年のゼロカーボンの実現に向け、地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策を推進してまいります。

以上、令和7年度のスタートを迎えるに当たっての所信の一端と主要施策について申し述べましたが、厳しい財政状況においても、必要なものには、しっかりと重点化して投資し、将来の人口減少を見据えた持続可能なまちづくりに向け、着実な施策の推進を図ってまいります。

令和7年度は、新たな総合計画のスタートの年として、新たな将来像を目指し、市民の皆様と共に一人一人が輝くまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様、そして、議員各位におかれましては、引き続き、御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、令和7年度の施政方針といたします。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

---

◎日程第 4 議案第 3号から

日程第39 議案第38号まで

○木村清一議長 次に、日程第4、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてから日程第39、議案第38号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの36件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

本定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第3号は、専決処分の承認を求めることについてであります。令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第9号）を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第4号は、専決処分の承認を求めることについてであります。令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第10号）を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第5号は、令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第11号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,613万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ352億8,717万4,000円とするものであります。

議案第6号は、令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,287万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,168万2,000円とするものであります。

議案第7号は、令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第3号）であります。収益的支出の既決予定額に100万円を追加し、合計額を9億9,486万5,000円とするものであります。

議案第8号は、令和7年度五所川原市一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ334億3,200万円とするものであります。

議案第9号は、令和7年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,461万8,000円とするものであります。

議案第10号は、令和7年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,696万円とするものであります。

議案第11号は、令和7年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,565万4,000円とするものであります。

議案第12号は、令和7年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,188万4,000円とするものであります。

議案第13号は、令和7年度五所川原市介護保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,996万2,000円とするものであります。

議案第14号は、令和7年度五所川原市高等看護学院特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億507万3,000円とするものであります。

議案第15号は、令和7年度五所川原市神山財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63万4,000円とするものであります。

議案第16号は、令和7年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9万6,000円とするものであります。

議案第17号は、令和7年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33万6,000円とするものであります。

議案第18号は、令和7年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14万2,000円とするものであります。

議案第19号は、令和7年度五所川原市相内財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118万1,000円とするものであります。

議案第20号は、令和7年度五所川原市脇元財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116万8,000円とするものであります。

議案第21号は、令和7年度五所川原市十三財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50万5,000円とするものであります。

議案第22号は、令和7年度五所川原市水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入15億4,675万4,000円、支出17億7,507万4,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入3億9,100万1,000円、支出9億4,933万3,000円とするものであります。

議案第23号は、令和7年度五所川原市工業用水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入1億1,770万7,000円、支出1億5,926万円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入1億64万4,000円、支出1億4,192万2,000円とするものであります。

議案第24号は、令和7年度五所川原市下水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入10億6,036万5,000円、支出9億8,535万7,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入5億7,298万7,000円、支出9億5,191万7,000円とするものであります。

議案第25号は、五所川原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。五所川原市空家等対策協議会を設置し、空き家対策を推進するとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴う所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第26号は、五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第27号は、五所川原市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例及び五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

す。国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第28号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第29号は、五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。川倉集会所及び基幹集落センターを廃止するため提案するものであります。

議案第30号は、五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。住民情報システムの標準化対応に伴い、固定資産に関する証明について所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第31号は、五所川原市犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。犯罪被害者等の支援に関する施策を推進し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現すべく、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第32号は、五所川原市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。喜良市老人福祉センターを廃止するため提案するものであります。

議案第33号は、五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行商等の行為に係る使用料の額を定めるため提案するものであります。

議案第34号は、五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。雲雀ヶ丘団地を廃止するため提案するものであります。

議案第35号は、五所川原市附属機関に関する条例及び五所川原市布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。水道整備・管理行政を所管する省庁の変更並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に係る見直しに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第36号は、五所川原市金木自然休養村管理センター設置条例を廃止する条例の制定についてであります。五所川原市金木自然休養村管理センターを廃止するため提案するものであります。

議案第37号及び議案第38号は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の候補者として新井勝博氏、中村智彦氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

---

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第38、議案第37号 人権擁護委員の候補者の推薦について及び日程第39、議案第38号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの2件は、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の2件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○木村清一議長 議案第37号及び議案第38号の2件は、いずれも人権擁護委員の候補者の推薦についてでありますので、一括で審議いたします。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号及び議案第38号の2件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の2件は同意されました。

---

◎日程第40 常任委員会委員の選任及び

日程第41 議会運営委員会委員の選任

○木村清一議長 次に、日程第40、常任委員会委員の選任及び日程第41、議会運営委員会委員の選任を一括議題といたします。

本件については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

各委員会の委員の氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○工藤義人議会事務局長 それでは、各常任委員会委員から申し上げます。

総務常任委員会委員

3番	伊藤雅輝	議員	10番	黒沼剛	議員
11番	松本和春	議員	15番	木村慶憲	議員
19番	山田善治	議員	21番	伊藤永慈	議員
22番	山口孝夫	議員			

民生文教常任委員会委員

1番	花田勝暁	議員	5番	高橋美奈	議員
6番	藤田成保	議員	9番	藤森真悦	議員
12番	成田和美	議員	18番	鳴海初男	議員
20番	木村博	議員			

経済建設常任委員会委員

2番	和田祐治	議員	4番	木村清一	議員
7番	金谷勝	議員	8番	秋田幸保	議員
13番	外崎英継	議員	16番	平山秀直	議員
17番	桑田哲明	議員			

次に、議会運営委員会委員を申し上げます。

6番	藤田成保	議員	7番	金谷勝	議員
11番	松本和春	議員	13番	外崎英継	議員
15番	木村慶憲	議員	17番	桑田哲明	議員
22番	山口孝夫	議員			

以上でございます。

○木村清一議長 ただいま事務局長が朗読したとおり、各常任委員会及び議会運営委員会の委員に指名をいたします。

なお、各常任委員会及び議会運営委員会は、次の休憩中にそれぞれの委員会を開催し、正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

各委員会の開催のため暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

---

午前11時02分 再開

○木村清一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の組織会において、正副委員長の互選を行った結果、

総務常任委員長	黒 沼	剛 委員
同 副委員長	伊 藤 雅 輝	委員
民生文教常任委員長	藤 森 真 悦	委員
同 副委員長	高 橋 美 奈	委員
経済建設常任委員長	外 崎 英 継	委員
同 副委員長	金 谷	勝 委員
議会運営委員長	桑 田 哲 明	委員
同 副委員長	外 崎 英 継	委員

がそれぞれ互選されましたので、御報告いたします。

---

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明27日及び28日の両日は、議案熟考のため休会といたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、明27日及び28日の両日は休会することに決しました。

なお、3月1日及び2日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次  
回は3月3日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前11時03分 散会

令和7年五所川原市議会第2回定例会会議録（第2号）

---

◎議事日程

令和7年3月3日（月）午前10時開議

第1 代表質問（3人）

市民の声を聴く孝志会 山口 孝夫 議員

自民公明クラブ 木村 慶憲 議員

三 和 会 成田 和美 議員

第2 一般質問（2人）

10番 黒沼 剛 議員

6番 藤田 成保 議員

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（21名）

1番 花田 勝 暁 議員	2番 和田 祐 治 議員
3番 伊藤 雅 輝 議員	4番 木村 清 一 議員
5番 高橋 美 奈 議員	6番 藤田 成 保 議員
7番 金谷 勝 議員	8番 秋田 幸 保 議員
9番 藤森 真 悦 議員	10番 黒沼 剛 議員
11番 松本 和 春 議員	12番 成田 和 美 議員
13番 外崎 英 継 議員	15番 木村 慶 憲 議員
16番 平山 秀 直 議員	17番 桑田 哲 明 議員
18番 鳴海 初 男 議員	19番 山田 善 治 議員
20番 木村 博 議員	21番 伊藤 永 慈 議員
22番 山口 孝 夫 議員	

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（30名）

市 長 佐々木 孝 昌

総務部長	長谷川 哲
財政部長	鎌田 寿
民生部長	三橋 大輔
福祉部長	片山 善一朗
経済部長	川浪 治
建設部長	赤城 一
上下水道部長	平野 聡史
会計管理者	中谷 吉範
教育長	中原 真紀
教育部長	藤原 弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷 昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海 新一
監査委員	小田桐 宏之
監査委員 事務局長	岡田 正人
農業委員会会長	森 義博
農業委員会 事務局長	一戸 武二
総務課長	川浪 生郎
財政課長	佐々木 崇人
市民課長	小林 益代
環境対策課長	松山 明央
福祉政策課長	鎌田 郁嗣
介護福祉課長	石田 幸嗣
地域物産 振興課長	船木 洋平
商工観光課長	吉田 純也
農林政策課長	川口 均
都市・交通課長	外崎 洋文
土木課長	外崎 経明
経営管理課長	飛鳥 順一

ス ポ 一 ツ  
振 興 課 長 村 元 宏 禎

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 工 藤 義 人  
次 長 今 智 司

---

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。議事に入る前に傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう、静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

---

◎日程第1 代表質問

○木村清一議長 日程第1、代表質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、市民の声を聴く孝志会、山口孝夫議員の質問を許可いたします。22番、山口孝夫議員。

○22番 山口孝夫議員 皆さん、おはようございます。市民の声を聴く孝志会の山口孝夫です。議員生活27年において初めての代表質問を、会派の会長の協力を得まして、この場に立たせていただくことに、会派の皆さんに感謝したいと思います。

それでは、「ゆく河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず」。昨年暮れから今日まで降り続けた、100年に1度と言われた大雪に対し、昼夜問わず担当された市当局の皆さん、そしてまた関係事業者の皆さん、そして毎日毎日雪と闘い、汗したお隣さん、お向かいさんをはじめとする多くの市民に、心より御苦労さまでしたと声かけと御礼申し上げます。

そして、このほど隣の岩手県大船渡市では、26日に発生した山林火災は、焼失面積1,800ヘクタールとなり、平成以降では国内最大の林野火災という事態になり、火の粉がまちの中心部に迫り、事態はさらに憂慮すべき状況にあり、火災被害に遭われた皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

よく昔から「地震雷火事おやじ」と言われてきたが、最後のおやじはもともと強風という意味だと言われてきたが、今回このおやじがこの津軽地方、とりわけ五所川原を襲った大雪は甚大であり、おやじと大雪が代わってもよかったのではないかと思う。令和5年の除排雪事業費に約3億3,000万円、今年は11億5,000万円と聞く。今回の大雪に対し、問題点を洗い出し、分析し、かつまた自然の利を利用し、効率のよい方法を見つけ

ることも大事なことだと思います。しかしながら、年末から1月、2月の雪に対する、特に年末から今年にかけての雪の対策に対しては、市の対応が、市民生活を守るため素早く対応した措置は大いに称賛すべきことと思います。

それでは、会派を代表して、通告に従い質問させていただきます。

施政方針について。新年度スタートする新総合計画の理念を実現するための施政方針に掲げる4つの柱、1には市民に寄り添った福祉の充実、2には地域の特色を生かした経済の活性化、3には豊かな教養を育む教育・人づくり、4には将来を見据えた安全安心なまちづくりについて、以上4つの柱に関する事業に対する市長の決意と、その予算をどのように思考を集中し配分したか、お聞かせ願いたい。

以上をもって1回目の質問といたします。市長、関係部長より誠意のある答弁をよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうから、新年度スタートする新総合計画の理念を実現するための施政方針に掲げる4つの柱に関する事業に対する決意と、その予算をどのように思考を集中して配分したかについてお答えをさせていただきます。

まず、令和7年度は新たな総合計画のスタートの年であり、2040年に向けた市の将来像「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」の実現のため、新総合計画に掲げる4つの基本目標の実現に資する事業へ予算の配分をしております。

まず、なぜ2040年を見据えたかであります。2020年の国勢調査の結果を基にした本市の人口構成の推計では、2040年には1万5,000人の人口が減少し、3万6,000人程度となるとされております。そして、人口構成の内容は、15歳未満の年少人口が7.5%、15歳から64歳までの生産年齢人口が43.5%、そして65歳以上の老年人口が49%以上と、2040年には当市はほぼ2人に1人が高齢者という人口構成となります。この人口減少、少子高齢化の時代の真ただ中にあるのが、私は2040年だと考えております。

このことから、新総合計画では4つの柱を掲げておりますが、この柱の順番にも意味があり、どれもが優先事項であります。まず1番目に福祉分野を掲げております。まず、この福祉分野では、認知症対策をはじめとする高齢者福祉の充実や子育て支援の継続。そして、続いて2つ目に挙げている経済分野では、立佞武多の館の大規模改修事業や農業の収益力向上を支援する事業。そして、次に掲げる教育分野では、少子化による、生徒数の減少による学校教育の質の低下を防ぐために、まずは学校の再編事業。そして、まちづくり分野では、公共交通、そして市浦、十三の沿岸部の防災無線等の更新による

防災というように、これら新しい総合計画に基づいた施策を確実に実施していくことにより、新総合計画期間である令和7年度からの5年間で2040年を見据えた大事な土台づくりの期間であると考えております。

新総合計画に掲げる市の将来像の実現のため、まずは限られた予算ではありますが、選択と集中により「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」の実現に邁進してまいりたいと思っております。山口議員におかれましても、そして議場における議員各位におかれましても、御理解の上、引き続き御支援、御協力をお願い申し上げまして、答弁に代えさせていただきます。

○木村清一議長 22番、山口孝夫議員。

○22番 山口孝夫議員 答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問として、1の市民に寄り添った福祉の充実について、認知症高齢者など助けが必要な方に寄り添うために、町内会、民生委員とかが連携する必要があると思うが、どのように対応するのかお聞きします。

次に、2の地域の特色を生かした経済の活性化について、令和5年度のふるさと納税額と人気返礼品、その割合について質問いたします。

次に、ふるさと納税制度開始時である平成20年度、そしてまた平成30年度並びに令和6年度見込みの寄附額の推移について、次にふるさと納税寄附受入れによる市財政への貢献度、使い道について質問いたします。

3の豊かな教養を育む教育・人づくりについて、小中学校部活動の地域移行の現状と今後について質問いたします。

4の将来を見据えた安全安心なまちづくりについて、民間主体のイベントへの支援について、今後の取組について答弁願います。

以上で2回目の質問を終わります。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 認知症高齢者など助けが必要な方に寄り添うために、町内会と民生委員との連携が必要ではないかという御質問についてお答えをいたします。

地域の中で、認知症高齢者など助けを必要とする方の実態やニーズの把握などについて重要な役割を担うのが民生委員であり、また地域住民相互の利益、福祉増進のために、一番身近な地域コミュニティとして存在するのが町内会であると認識をしております。近年、地域におけるつながりの希薄化が進む中、地域で支援を必要とする方がいた場合に、個人情報関係など様々な場面で配慮が必要ではありますが、共に地域の現状や問

題などを共有し、行政を含めて地域ぐるみで連携していくことは非常に重要であると考  
えております。

また、高齢化が急速に進む中、令和6年4月、孤独・孤立対策推進法が施行されるな  
ど、増加傾向にある独り暮らしの高齢者などを地域で支えるための連携体制や仕組みづ  
くりなどが今後ますます重要となってまいります。

市といたしましては、認知症高齢者の方などに寄り添うことを一層意識しながら、日  
常生活で困っている人を地域で支えていくため、民生委員、町内会などの連携を促進し、  
相互の活動に関する情報発信や、協働体制の拡充などの取組を推進してまいります。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 ふるさと納税に関して、令和5年度に人気があった返礼品と、それ  
らの返礼品に寄せられた寄附額の全体に占める割合についてお答えします。

当市の返礼品のうち、特に人気が高いのが米とリンゴで、令和5年度ふるさと納税寄  
附実績額10億1,017万500円のうち、米が約4億2,000万円で約41.7%、リンゴが約3億  
6,000万円で約35.9%を占めております。

また、寄附件数で見ますと、令和5年度寄附件数5万1,039件のうち、リンゴが約2万  
4,900件で約46.6%、米が約1万1,900件で約22.2%を占めており、件数としてはリンゴ  
が一番人気となっております。

なお、そのほかリンゴジュースやシジミ、馬肉等の特産品も人気が根強く、返礼品と  
して選ばれる傾向がございます。

次に、平成20年度及び平成30年度のふるさと納税寄附実績額と令和6年度のふるさと  
納税寄附見込額についてお答えします。平成20年度のふるさと納税寄附実績額は261万円  
で、件数は4件、平成30年度のふるさと納税寄附実績額は2億2,137万4,000円で、件数  
は1万7,946件となっております。

また、令和6年度のふるさと納税寄附額は、2月20日の時点で9億8,577万9,760円、  
件数は3万9,164件となっており、近年の堅調に推移している動向を踏まえ、最終的には  
昨年度に続き、10億円を突破するものと見込んでおります。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 ふるさと納税の市財政への貢献度、使い道についてお答えいたしま  
す。

まず、使い道のほうからお答えいたします。ふるさと納税は、寄附者が寄附の申込み  
をする際に、市のほうでは4つのコース設定しているんですけども、その設定してい  
る4つのコースの中から使い道を選んでいただいて、寄附者の意向に沿った事業に活用

しております。代表的な事業を申し上げますと、学校給食の無償化に係る事業、五所川原立佞武多に係る事業、斜陽館の維持管理に係る事業、津軽鉄道の安全輸送に係る事業などですけれども、観光振興、公共交通、芸術文化など多方面にわたる事業に活用しております。

そして、市財政への貢献度という点については、ふるさと納税の寄附金は返礼品や業務に係る経費、約半分なんですけれども、その約半分以上を差し引いて、ふるさと基金に積み立てています。ただいま申し上げた各種事業の財源として活用しており、先ほど経済部長のほうから答弁あったとおり、今年度も10億円を超える見込みとなっております。

また、ここ十数年、このふるさと納税の寄附額というのは、十数年で50億円を超える金額となっております。貴重な自主財源で、市の財政に大きく貢献しているということは言うまでもなく、またそれと同時に今後も有効に活用させていただきたいと思っております。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 小中学校部活動地域移行の現状と今後についてお答えいたします。

小学校は、陸上、卓球、軟式野球、サッカー、ミニバスケットボール、吹奏楽などの部活動がありましたが、令和2年度に小学校スポーツ活動の方針を策定し、令和5年度に全ての部活動がスポーツ少年団等の地域クラブへ移行しております。

中学校では、運動部活動は陸上、卓球、バスケットボール、バレーボール、軟式野球、サッカー、ソフトテニス、柔道、剣道、バドミントン、水泳、スキーの12競技41部、文化部活動は吹奏楽、美術、家庭、科学、学習、英会話、茶道、総合文化、総合芸術の9部門12部となっております。

現在、少子化の進行により、学校単位ではチーム編成ができないといった問題から、他の中学校と合同で大会に出場している部活動もあり、部活動として活動することが困難となってきております。そのため今後は、運動部及び文化部ともに、現在策定中の中学校部活動地域移行推進計画に基づき、全ての部活動を休日及び平日も含めて地域クラブへの移行を進めていくこととしております。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 民間主体のイベントへの支援についてお答えいたします。

民間主体のイベントといっても様々な形があると思います。実行委員会を組織し、市も参画しながら行うイベントもあれば、また完全に民間主導で行うイベントもあります。また、同じイベントであっても、営利目的のもの、公益的なもの、あるいは趣味的なものと同様あると思います。

市ではこれまで、平成22年度から市民提案型事業として、地域の活性化や課題解決に取り組む自主的、公益的な活動に対し補助金を交付して、支援してまいりました。令和7年度は、こうした市民団体等が行う自主的な活動で、新総合計画に掲げる課題の解決につながる公益的な活動に対して補助金を交付する市民協働まちづくり促進事業を創設する予定としております。

この事業は、新総合計画の将来像である「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」、これの実現に向けたまちづくりを推進することを目的とした事業で、3つのコースを設けております。1つ目は市民協働コースで、5人以上で構成する市民団体等の活動が対象になり、通算3回まで利用できて、補助率が10分の8、上限30万円となっております。2つ目は初動支援コースで、設立から3年以内の団体の活動が対象で、こちらは初回1回のみですけれども、補助率が10分の10、上限10万円としております。3つ目は学生支援コースで、学生で構成される団体の活動が対象で、利用回数に制限なく、補助率10分の10、上限10万円となっております。

本事業により市民活動を支援し、総合計画に即した市民協働のまちづくりを推進してまいります。

○木村清一議長 22番、山口孝夫議員。

○22番 山口孝夫議員 答弁ありがとうございます。3回目の質問をいたします。

1の市民に寄り添った福祉の充実について、まず家族、親戚、友人、町内会、民生委員、デイサービス等の福祉施設が重要であると思います。その基本は、優しさと叱らないことだと思います。今月で96歳を迎える私の母は、この方10年、私は一回も叱ったことがありません。現在認知症はあるものの、静かに安らかに暮らしております。ちなみに、どういう生活をしていますかといいますと、簡単に言います。洗濯は洗濯機があります。その洗濯機の洗ったものは私が籠に置いて、そこに置きます。そして、その籠から取ったものを母親に、「干すのがうまいからな、上手だな」ってしゃべれば、ちゃんと干しておきます。干したものを、今度乾けば、「畳むの上手だな」ってしゃべります。そうした中でいますので、みんなから大したもんだって言われますけれども、私は全然大したものでなく、その分夜も割と出歩いているほうではないかなと思っておりますけれども、最近はやっと自重しておりますが、出かけるときに、「出かけるんだば、電気消して、鍵かってかねばまね」ってしゃべられても、「はい」って言って出てきます。これは、一つの例であります。

寄り添った福祉実現のために、市当局と町内会をはじめとする（仮称）寄り添いネットワークを構築してはいかがかと思います。これは、現在住んでいる人は遠い親戚より

も近くの他人、近くの他人で町内会の中に入っている町内会長がほとんど把握しております。そのネットワークをしっかりとやっていけば、誰一人取り残さないという大事なテーマに向けても合致するのではないかと思いますので、御検討、御答弁願います。

2の地域の特色を生かした経済の活性化について、ふるさと納税についてはスタートが平成20年、261万円であったと。その次が……

（「平成30年」と呼ぶ者あり）

先ほど言いましたけれども、2億円ですね。それから6年たった後は10億円という、そんな中で推移しております。ここ2年ぐらいは、2年前まではトップを切っていたんですけども、何か弘前に抜かれて、2位に甘んじていましたけれども、それでもこの5万人の五所川原で10億円を上げるということは、大いに称賛すべきものと思っております。

そしてまた、商品提供者と緊密な連携を図り、首位奪還を目指して知恵を絞り、考えてもらいたい。過去の実績を忘れて、新たな取組の仕方も必要ではないかと思っております。答弁はよろしいです。

次に、3、豊かな教養を育む教育・人づくりについて、これもちょっと話ししておきたいなと思っております。15年くらい前、金木芦野公園、桜まつりでの話です。中学校3年生4人が公園内、招魂堂に来て、さい銭箱に4人がさい銭を入れたところから始まります。ちょっと学校から見れば問題児かなと思ったが、さい銭箱にお金を入れたことが気に入り、「さあさあ、中さ入ってコーヒー飲まねが」、中に入れて話したら、先生の悪口、校長の悪口、学校に行きたくない、勉強もしたくない話をし、そこで「何も頭悪ぐねんだね」って言ったら、「えっ」ってこっちの顔見て、すぐさま「車好きだが」って聞いたら、「好きだ」って、「免許取りたいべ」ったっきゃ、「取りたい。でも、頭いぐねぐねえよ」って。「恐らく車取るには90点ぐらい取れば上がるから」、90点といっても、彼らにすればすごい点数だと思うんです。それでも「90点取れば受かるから、好きなことをやるためだから、勉強すれば必ず受かる。間違いない。だから、頭何も悪くないよ。頑張れ」と言った。帰る背中には自信がみなぎっていた感じがした。

それでは、小中学校部活動の地域移行についてでありますけれども、答弁ありがとうございます。市の中学校部活動地域移行推進計画、令和5年度から3年間を改革推進期間と位置づけ、2回目の答弁を聞き、考えるに、運動部、文化部ともに地域移行したものの、これから地域移行する活動に対し、教育部としての関わりについて、どのように対応するのか、施設利用を含め、答弁願います。

4番目、将来を見据えた安全安心なまちづくりについて、適切な対応方針、ありがと

うございます。今月、3月8日にはオルテンシアにおいて音フェス、4月19日、20日と菊ヶ丘桜祭りがありますが、昨年は1万人ぐらい来たと言っていました。私もそこに行きましたけれども。この五所川原を音楽活動で大いに盛り上げようとの企画です。適切な支援をよろしくお願いいたします。答弁は要りません。

最後に、令和7年度は新たな市総合計画スタートの年で、これからの5年間は非常に重要な年であるとのことでした。市民に優しく寄り添い、ふるさとを知り、子供から大人まで自分が自分らしく輝ける、安全、安心なまちであり続けることを、私を含め、みんなが進めることを願い、会派を代表しての代表質問として終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 ただいま議員のほうから、寄り添った福祉実現のために、(仮称)寄り添いネットワークを構築してはどうかという御提案をいただきました。

今般策定されました新総合計画の基本構想の中で、まちづくりの理念の中で、「地域で支え合う、だれ一人取り残さないまちづくり」というのを理念の1番目に掲げております。この中で、市民一人一人が地域社会を担う一員であるという意識を持つことで、日頃からの気配り、思いやりを基本として、地域の人同士がつながり、互助の精神を持って支え合う、誰一人取り残さないまちづくりを推進しますというふうに計画の中でうたっております。

先ほど答弁の中でも申し上げましたが、地域の中で最も身近な地域コミュニティは町内会であると認識をしております。議員の御提案のありました寄り添いネットワークがありますが、地域において配慮の必要な方へ支援をしていく上で、大変重要であると考えております。議員の御提案を参考にさせていただきながら、市においても地域における見守り体制の充実、そういった互助の精神、そういったところに向けて、地域づくり、地域の施策を充実させるように取り組んでまいりたいと考えております。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 中学校部活動の地域移行に関して、まず受皿となる地域クラブや指導者の確保が重要となってまいります。そのため、教育委員会としては、まず地域クラブへの関わり方として、地域クラブ設立に向けた規約等の作成支援、指導者に対する資質向上のための研修会の開催、指導者を確保するため指導者資格取得支援の検討、また施設の利用なんですけれども、まず活動場所の支援として、学校施設を無料で優先的に使用できるよう配慮していきたいと考えております。

○木村清一議長 以上をもって市民の声を聴く孝志会、山口孝夫議員の代表質問を終了い

たします。

次に、自民公明クラブ、木村慶憲議員の質問を許可いたします。15番、木村慶憲議員。

○15番 木村慶憲議員 改めておはようございます。自民公明クラブの木村慶憲です。令和7年第2回定例会に当たり、会派を代表して、通告に従い質問いたします。

まずは、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。施政方針とは、市長の当該年度の市政運営の考え方や基本方針であり、それにより行政施策をどのように進めていくのか表明するものであります。施政方針の冒頭において、「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」の実現のため、市民がつながることで相乗効果、言わばシナジーを生み出せるまちを目指したいとあります。シナジーとは、はてと調べてみますと、相乗効果のことだそうです。わざわざ同じ意味の言葉を日本語と英語で重ねて使うということは、佐々木市長のよほどの思い入れがあるのでしょうか。それにしても、市民に向けた施政方針の冒頭の表現としてふさわしい表現なのか、はてなと疑問を感じたのは私だけでしょうか。市民とつながるためには、市民に向けた分かりやすい表現であるべきという考えに至らなかったことをとても残念に思います。

それでは、代表質問として、市長の施政方針における新たな総合計画の4つの柱である1つ目、市民に寄り添った福祉の充実、2つ目、地域の特色を生かした経済の活性化、3つ目、豊かな教養を育む教育・人づくり、4つ目、将来を見据えた安全安心なまちづくり、これについてそれぞれ質問させていただきます。

1つ目の市民に寄り添った福祉の充実についてであります。アの質問として、施政方針においては子供の医療費や学校給食費の無償化の継続とありますが、これは子育て支援は新しい取組はないということですね。学校給食無償化は、昨年から青森県の施策となっています。当市では、市独自の事業として実施していたことから、本事業については令和7年度から県が事業費を負担することとなります。市の負担から県の負担に変わることによって、これまでの費用が浮くこととなります。この財源を新たな子育て支援に使うという発想はないのでしょうか。

イとして、障がい者福祉施策についてですが、知識の普及や展示会などのイベント開催を施策として発表しておられますが、これだけで誰一人取り残さない社会の実現につながるというのにはいささか無理があるように思えてなりません。最も重要なことは、障がいを持つ方のニーズを把握し、雇用施策と福祉施策連携による持続可能な就労支援に結びつけられないといけないのではないのでしょうか。市長の考えをお伺いいたします。

ウとして、当市の福祉の現状について、市長はどこまで認識されているのでしょうか。例えば市の福祉制度を根本から支えているのが民生委員です。この人材が慢性的に不足

しています。担い手がないために民生委員の負担が大きくなり、新たに引き受ける人がないという悪循環に陥っています。このままでは地域の福祉制度は破綻します。今までキャッチフレーズとイベントだけで対策してきた結果がこれです。大事なことは、補聴器の購入費助成や講演会の開催よりも、制度を支える人材の育成ではありませんか。このような現状を踏まえて、市民に寄り添った福祉の充実をどのように実現しようとしているのか、市長にお伺いいたします。

2つ目の柱の地域の特色を生かした経済の活性化についてであります。質問のアとして、斜陽館や十三湊遺跡などの文化観光資源についての魅力の発信を引き続き推進することとあります。これは、特別なことではなく、当然のことであり、これまでも行ってきたこととあります。日本全国インバウンドでにぎわっていますが、観光客でにぎわっているところは、やはり情報発信やインフラの整備などに十分投資しています。市内の観光施設については、魅力の発信を引き続き推進するという姿勢では生ぬるいと言えません。現状の取組で、今のままで観光客が増加するとはとても思えません。市長は、当市の観光収入について、観光資源についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。観光客の入り込み数や経済効果の額など、想定している目標値について、数値をはっきりと教えてください。

質問のイとして、立佞武多の館については、令和8年夏のリニューアル後について述べられていましたが、年度中休館となる令和7年度についての経済対策に触れていないのはなぜでしょうか。市の観光拠点である立佞武多の館は、北東北及び奥津軽観光のツアーにも組み込まれていて、近隣の飲食店はツアー客の昼食会場として利用されているほか、斜陽館や津軽鉄道などへの観光を経由する施設でもあります。完全休館により落ち込む観光関連収入に対して、何かしらの対策が必要なのではないでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

ウの質問として、農業施策について、業務用野菜の生産などは安定供給が重要であるため、雪国においてのハードルはかなり高いと思われます。今冬は、豪雪によって農業用ハウスの被害が増加しています。地球温暖化による豪雪だということで、これからも豪雪が続くと予想される中、業務用野菜のほかにも施設園芸への参入、スマート農業などに資する取組に対し、包括的なメニューを創設するとしていますが、令和7年度の当初予算には農業収益力向上事業として約600万円が計上されています。市の基幹産業である農業施策のてこ入れとして、前に述べた施策を全て行うのでしょうか。また、この事業は、新規事業ではありません。包括的メニューの創設ということですので、これまで実施していた事業内容と令和7年度の事業内容の相違点をお知らせください。

エの質問として、農業には競争力も欠かせません。例えば業務用野菜の生産に対する支援を行うのであれば、雪に強い農業に向けた施策をいち早く進めるべきではないでしょうか。あれもこれもとメニューを増やすだけで、事業の予算は小出しに抑えるのでは、さしたる効果も見えず、何よりも無駄遣いに終わってしまうことが危惧される場所があります。優先順位をつける、必要なものにはしっかりと投資すると耳ざわりのいい言葉が並んだ施政方針には明らかに矛盾しています。これについて市長の御意見を伺います。

また農産振興については、例年どおりのイベントしかないですよ。また、市の製品の販路拡大はふるさと納税を通じて図るだけなのではないでしょうか、お知らせ願います。

3の柱、豊かな教養を育む教育・人づくりについてであります。アの質問として、いじめや不登校の対策として、協議会、研修会、情報共有など対応を協議していくことで、全ての子供が安心して共に学び、保護者にとって信頼できる教育環境づくりを進めるとのことですが、未然に防ぎ切れないのがいじめや不登校であります。不登校となっている児童生徒に対して声をかけ、学びの場を提供することも必要です。現在は、中央公民館に教育支援センターを設置し、五所川原市だけでなく、広域での取組をしていますが、部屋も狭く、快適に学習できるという環境とは思えません。施政方針では、生涯学習においては子供から大人まで自発的に学習できる環境を提供するとありますが、教育支援センターもまさしくそういう場所を活用すべきだと思います。ただ、そのような場所はどこにありますか。中央公民館は老朽化が進み、教育支援センターや一部の研修室と事務室以外には冷暖房がなく、夏の利用は危険とも言える状況にあります。自発的に学習できる環境について詳しく御説明ください。

イの質問として、中学校部活動の地域移行については、少子化や教員の働き方改革などで活動の場を見直す必要があることは理解できます。ただ、地域移行には越えなければいけないハードルがあります。1つ、クラブの運営費負担、2つ、指導者の確保、3つ、クラブを開催する場所の確保、4つ目、生徒の送迎など、簡単にクリアできない大きな問題であります。当市では、吹奏クラブの練習施設の確保がつかず、つがる市にクラブ自体が移行してしまったという例があります。これが豊かな教養を育む教育・人づくりの実態です。地域住民が主体と突き放す前に、行政が親身に寄り添って子供たちの活動をバックアップし、地域移行がどうしても必要なのであれば、スムーズに進められるように寄り添ってもらえないものかと思いますが、いかがでしょうか。

4つ目の柱、将来を見据えた安全安心なまちづくりについて伺います。アの質問として、市循環バスに代わり、新たなA I デマンド交通の導入に加え、予約型乗合タクシー

の再編を講じるとありますが、市循環バスを止める理由は何でしょうか。費用対効果の比較、利用者の利便性など、様々な要素で比較検討した結果でしょうか、お知らせください。

イの質問として、金木地区において公共ライドシェアが4月から開始されるそうですが、民間のライドシェアは白ナンバーでの営業となります。市長さんは、長らくタクシー会社の経営に携わってきたので、釈迦に説法かもしれませんが、営業ナンバーであるタクシーの運転手は2種免許を持ち、専任で、アルバイトは不可、車両は3か月ごとの点検が義務づけられております。その他にも様々な制約で、お客さんの安全を担保しております。それを採算性だけで白ナンバーであるライドシェアに切り替えてもいいのでしょうか。もっと慎重な議論が必要であると思います。これについて市長の意見を伺います。

ウの質問として、昨年12月に青森県沖日本海の南側における洋上風力発電事業者が選定され、地元への経済効果が期待されております。2050年のゼロカーボンを実現しようと考えているのであれば、経済的にも効果があるこのような事業に関わることが必要だと思います。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）ということで、地域温暖化対策実行計画の策定経費が予算に計上されていますが、これは、温室効果ガス排出量の削減に資する施策は計画書の策定だけなのでしょうか。令和7年度に推進する環境施策はほかにないのか、あれば具体的にお知らせください。

エの質問として、芦野公園の危険木と日当たりの妨げとなる樹木の伐採を行うことで魅力を向上させるということですが、これは公園で日常的に行われる管理にしかすぎず、今までのずさんな管理ゆえの産物であります。桜の時期以外でも散策してもらえようような、人を呼び込む工夫とか何か対策はないのでしょうか。観光施策としてとても重要だと思うのですが、どのように考えているのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。多岐にわたっておりますので、簡単明瞭によりしくお願いします。

ありがとうございました。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうから3点についてお答えをさせていただきます。

まず、民生委員の高齢化や人材不足についてでありますけれども、高齢化、そして核家族化が進行する中で、現実にはやはり人と人とのつながりが大変希薄になっているのが昨今の状況だと思っております。地域は多くの課題を抱えており、民生委員の存在が今

後ますます重要になってくるという社会情勢にあることも承知をしております。

令和7年度は、3年の任期終了による一斉の改選が行われる年であります。高齢化とともに成り手不足が課題となっておりますが、町内会と連携をしながら候補者を確保していかなければならないとまずは考えております。

持続可能な民生委員の活動を維持するためには、まず成り手不足に対する対策を講じることが重要だと思っております。その対策として、市の職員が業務の経験を生かし、地域の中で積極的にリーダーシップを取っていくことが一つの手段と考えております。今後、市職員に対して、日頃から行政職員であると同時に、地域コミュニティの一員としての役割を果たすとともに、退職後も民生委員などの地域を支える担い手となるよう、庁内においても啓発を進めていきたいと思っております。現在、百三十数名の民生委員の中に市のOBが残念ながら6名しかおりません。今後のことを考えると、市のOBがそれぞれの住んでいる地域の中で民生委員・児童委員を積極的に受けるようなことを、庁内の中で今から呼びかけていきたいと考えております。

市民、事業者、そして行政などがそれぞれの強みを生かしながら、市民協働による地域づくりにしっかりと取り組んでまいります。

次に、観光によるにぎわいを創出するための投資が今以上に必要と考えるが、それに対してどうかということについてお答えをさせていただきます。まず、当市では観光施設の維持管理や立佞武多の制作、まつり開催補助金等への投資をしており、今年度からは立佞武多の館の大規模改修、今年、来年、令和7年度、令和8年度までで約20億円の大規模改修の投資を行います。

観光による経済効果の把握については、年間を通した観光消費額を算出するのは難しいですが、昨年立佞武多では5日間で約29万人の観光客、これは実数に近い数字です。そして、市内で支出した宿泊費、そして交通費、この消費額には立佞武多の制作及び運行費も含まれるということですので、その観光消費額に伴う経済の波及効果が約29億円余りであったと発表されております。

今後さらなる経済効果を高めるため、地域の経済活性化を促進していくためには、まずは観光客が宿泊をして、この五所川原に滞在する時間を増やすことで効果が出てくることと思いますので、現在、市では宿泊施設が不足しているのが現実ですので、観光施策を進める上での課題として、宿泊施設を今後どう増やしていくかということが大きな課題となってくると認識をしております。

そうした課題を解決するためには、民間の投資等が不可欠であり、今後官民連携をしながら観光施策を検討して進めてまいりたいと考えております。

次に、農業収益力向上支援についてであります。今農業においては、農家の高齢化、そして当然ながら担い手や後継者不足が、これは全国的な課題でありますけれども、当市においても解決しなければならない喫緊の課題だと思っております。経営の安定化を図ることが重要でありますので、そのために、まずは農業技術の継承支援や初期投資支援などにより、新規就農者をはじめとした新たな担い手の育成、確保を目指しながら、まずは圃場の大規模化、そして用排水機能の強化によって、これから若い人たちがスマート農業に積極的に取り組んでいくような状況をまずつくっていかねばならないと思っております。その上において、農業人材の確保と省力、そして低コスト経営への支援を中心とした農業施策を展開してまいりたいと考えております。

令和7年度の新規事業については、後ほど経済部長のほうに答弁をさせたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 県の学校給食費に係る交付金が学校給食費への全額充当可能となったので、その分、新たな子育て支援策を検討しないのかという御質問がありました。議員おっしゃるとおり、当該交付金は、今回の制度改正により、全ての無償化事業の交付率が10割に見直されました。また、既に学校給食費を無償化している市町村においても、学校給食費への充当が認められたところでもあります。

これにより、当市においても令和7年度は学校給食費の無償化に当該交付金を全額充当することとし、その分、昨年この交付金を活用して開始した子供インフルエンザ予防接種費用の助成や、2歳児の保育料無償化、フッ化物洗口、それらの事業は市の単独事業となったところでもあります。これらの子育て支援策は、昨年の議会でも御説明したとおり、将来を見据えた継続性というものを考慮して開始した事業でありまして、市の単独事業となっても、学校給食費以外の新たな子育て支援策として令和7年度も継続実施するものであります。

また、県の交付金によらずとも、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問する子育て世帯訪問支援事業や、立佞武多の館に設置する予定の子供の居場所事業を新規に始めることとするほか、病児保育事業に関しても拡充するなど、さらなる子育て支援の充実に努めているところであります。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 ただいま障がい者の就労支援の関係と、あと民生委員の人材の不足、この2点について御質問をいただきました。

まず、障がい者の雇用と福祉のニーズに対応した持続可能な就労支援ということにつ

いてお答えをいたします。市では、障がいのある方の自立や社会参加の充実を図るため、障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを提供しております。その中でも、一般企業での就労が困難な方に、知識、能力向上のため必要な訓練を行う就労継続支援のサービスは、利用者数も増加傾向にあり、障がい者の社会参加に寄与しているものと考えております。

一方、福祉サービスから一般企業への就労へ移行する件数は増加が見られず、一般企業へ就労したとしても、その後の定着が難しいとの情報が公共職業安定所からも届いております。このことにつきましては、社会の中で障がいに対する理解が進んでいないことが一つの要因であると考えられ、障がいに対する理解促進、啓発を一層推し進めていく必要があると感じております。

令和6年4月施行の障がい者差別解消法では、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。こうした背景もベースとして、障がいのある方の社会参加を支援するため、誰もがお互いを尊重し合う社会を目指して、障がいに対する理解促進、啓発を様々な機会を利用して推進してまいりたいと考えてございます。

続きまして、地域福祉のための民生委員の現状についてお答えをいたします。民生委員は、社会奉仕の精神を持って社会福祉の増進に貢献し、住民の身近な相談者として、地域にとって欠かせない役割を担っております。

市の民生委員・児童委員、主任児童委員の定数は143名で、現員数は139名となっており、4名の欠員が生じている状況でございます。現任の民生委員の平均年齢は71歳で、80歳代で活動している方が14名いらっしゃいます。一方で、60歳未満の方は現在極端に少ない状況であり、高齢化が進んでおります。また、令和5年度に住民から民生委員が受けた相談件数は2,758件にも及び、年々増加傾向にあります。

今後は、特に新任の方の確保、育成が重要であり、若手民生委員の推薦はもとより、民生委員が活動しやすい環境を整え、さらに研修会の開催などを充実させていく必要があると考えております。

地域社会において、地域のために活動する民生委員の役割、重要性について啓発し、また感謝の気持ちを持っていただき、地域貢献をしたい方が一人でも増えるような機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館休館による影響についてお答えします。

立佞武多の館周辺にある飲食店、宿泊施設、交通事業者に対して対面調査を実施しましたところ、飲食店は多くは影響があるとしたものの、立佞武多の館からの紹介を受け

て観光客が来店することに対する影響は限定的であり、来店者のほとんどが観光の目的ではなく、飲食利用であるため、実際のところは分からないといった事業者がほとんどでありました。一方、宿泊施設や交通事業者についても影響があるとのことですが、こちらは主に団体旅行商品としてツアーを組む際には、多少の影響があるのではないかとこの意見でございました。

市としましては、補助金等直接的な支援は検討しておりませんが、飲食店については、立佞武多の館改修工事の関係者へ利用を促すことや、情報発信の強化をこれまで以上に図ることで、間接的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、令和7年度の農業に関する新規事業についてお答えします。農業収益力向上支援事業は、地域農業の収益力向上に資する取組を包括的に支援、実施することを目的とした複数メニューから成る農業機械、施設等を対象とする補助事業であります。スマート農業推進タイプ、施設園芸への参入支援タイプに加えて、令和7年度からは新たに生産費の低コスト化支援及び業務用野菜の新規導入に係る取組支援を追加しております。

このように各取組を集約した事業とする背景として、既存事業であったスマート農業推進事業、施設園芸への参入応援事業といった現在の営農体系を維持、発展することを目的とした事業に加え、昨今の担い手不足や食料安保上のリスクの高まりなど、農業情勢の変化に対応することを目的としたものであります。

令和7年度は、予算の範囲内で各取組メニューに係る要望量の把握や事業効果の検証に重点を置くこととし、農業者や関係機関等からの意見聴取、また農業情勢を勘案しながら優先的な取組を選定していくなど、持続可能な地域農業に向けて効果的な事業運用を図っていきたいと考えております。

続いて、物産振興に関して、ふるさと納税に頼らない販路拡大の取組についてお答えいたします。市では、ふるさと納税制度を通じて事業者の販路拡大を支援し、米やリンゴをはじめとする市産品やその加工品の認知度及びブランド力向上に努めながら、その魅力を全国に発信しております。

また、令和5年度に地域の事業者を対象として、商品、サービスの開発や改良、効果的な情報発信や販売促進活動等、幅広い相談に対応する地域事業者支援ルームを開設するとともに、ごしょがわらチャレンジ補助金を創設し、支援ルームでの相談を踏まえて、市産品を活用した新商品の開発や販路開拓に係る費用の一部を助成しているところであります。

さらに、チャレンジ補助金を活用して誕生した新商品の発表会や一般消費者向けの販売会を実施しているほか、県との連携により、国内外の事業者を当市に招聘することで

商談機会の場を確保し、地域の事業者に参加を促す等の取組を行っております。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それではまず、生涯学習の場として、自発的な学習の場としてはどこがあるかということについてお答えいたします。

まず、生涯学習の場として中心的場所は、やはり中央公民館、これを想定しております。中央公民館のエアコンの設置状況ですけれども、利用頻度が高い1階の和室、2階の第1会議室と第3会議室、3階の第1研修室と教育支援センターにまずは設置されております。今後につきましては、その利用状況、これを勘案しながら、エアコンの設置については検討していきたいと考えております。

また、そのほかに自発的に学習できる場所といたしまして、図書館2階の学習室や本庁舎2階の談話コーナーのほか、来年度から改修予定となっている立佞武多の館につきましても、リニューアル基本計画に基づき、4階の一室を中高校生の居場所として整備する予定となっておりますので、活用していただくことを考えております。

続いて、中学校部活動の地域移行の経費のバックアップについて、どのように考えているかということについてお答えいたします。まず、地域クラブの運営には、活動場所の使用料金、指導者に対する謝礼などのほか、様々な経費が発生いたします。また、これらの財源として、会費による収入や企業の協賛による収入なども検討する必要があります。教育委員会といたしましては、将来的に地域クラブが自立的な運営を実現し、また活動を継続できるよう、受益者負担を基本として検討していきたいと考えております。

また、地域クラブに対しての支援として、クラブ運営に関する講習会の開催、指導者の資質向上を図るためのスポーツハラスメント防止等に関する指導者研修会の開催、指導者確保のための指導者資格取得の支援の検討を行い、さらに活動場所支援として学校施設を無料で優先的に使用できるよう配慮してまいります。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 市循環バスなどの運行継続の余地はなかったのか、また費用対効果や利便性など十分に考慮したのかについてお答えいたします。

市では、バス運行事業者より、運転手不足を主な原因として廃線の打診を昨年10月に受けた段階から、路線維持に向け、幾度も協議を重ねてまいりましたが、路線の継続が困難であるとの結論に至ったものであります。

代替交通として、バスからジャンボタクシーに替えた運行やコミュニティバスなどによる運行などを検討いたしましたが、定員の制限による乗車ができない可能性や、運転手の確保に関する課題など、解決が困難でありました。そのため、費用対効果や利便性

など総合的に勘案した結果、市循環バスの代わりとして乗合型のA I デマンド交通を導入、七和線、飯詰線の代わりとして運行中の予約型乗合タクシーを拡充することといたしました。

再編前後の事業費は同程度の試算でありますけれども、これまでバス停から遠く利用が困難だった方も、町内や自宅から乗り降りができるようになり、今まで以上に利便性の向上が図られるものと考えております。

なお、予約型乗合タクシーの拡充についての説明や意見を聞く住民懇談会は、2月12日に七和、梅沢地区で、2月14日に一野坪、飯詰、水野尾地区で開催したところ、参加者からは利便性が上がるとおおむね好評をいただいております。

また、A I デマンド交通に当たっては、新年度で住民説明会を開催しながら、町内会ごとの乗降場所を決定していく予定でございます。

続きまして、金木地域で運行するライドシェアについて、利用者の安全性などを考慮した慎重な議論がなされたのかについてお答えいたします。令和5年3月に地域唯一のタクシー事業者の廃業を契機に、同年8月から予約型乗合タクシーを運行していましたが、さらなる利便性の向上を図るため、法律の規制緩和などのタイミングで、令和6年10月から自治体ライドシェア、現在では公共ライドシェアと名称の変更になっておりますものが導入に至ったものです。

運行に当たり、国、県、警察の担当者や交通事業者、住民の代表者など、12名が委員となっている五所川原市地域公共交通活性化協議会において、運行形態や安全性について協議の上、了承をいただいております。

なお、車両管理は定期的な法定点検を行うとともに、道路運送車両法に基づき、運転手が運行前の日常点検を実施しております。運転及び運行管理に関しても、道路運送法に基づく認定講習を受講した運転手及び運行管理責任者が担当しており、安全性は保たれていると思っております。

今後も安心して御利用いただけるよう運行してまいります。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えをいたします。

環境対策の分野の御質問であります。市ではこれまでも、市民に対してはごみの分別や減量化、それから市としてはゼロカーボンシティの宣言でありますとか、あるいは市役所の内部、市役所の本庁舎でありますけれども、市の中でも一番大規模な事業所の一つとして、率先行動計画と称しまして、環境問題に対して、ごみの減量化ですとか、省エネルギーに関して努めてきているところでございます。

これに加えて、令和7年度は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定する予定にしております。今回策定を計画しております地方公共団体実行計画の区域施策編ですが、その区域の自然的社会的条件に応じ、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画でございます。計画期間に達成すべき目標を設定し、実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、それから省エネルギーの促進、廃棄物等の発生抑制等、循環型社会の形成について定めるものとされております。

市町村においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、ただいま申し上げました計画を策定するよう努力義務が課されているところでございます。市といたしましては、令和7年度に民間も含めた協議会を立ち上げ、再生可能エネルギーの導入などの施策について協議をし、当該計画の策定を行うとともに、脱炭素化の取組を加速させてまいりたいと考えております。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 芦野公園についての御質問がございました。まず、芦野公園、危険木の伐採についてでございますけれども、これまでも職員による危険木のパトロールを実施しておりますが、これに加えて、今後は樹木医等の専門家への委託による危険木調査の結果を基に伐採を行うこととし、より安全、安心な環境を提供したいと考えてございます。

また、芦野公園の魅力向上策につきましては、これまで園内の美化活動に注力することで魅力向上に努めてまいりましたが、現在、年度内の完成に向けて芦野公園整備計画を策定中でございます。この中で、桜の樹勢回復及び紅葉散策路の整備を数か年で実施する予定としておりまして、将来的には芦野公園が春は桜、秋は紅葉と広く認知され、魅力向上するよう努めてまいります。

令和7年度におきましては、桜の樹勢回復のため松を伐採するとともに、遊歩道沿いを整備し、日常的な健康づくり、触れ合いの場、市民の憩いの場を提供したいと考えております。

○木村清一議長 15番、木村慶憲議員。

○15番 木村慶憲議員 ありがとうございます。2回目の質問を通告しておりましたけれども、今1回目の答弁を頂戴いたしまして、かなり重複する答弁ありますので、2回目の質問については提言、要望となりますので、答弁は必要ございません。

まず、地域の特色を生かした経済の活性化の農業施策の物産振興についてでございます。地域の農産物とか生産品は、PRによって消費者の購買意識が大きく左右されます。

このことから、ブランド化や希少性を様々な形でアピールしたり、トップセールスなど、ふるさと納税だけに頼らない販路拡大は絶対に必要なのではないのでしょうか。今後ひとつその点に留意しながら進めていただきたいと思います。

それから、将来を見据えた安心安全なまちづくりについての、市循環バスに代わり新たなAIデマンド交通の導入に加えて、予約型乗合タクシーの再編ということで、1回目答弁を頂戴いたしました。市循環バスの廃止については、通常は激変緩和のため乗降客の少ない路線から廃止し、廃止による影響や動向を踏まえた上で次の段階に進めるものだと思いますが、ばっさりと一気に全てを廃止した。これはちょっといかがなものかと思ひまして、1回目の質問をさせていただきました。今後こういうふうな路線の変更とか、いろんな部分出てきますでしょうから、やはり事前に地域住民にひとつ説明、それから市民の方にもお願いしたいと思います。何かしら一方的にばっさりというような感が否めなかったので、1回目の質問といたしました。

すみません。一つ忘れていました。中学校の部活動の地域移行についてでございます。これ1回目答弁を頂戴しました。言葉、適切かどうか分かりませんが、部活動の地域移行イコール学校から受益者への丸投げということにしか、内容を見れば、思ったのは私だけでしょうか。もちろん先ほど答弁でありましたように、支援として今後配慮するということなんですけれども、まずクラブの運営負担にしても、指導者の確保、クラブを開催する場の確保、生徒の送迎等々、全て負担かかるわけです。イコールこれは受益者に対する負担というふうになります。

例えばこの中で、1回目の答弁にありましたように、経済的に困窮する世帯への支援とか、受益者本人ないしは保護者、これが、「私、経済的に困窮しているから、部活動の受益分負担、無理ですのでやめます」とか、それから生徒さんあたりは、「うちで生活困窮していますので、何とか補助をお願いします」とは、どこにもそれは言いづらいです。ですので、やはり文書で、各受益者の今現在利用している方へ、こういうふうな補助もごございますよということで、文書を事前に、こういうふうな補助がごございますということで周知していただければよろしいかなと思っています。その点についてよろしく願いいたします。

議長、引き続き質問よろしいでしょうか。

○木村清一議長 はい。

○15番 木村慶憲議員 質問というよりも、今日質問しました総括的なことと、それから市長に対する、今後の意見、思いをお尋ねしたいと思っております。

令和7年度の施策は、更新時期による工事や老朽化した施設の補修や建て替え、さら

には不要となった公共施設の解体などばかりで、令和7年度施政方針に掲げる一人一人が輝ける施策は見つけることはできませんでした。この冬は、多くの市民が雪に苦しみました。これから高齢化がさらに進んで、だんだん体が動かなくなる。私どももそうでございます。今以上に雪に苦しめられると思うと、ここで暮らしていけるんだべがというのが多くの市民の声です。雪に負けない五所川原を目指し、除雪体制や除雪支援などの施策を考えてみるとか、助け合いができるように、施政方針の冒頭に書かれていた市民がつながるためのコミュニケーションを図るとか、直接的、間接的に暮らしに密着した事業こそが五所川原市で暮らす人を輝かせるように思いますが、いかがでしょうか。市長、思いあればひとつ御意見。もう一つある。ここで1つ区切って。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 木村慶憲議員が言ったとおりだと思っております。

その前に1つ、木村議員が言ったクラブの地域移行、これについて、確かに受益者負担と言えば身も蓋もありませんけれども、やはりそれぞれの生活環境が違いますので、子供たちがしっかりと部活動に取り組める機会を確保するのが一番の最優先のことだと思っております。そのためにも、まずはそれを受け入れる地域クラブがしっかりと運営できなければ元も子もないということで、地域クラブの育成もしっかり考えながら、その辺様々な支援体制をまず取っていきたいと思っておりますし、先ほど木村慶憲議員が言ったように、その辺をしっかり考慮しながらこれから対応してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 15番、木村慶憲議員。

○15番 木村慶憲議員 最後の市長からの思い。市長、聞き苦しいでしょうけれども、令和6年度は当市で前副市長が逮捕されるという大きな事件がございました。今定例会の冒頭の挨拶の中でちょこっと市長のほうから触れられていましたけれども、市長は一貫して事件とは無関係だというような物言いで発言をされていますが、その事件に対する反省や再発防止対策などが令和7年度の施政方針に全く書かれていないのはどういうことなのでしょう。反省があって、検証、究明して、初めて前進できるものだと思います。施政方針の冒頭に書かれた「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」といううたい文句はすばらしいです。そして最後は、「市民の皆様におかれましては、引き続き御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます」と結ばれております。しかし、大きな不祥事に対し、触れたくないものから目を背け、市のトップとして部下の不祥事について一言もない施政方針を出すという市長に対して、市民からの支援と協力が得られるとお思いでしょうか。これについて、ひとつ最後、市長、思い、御意見ございました

ら。

○木村清一議長 市長、最後。

○佐々木孝昌市長 確かにその辺の認識は違いがあると思います。私は、施政方針では過去については冒頭でしっかりとおわびをさせていただいて、令和6年度中にしっかりと新年度からスタートする入札制度を確立してまいるということは申し上げております。ですから、令和7年度の施政方針は、あくまでもビジョンを語るものであって、そのことにはあえて触れておりません。

そういう意味で、これから間違いなく人口減少が始まります。山口議員の質問にも答えたように、なぜ2040年を見据えたか、それは2040年には人口が3万6,000人になる、そして高齢化率が49.1%、1万7,600人の65歳以上の高齢者が五所川原市に在住することになります。そのうち20%の方は認知症を発症すると言われていています。そういう地域の中で、誰しもが自由に、自分らしく過ごせるまちをつくっていかねばならないということで、今回の施政方針をつくらせていただいて、その目指す将来像が「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」、これはなかなか難しいことですが、そういう社会の中であって、やはり全体の中で相互信頼をしっかりと築く、その信頼関係を結んだ上で、できることをしっかりと自分でやっていく。そして、最終的には相互で依存する社会なんです。自分でできることは相手にしてやる、自分でできないことは相手から支えてもらうような、相互依存の社会をつくっていくことがこれからの高齢化、人口減少社会の中で不可欠なものだと思っておりますので、その辺を含めながらしっかりと、市民誰しもがこの地域に愛着を持って、住んでよかったと思えるまちを皆様方とともにつくっていきたく思っておりますので、御理解をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○木村清一議長 以上をもって自民公明クラブ、木村慶憲議員の代表質問を終了いたします。

次に、三和会、成田和美議員の質問を許可いたします。12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 改めましておはようございます。三和会の成田和美です。ようやく雪も解けて、春らしい日差しになったわけでございますけれども、今週の週間予報を見ますと、何か水曜日ぐらいにまた寒気が戻ってきて寒くなるということで、皆さん、お体には十分御留意願いたいと思います。

それでは、質問に入ります。令和7年第2回定例会、会派を代表いたしまして質問させていただきます。

今回、佐々木市長は、令和7年第2回定例会に当たり、市政運営に関する基本方針に

ついて述べたわけでありませけれども、このたび、施政方針では新たな総合計画で4つの柱ということで述べられました。そこで、この4つの柱について質問させていただきます。

まず、1つ目の柱として、市民に寄り添った福祉の充実についてであります。高齢化社会においていろいろな問題、課題が出てくるわけでありませけれども、そこでお聞きしたいのは人材不足の問題であります。これは、どの業種でも人材不足で、特に深刻なのは介護人材不足ということで、テレビ、新聞等でも報道されておりました。当市も例外ではありません。高齢者が安全で安心な生活ができるためには介護のサポートが必要です。

そこで、お伺いいたします。今後当市では、介護人材不足の解消としてどのように向かっていくのか、どのように対応していくのかお聞きいたします。

次に、2つ目の柱として、地域の特色を生かした経済の活性化についてであります。ここでお聞きしたいのは農業施策であります。農業経営に関しては、いろいろ課題があるわけですが、今年度は米価が上がり、生産者にとりましては安堵していることと思えます。そこでお伺いしたいのは、新規就農者等に対する支援についてです。これを機にやりたい、やってみたいという方が出てくると思えます。ただ、農業経営をする場合は、技術や支援が必要となってくると思えます。

そこで、お聞きします。当市は、このような就農者に対してどのような支援をしていくのかお聞きいたします。

次に、3つ目の柱として、豊かな教養を育む教育・人づくりであります。3つ目の柱として学校教育について書かれているわけですが、生徒の減少で教育環境の差が懸念されるわけですが、このたび、時代の流れで三好小学校が閉校となり、4月からは五所川原小学校と統合、さらには市浦地区の場合は小学校、中学校の併置校と再編が進められています。

そこで、お聞きいたします。今後児童生徒数が減少していく中で、当市はこのような問題にどう取り組んでいくのかをお聞きいたします。

次に、4つ目の柱、将来を見据えた安全安心なまちづくりであります。ここでは、安全安心なまちづくりとして、子供の遊び場についてお聞きいたします。ここでは、子育て家庭のコミュニケーションの場としても重要な役割を果たしている公園の整備について書かれておりました。

そこで、お聞きいたします。当市では、この公園に関して、どのように整備して、どのように維持していくのかお伺いいたします。私も子供と公園に行きますが、場所によ

っては遊具もかなり老朽化して、子供にとっては危ない遊具もあります。公園は、整備、維持していただきたいと思います。

以上、4つの質問に対しまして理事者側の誠意ある答弁をお願い申し上げまして、1回目の質問といたします。

よろしく申し上げます。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうから施政方針について示せについてお答えをいたしたいと思います。

まずは、先ほど木村慶憲議員、そして山口議員にも申し述べましたけれども、令和7年度は新たな総合計画のスタートの年であります。2040年を見据え、市の将来像を「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」とし、その実現に向けて4つの柱を立てております。この4つの基本目標、まず最初に福祉分野であります。福祉分野は、先ほど申したとおり、高齢化が大変進んで、2040年を見据えたとき、3万6,000人のうち1万7,600人が高齢者となります。その高齢者に対しまして、加齢性の難聴というものが必ず見受けられる状況にあります。私も実際耳が遠くなっております。そうすると、やはりコミュニケーションがなかなか取りにくくなるということで、まずは加齢性難聴者に対する補聴器購入費用の助成をします。そして、福祉の分野で、今成田議員からも話がありましたけれども、人材不足、これは介護の現場で新しい成り手がなかなかないということで、将来の人材不足に対して半数近い施設が危惧をしております。そういう状況の中で、国が推進している外国人介護人材の受入れ事業に対して、やはり市もしっかりと助成をしながら、少しでもバックアップをしていかなければならないと思っています。これが4つの基本目標のうちの1点目であります。

次の分野は、経済分野です。経済分野では、立佞武多の館の大規模改修をしっかりと行うということ、それと同時に農業の収益力向上の支援をしていかなければならない。やはりこれからの若手の農業者が意欲的に農業を頑張るというためには、圃場の整備をして、スマート農業にしっかりと取り組めるような環境整備をこの先も行っていかなければならないと思っています。これが2つ目の経済分野であります。

3つ目の教育分野ですけれども、当然少子化が進んでいく中で児童が減っていきます。児童が減ることによって複合教室等の対応があるかも分かりませんが、それによって教育の質の低下を招かないように学校を再編して、しっかりと教育環境を整えるという学校再編事業をしっかりとやらなければならぬと思っていますし、先ほどいろんな質問が

ありましたけれども、部活動の地域移行もしっかりと支援をしていかなければならないと思っております。

そして、将来を見据えた安全安心なまちづくり分野においては、事業者の人材不足によって公共交通が難しい状態になっております。特にバスの路線事業がなかなか思うように安定的な供給ができない状況であるということで、これに対して公共交通をどうするかということが地域の中では相当難しい問題でありますけれども、これに対してA I デマンド交通を含むいろんな対策を取りながら、そして金木においては公共ライドシェア、自治体ライドシェアを使いながら、地域住民の足を守っていかなければならないと思っております。それと同時に、市浦地区沿岸地域、やはり地震により津波という危険性がありますので、防災無線については新年度においてしっかり更新をしていきたいと思っております。

そういう4つの基本目標を掲げ、その下に目標を実現するための方向性として13の基本施策を定めております。その13の基本施策の中に、その施策を実現するための方針として44の方針を記しております。それを一つ一つ実施を、着実に推進することによって、新たな将来像「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」、その実現に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○木村清一議長 教育長。

○原 真紀教育長 学校再編事業につきましては、昨年度策定しております五所川原市立小学校中学校適正規模・適正配置基本計画に基づき、議員からも話されましたが、三好小学校、市浦小学校・同中学校の3校を優先検討校とし、三好小学校にあっては令和7年度に五所川原小学校へ統合、市浦小学校・同中学校にあっては併置校舎設置に向け、令和7年度当初予算に市浦小学校の大規模改修を予算計上しております。

今後の学校再編事業につきましては、まずは統合後の三好小学校の普通財産への移管作業、市浦小学校・同中学校の併置校舎改修などを確実に実施、終了し、その後、適正規模・適正配置基本計画において再編検討校としております学校から優先検討校を2校程度選定し、検討に着手することで、学校再編に向けた取組を継続してまいります。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 介護人材不足に関する市の対策についてお答えをいたします。

先ほど議員からお話ありました。現在、様々な業種において人材不足が深刻な状況となっており、特に介護人材の不足は大変厳しい状況にあると認識をしております。市内の介護事業者からは、若い世代の応募がない、定着しないなどの声も寄せられており、

今後の少子化、人口減少の流れからも、介護人材の確保はますます難しくなるものと考えております。

そうした状況の中、国では、介護人材確保対策の一つとして、外国人介護人材の活用を挙げております。高齢化に伴い介護需要が増加する中で、少子化による労働人口の減少を背景に、今後は外国人介護人材を雇用する介護事業者が増えてくるものと考えております。

外国人介護人材は、出入国在留管理庁に登録されている登録支援機関を通して雇用する方法があり、当市の介護事業所で働く外国人は、その登録支援機関を通して雇用されております。現在、市内では3法人で11名の方、外国人の雇用されている方がいらっしゃいます。

市では、令和7年度当初予算に外国人介護人材定着支援事業費補助金を計上しており、この補助金は外国人介護人材を雇用している介護事業所が外国人に対して実施する学習支援や、メンタルヘルス支援などに充てられます。これにより、介護人材確保に向けた取組の一つとして、外国人介護人材の定着を支援していきたいと考えております。

また、2040年、深刻な高齢化を迎えます。長期的な介護人材不足確保対策として、介護職の魅力発信なども検討してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 新規就農者への支援策についてお答えします。

新規就農者向けの国の支援として、新規就農者育成総合対策により、生活費のほか、農業機械や施設導入費への補助が行われております。市のほうが窓口となっております。本事業を活用している新規就農者に対しては、就農初期段階で発生する問題を早期に解決できるよう、JA、農業委員会と連携をし、営農指導や農地のあっせん、各種農業制度の相談体制を整えているところであります。

市独自の支援としましては、農業技術継承事業として、リンゴの若手農業者向けに講習会を実施しており、大変御好評をいただいております。

また、今定例会に提案させていただいております来年度予算の農業収益力向上支援事業のメニューの中で、若手農業者が取り組みやすい採択基準を設け、生産コストの削減に資する農業機械等の導入を支援することで、若手農業者の経営力強化を図ってまいります。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 今後の公園整備についてお答えいたします。

現在五所川原市には、都市公園22か所、児童遊園地6か所、農村公園9か所、その他

公園7か所、計44か所の公園がありますが、人口減少や少子高齢化が進む中で、全ての公園を整備していくことは難しいことから、設置場所や規模、利用状況などを考慮し、優先順位をつけながら公園整備を行っていくことが重要と考えております。

今後重点的に整備を行っていく公園は、五所川原地域は菊ヶ丘運動公園、松島団地児童公園、みどり町地区のやなぎぬま近隣公園、金木地域は芦野公園、市浦地域は十三漁村公園と考えております。

公園施設の改修や遊具の更新、植栽物の管理などを行いながら、安全の確保、利用環境の向上に努め、利用者に安全で安心して楽しんでいただけるよう、取り組んでまいります。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 ありがとうございます。市長も耳が遠くなったのかなと、はっきり言ってちょっとびっくりしたんですけれども、それはさておいて。

まず、1点目の柱の人材不足でありますけれども、答弁のほうありがとうございます。私のほうにも、そういう方がいませんかって来たりします。ただ、特に医療、福祉関係は本当にいないみたいで、経営者、携わっている方は大変な御苦勞をされているということを聞きます。外国人介護人材ということで、ぜひそういうのをお使いになっていただいて、それを解消していただくというのが今のこの時代ではベストなのかなと、私もそう思いますけれども。

ちょっと1つ気になったのは、そこは解消されているかもしれませんが、言葉の壁とか、やっぱりそういうの、お年寄りに対応する方々ですから、多分そういうのもあると思うんです。ですので、そういう支援といいますか、教育といいますか、そういうのもぜひ行政のほうで取り組んでいただければ、施設の方々もそういうふうに取り組んでいけるのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2つ目の柱で、私ここでは就農者のことについてお伺ひしたわけでございますけれども、やはり物価高騰、そして燃料費高騰の影響で、皆さん、従事している方は大変な思いをしているわけでございますけれども、先ほど部長のほうからも答弁ございました。やっているのはやっているんですけれども、私思うに、もうちょっと市のほうで独自に何かそういう、例えば国とか県とか、もちろんそういうのも活用していただいてやれるのがベストなんでしょうけれども、当市でも独自に何か支援するとか、もうちょっと色づけするとかあって私はいいいと思います。一番聞くのは、やっぱり機材、例えば資材とかの高騰で、それがもう大変だと。肥料高騰から、そういうのが大変だということ聞きますんで、そういうのも例えば農協さんとタイアップしてそういうのを

やるとかしていただく、していただきたいと思いますので、それはまだあれなんですけれども、今後そういうふうなお考えがあるのか、ちょっと2つ目の点で、2点目の柱でお聞きしたいと思います。

次に、3つ目の柱のことでは学校再編のことでお聞きしたんですが、やはり生徒数の減少でこういう問題はまた出てくると思うんです、いろいろと。理事者側の皆さんも大変でしょうけれども、やはり子供たち、父兄の方々も、統合して、いろいろそういうので大変になったとか、例えば子供たちにしてみれば環境が変わって、ちょっと不安とか、例えばいじめでもないんですけれども、不登校とか、そういうのも父兄の方々は大分心配されていると思います。

ちょっとここであれなんですけれども、今後そういった場合にまたこの市内でも多分出てくると思うんです。そういうふうに、例えば一緒にしなくちゃいけないとか、統合しなくちゃいけないとか、そういうことになったときにどういうお考えを持っているのか、どういうふうに進めていくのか、お聞きしたいと思います。

最後の4つ目の柱で、私は公園のことについてお聞きしたんですが、全部で44か所、確かになくさなきゃいけないのは分かるんですけれども、大きく5つ、公園残されるということであったんですけれども、五所川原も今の菊ヶ丘公園とかすごくにぎわっていて、やはり遊具が新しいとなれば、子供たちも行って遊んでいるのを目にします。地区とか地域とかでもまだ公園あるので、やはりそういうところで遊んでいる子供たちも目にします。目にするんですが、将来的に少なくしていくのは分かるんですけれども、あるものをまた活用して整備するとか、そういう維持していくとかは、できるだけしてもらいたいんです。やっぱりそこは私からのあれで。

例えばそういう件に関してなんですけれども、そこをまた今後、最終的には5つにするということであったんですが、そのほかのそういう施設とか今後のそれは、お考えはまだ先の話なのであれなんですけれども、どのようにその場所を維持、管理していくのか、なくすのか、ちょっと私お伺いして、2回目の質問といたします。

よろしく申し上げます。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 若手農業者への支援に関してお答えします。

まず、市独自の補助事業に関しましては、採択に当たって、新規就農者また若手農業者に対して有利になるような採択基準を設けたいと今考えているところであります。

また、金銭的なものに限らず、若手農業者の意見を聞きながら、今後どのようなもの

が効果的か、そういったところの支援策を検討してまいります。

○木村清一議長 教育長。

○原 真紀教育長 学校再編事業に当たっての留意点等について少しお話ししたいと思います。

今回、例えば三好小学校が五所川原小学校に統合になるに当たって、進め方としては、やはり保護者の方や、それから地域住民への丁寧な説明、これはもう必須だと思うんですが、いざ実際に統合するということになった段においては、やはり議員が御指摘された、何といたっても子供が不安なく学校に通えるということが一番大事だろうと思っております。そういうことで、今年1年間かけて計画的に三好小学校と五所川原小学校の交流学習を実施したり、あるいは来年学校のリーダーになる現5年生が少年自然の家の宿泊活動に一緒に行ったりとか、そういうのをかなり多い回数やり、それをまた子供たちの感想文、アンケート等を見ながら、子供たちの不安解消に努めているところであります。

また、これは、もう一つ、実際に来年度以降のことになりますけれども、やはり小規模校から大きな学校に来た子供たちにとっては、困ったことだとか悩みだとかを話せる先生がいることがやはり大事だと思います。それで、県費負担教職員についての人事権は県のほうにあるわけなんですけれども、教育委員会としては、県の教育委員会のほうに、統合に当たっては三好小学校から五小のほうにぜひ教員を異動させていただきたいという要望はしております。これは、まだ人事異動が発表になっていないので確かなことではないんですが、そういう様々な配慮をしながら、子供たちが不安なく統合して、楽しく学校生活を送れるようにという配慮に努めております。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 公園の整備でございますけれども、先ほど私の答弁でちょっと誤解をなされたようなので、答弁させていただきます。

重点的に整備する公園は、五所川原地区、金木地区、市浦地区で5か所ということ述べさせていただきました。残りの39の公園に関しても、なくすということは現在は考えておりません。ただし、先ほども申し上げたとおり、利用状況などを踏まえながら、ニーズも踏まえて、集約できるものは集約して、遊具の整備もしくは樹木管理などを含め、公園の整備に取り組んでいくということになりますので、最終的に5か所を残すという意味ではございませんので、御了承願いたいと思います。

○木村清一議長 12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 ありがとうございます。高齢化社会、そしてまた少子化という

ことですが、ただ子供たちはいるわけですから。やはり子供たちのためにもいろいろな整備等は必要なので、お願いいたします。明るく住みよい豊かなまちづくりということで、ぜひともその点は佐々木市長のこれからのあれにかかっていると思いますので、何とかひとつお願いを申し上げまして、私からの質問といたします。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって三和会、成田和美議員の代表質問を終了いたします。

これにて代表質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 零時02分 休憩

---

午後 1時11分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第2 一般質問

○木村 博副議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、10番、黒沼剛議員の質問を許可いたします。10番、黒沼剛議員。

○10番 黒沼 剛議員 市民の声を聴く孝志会の黒沼剛でございます。令和7年第2回定例会において最初の一般質問をさせていただきます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

残念ながら、昨年、前副市長が官製談合事件で逮捕されてしまいました。非常に悲しいことでした。それを受けて、今回改めて入札制度について、当市の現状について質問いたします。

1点目は、当市における入札制度の現状についてお知らせを願います。

2点目は、過去5年間の市の発注工事について、指名競争入札及び一般競争入札の工事高と落札率についてお知らせください。

次に、各庁舎を利用した市民サービスについてお知らせください。

以上、1回目の質問といたしますので、理事者側の誠意ある御回答をよろしくお願い申し上げます。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それではまず、当市の入札の現状についてでございます。工事の予定価格が130万円から3,000万円未満のものは指名競争入札、3,000万円以上のものは一般競争入札を行っております。また、建設関連業務につきましては、予定価格が50万円を超えるものは全て指名競争入札を行っております。

次に、過去5年間の市の発注工事についての指名競争入札及び一般競争入札の工事高と落札率についてお答えいたします。まず、指名競争入札の工事高と落札率についてでございます。令和元年度は工事高6億7,254万円、落札率94.51%、令和2年度は工事高10億3,010万円、落札率94.82%、令和3年度は工事高10億625万円、落札率94.98%、令和4年度は工事高6億7,446万円、落札率94.43%、令和5年度は工事高8億8,213万円、落札率94.70%です。

次に、一般競争入札の工事高と落札率につきましては、令和元年度は工事高14億5,562万円、落札率86.07%、令和2年度は工事高19億890万円、落札率92.03%、令和3年度は工事高12億4,847万円、落札率84.61%、令和4年度は工事高13億9,836万円、落札率83.64%、令和5年度は工事高6億5,450万円、落札率85.38%でございます。

続きまして、各庁舎の市民サービスについてでございます。まず、本庁舎についてですが、1階土間ホールにおいて、庁内各課が主催するパネルやポスター展示のほか、市民から各種展示の申請なども受け付けております。また、2階談話コーナーをオープンスペースとして開放しており、申請の必要なく利用可能となっております。

次に、金木総合支所についてでございますが、1階ラウンジをオープンスペースとして開放しているほか、1階ホールや2階会議室等を地域団体の絵画展示やコミュニティ活動の場として利用いただいております。

最後に、市浦総合支所についてでございますが、廊下にパネル展示スペースを設けているほか、あすなろホール1階集会室及び2階多目的ホールを常時開放しております。

以上でございます。

○木村 博副議長 10番、黒沼剛議員。

○10番 黒沼 剛議員 御回答ありがとうございました。それでは、これより再質問をさせていただきます。

まず、1回目の答弁で、指名競争入札の5年間の工事高が42億6,548万円で、平均落札率が94.69%、一般競争入札の5年間の工事高が66億7,585万円で、平均落札率が86.35%となっておりますが、市長就任以前の指名競争入札及び一般競争入札の工事高と落札率

をお知らせください。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それでは、市長就任以前ということでございますので、平成26年度から平成30年度までの5年間についてお答えいたします。

まず、指名競争入札の工事高と落札率でございますが、平成26年度は工事高13億8,711万円、落札率95.00%、平成27年度は工事高11億5,436万円、落札率94.81%、平成28年度は工事高12億7,920万円、落札率94.92%、平成29年度は工事高10億9,045万円、落札率95.18%、平成30年度は工事高2億8,421万円、落札率94.94%でございます。

次に、一般競争入札の工事高と落札率につきましては、平成26年度は工事高45億4,471万円、落札率95.49%、平成27年度は工事高62億7,586万円、落札率94.98%、平成28年度は工事高16億4,819万円、落札率95.51%、平成29年度は工事高25億4,902万円、落札率94.97%、平成30年度は工事高43億7,328万円、落札率は92.47%となっております。

○木村 博副議長 10番、黒沼剛議員。

○10番 黒沼 剛議員 御回答ありがとうございます。

市長就任以前の指名競争入札の5年間の工事高が51億9,533万円で、平均落札率が94.97%、一般競争入札の5年間の工事高が193億9,106万円で、平均落札率が94.68%となっております。

指名競争入札については、平均落札率が今の市長が0.28%低くなっており、一般競争入札においては、現市長が8.33%低くなっております。さらに、指名、一般競争を合わせた5年間の工事高が、市長就任前が約246億円、就任後は約109億円となっております。

これは何を物語っているのでしょうか。いかに過去の市政が箱物、箱物市政だと言わざるを得ません。

また、工事高の193億9,106万円の8.33%でございますけれども、これは金額に換えると16億1,527万円、これは大変無駄な支出だと私は思っております。本当に悲しいことでございます。

ここで、この件について、現市長であります佐々木市長に一言御答弁よろしく願い申し上げます。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今総務部長のほうから、平成26年度から平成30年度までの5年間、そして私が就任してからの令和元年度から令和5年度までの指名競争入札及び一般競争入札についての落札率、工事高の説明がありました。この数字については、一言で言えば、少しというか、驚きを感じているということです。

そして、指名競争入札では、私が就任する以前が94.97%、私が就任してから94.69%、マイナス0.28%。ただ、一般競争入札で見ると、就任前の5年間の190億円を超える一般競争入札の入札、平均率が94.68%です。指名競争入札とほぼ同じ入札率です。そして、私が就任してからの一般競争入札については86.38%、この差が8.33%になります。この数字をどう見るかは、それぞれの立場で違ってくるかも知れませんが、これは私も大いなる反省をしなければならないんですけれども、まずは五所川原市の入札制度、これは入札制度は、地方自治法上は原則一般競争入札、ただし指名競争入札も選択できることになっています。ですから、五所川原市の入札制度は、制度においては問題がないと思っております。ただ、その制度を執行する過程で、もしかしたら今回のように問題が起きた可能性があります。ですから、この数字を見る限りは、当市の入札制度、制度の執行に当たっては慢性的な問題があるのかなという思いをしております。

ただ、今回、新たに新年度より入札制度を、原則一般競争入札にします。そして、いろいろな制度の見直しをしながら、やはりそのプロセスにおいて、執行において、決して問題が起こらないような制度をまず確立しなければならないと。その上で、一般競争入札を原則として、やはり永続的に成果をもたらすことがこの原則にあると思っておりますので、この原則をしっかりと市内の中で取り組んでいくことによって、市民から信頼される入札制度の在り方になっていくことを、やはりしっかりと自らの立場で行っていかなければならないと改めて感じております。

○木村 博副議長 10番、黒沼剛議員。

○10番 黒沼 剛議員 市長、ありがとうございます。

やはりこれからは二度と官製談合など行われないように、入札制度に関しては見直しを求めます。

それで、これからの当市の入札制度についてお知らせください。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それでは、このたびの入札方法の見直しについて答弁申し上げます。

工事は予定価格が130万円を超えるもの、建設関連業務は50万円を超えるものにつきましては、原則一般競争入札を実施することといたしました。また、入札結果につきましては、公表範囲を拡大し、工事は130万円を超えるもの、建設関連業務は50万円を超えるものとし、透明性の確保に努めてまいります。

加えて、不当要求行為等対応要綱の作成や公益通報者保護制度の周知徹底を行い、入札の公正さを害する行為の牽制や未然防止を行う体制づくりを構築してまいります。

また、総合評価方式等の検討を行うとともに、職員内の入札・契約情報の管理方法の見直しや全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施するなど、官製談合が発生しない体制づくりを行いながら、入札制度の運用方法について随時検討してまいります。

○木村 博副議長 10番、黒沼剛議員。

○10番 黒沼 剛議員 御回答ありがとうございました。入札制度の見直しは大変よいことだと思いますので、これからも臨機応変に対応していただきたいと思います。

次に、各庁舎の市民サービスについてですが、今やっている様々な利用はもちろん大事ですけれども、各庁舎の開放をもっと拡充すべきと考えますが、当市の見解についてお知らせください。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、本庁舎及び両支所におきましては、市民が自由に使える庁舎内の利用可能スペースを開放しておりますが、利用者はそれほど多くはないのかなというふうに考えてございます。

このことから、先ほどの答弁で申し上げた既存スペースが利用可能であることを周知いたしまして、各庁舎を有効に活用していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○木村 博副議長 10番、黒沼剛議員。

○10番 黒沼 剛議員 御回答ありがとうございました。これからはやっぱり各庁舎の、それぞれ市浦、金木、五所川原庁舎、その特徴を生かした庁舎の利用を市民の皆様にご十分告知していただいて、利活用をうまくやっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。以上、理事者側の誠意ある御回答ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって黒沼剛議員の質問を終了いたします。

次に、6番、藤田成保議員の質問を許可いたします。6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 皆さん、こんにちは。市民の声を聴く孝志会の藤田成保です。まず、今年の冬は災害級の大雪でしたが、他地区から来た友人、知人には、五所川原市の除排雪は大変すばらしいとお褒めの言葉をかなりもらいました。今できることを最大限努力した大変すばらしい除排雪だったと思います。関係職員、関係者の皆様にご感謝申し上げます。それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

少子高齢化に伴う介護等の問題についてです。今年は2025年でありますが、以前から2025年問題ということで警鐘が鳴らされてきているのは皆様御存じかと思えます。2025年という年は、団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者になるという年でありま

す。そして、現在は2040年問題ということが言われており、その年は団塊ジュニア世代が65歳以上になるという年であり、今、日本はそこに向かっていくということでもあります。

少子高齢化が急速に進行している昨今、特に介護に関しては様々な問題が議論されるようになってきております。年齢を重ねるとともに当然人間の体は様々な部分が弱っていく、介護サービスを利用しなければならなくなってきておりますが、介護サービスの利用は大体80歳前後から増えてきているともお聞きいたします。2025年、団塊の世代が75歳以上になるということで、当市においても今後ますます介護の利用者数が増えてくるのではと思うところであります。

また、高齢者の増加とともに人口減少も急速に進んできており、当市においては昨年の9月に5万人を割りました。人口減少においては、全国的にも特に若い世代の減少が顕著であり、その影響で様々な産業において人材不足が発生しており、人の取り合いが既に始まっている状況であります。特に介護業界は賃金の低さもあり、人材不足が深刻な問題となっております。

厚生労働省が出した第9期介護保険事業計画による介護職員の将来推計によると、2025年度は約32万人、2040年度は約69万人の介護職員が不足すると見込まれております。介護人材不足に関しては、新聞、テレビ等でも報道されるようになってきており、また私自身、市内外の介護事業者から、若い人が来ない、辞める人も多いなど、人材についての話をよく聞くようになってきました。このままだと将来的には、介護サービスを受けたくても十分に受けられないという介護難民が現れるのではないかと危惧しております。

人口減少、特に若者の確保に困っているという状況にあります。このような中で、介護人材不足を今後解消するという事は非常に難しいことであろうと予想されます。

そこで、お尋ねします。昨年の9月議会においても藤森議員から介護人材のことについての質問があったと思いますが、また午前中の代表質問でも、市長、福祉部長の答弁にもありましたが、再度お聞きします。把握している範囲で構いませんので、市内介護事業所の人材不足の状況、そして介護人材不足、人材の確保に関する市の認識、今後の施策についてお聞かせください。

理事者側からの誠意ある答弁をよろしくお願ひいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 市内介護事業所の人材不足の状況、介護人材不足、人材確保に関

する市の認識と今後の施策についてお答えをいたします。

市では、令和6年6月から7月までにかけて、市内全ての介護事業所に対して、介護事業所における介護職員等の不足の実態等に関するアンケート調査を実施いたしました。アンケートでは、人材の充足度合いについて質問しており、介護事業所からの回答では「充足しており全く支障ない」と「おおむね充足し支障ない」を合わせて47.58%、一方、「不足がみで支障を感じる」と「支障がある」を合わせて41.13%となっております。「支障ない」が「支障ある」を若干上回る結果となっておりますが、「支障がある」という事業所が4割以上いるというのが実情でございます。

また、アンケート調査とは別に、介護事業所からは、募集しても応募者がいない、離職する人が多いなど、人材不足により疲弊しているなどの話が当市にも直接届いており、人口減少、若者の減少、高齢化率の上昇などを考えますと、市といたしましては介護人材不足に関しては非常に厳しい状況にあると認識をしております。

市では、介護人材不足、人材の確保対策として、令和6年度からは介護職の魅力発信ということで、小中学生への介護出前講座を実施しているほか、令和7年度では外国人介護人材を雇用している事業所への支援金を当初予算に計上してございます。また、介護事業所に対し、SNSを活用した事業所の魅力発信、職員が働きやすく、離職しない職場環境づくりなど、様々な人材確保と定着の取組を促してまいりたいと考えてございます。

○木村 博副議長 6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 答弁ありがとうございます。ここからは一問一答方式で再質問させていただきます。

答弁にあったアンケートの結果では、人材の充足度合いについて、「支障がない」が47.58%で、「支障がある」が41.13%で、「支障がない」が「支障がある」を上回っているという意外な結果でした。

福祉部長からの答弁にもありましたが、若者の減少、高齢化の上昇とともに、今後介護人材の不足はますます深刻化していくのであろうということは私も感じております。市では、介護人材の確保対策として、外国人を雇用している事業所への支援や、小中学生への介護出前講座の実施のほか、離職させない環境づくりを介護事業者側に促していくということですが、この介護人材不足の問題については、市役所、行政だけが頑張っただけではどうかならないという簡単な問題ではなく、サービスを提供する介護事業者側も当然頑張らなければならないということです。

介護業界は離職も多い業界ともよくお聞きします。これからは若い人の採用というの

は非常に難しくなっていくと思いますが、今勤めている職員をいかに辞めさせないか、仕事がしやすい職場環境をつくる、離職を減らすという視点での対策が介護事業者側には必要になってくると思っております。難しい問題ではありますが、市は介護事業者側に積極的に働きかけ、そして連携して頑張りたいです。

答弁の中で介護出前講座の実施についてのお話でしたが、今年度実施したということではありますが、開催の状況と児童の反応等を教えてください。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 介護出前講座の開催の状況と児童の反応についてお答えをいたします。

介護出前講座は、昨年10月31日、五所川原市介護事業者連絡協議会の協力をいただき、市浦小学校の6年生8人に対して実施をいたしました。内容といたしましては、介護職についての説明のほか、車椅子体験、高齢者疑似体験を実施しております。また、その翌日には、市社会福祉協議会に御協力をいただき、市浦の社会福祉協議会のデイサービスに同じ子供さん方を訪問させ、実際に高齢者の利用者の方と触れ合うという機会も設けました。

児童からは、「とても勉強になった」、「お年寄りの大変さが分かった」、「車椅子を押すとき緊張しました」、「貴重な体験ができました」などの感想をいただき、担当教諭からは「実際に現場で働く職員の方々の様子を見聞きでき、とてもありがたい企画で感謝しています」、そういった言葉をいただいております。

○木村 博副議長 6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 御答弁ありがとうございます。児童からも先生からも好評であったということで、大変よかったと思います。

ちなみに、令和7年度は出前講座を実施する予定はございますでしょうか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 お答えをいたします。

令和7年度においても、中学校1校で実施する予定であり、現在、教育委員会及び中学校側と協議をしているところでございます。

○木村 博副議長 6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 御答弁ありがとうございます。小中学生のうちに、高齢者のこと、介護のことを知ってもらい、将来的に興味を持ち、介護職に就職してもらえるように、出前講座を継続して行ってください。

次に、介護予防についてもお聞きします。介護人材の不足、確保という問題には、な

かなか有効な解決策もなく、今後ますます深刻になり、最悪の場合、受きたい介護サービスを全く受けられないといった状況にもなりかねないことが想定されます。このような状況の中では、高齢者自身にも介護予防ということを意識してもらう必要があります、介護サービスを受けなくてもいい体づくり、介護状態の発生をできるだけ遅らせる、介護になっても重度化しないようにするという対策を高齢者自身も積極的に行っていく必要があります。市では、介護予防事業を実施しておりますが、介護予防についてはさらに重点を置き、高齢者向けに積極的に、そして効果のある事業を展開していく必要があると思います。

そこで、お尋ねします。令和7年度に予定している主な介護予防事業と今後の介護予防の市の方針について教えてください。

よろしく申し上げます。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 令和7年度に予定している主な介護予防事業と今後の介護予防に対する市の方針についてお答えをいたします。

現在市で行っている主な介護予防事業としては、介護予防教室における各種講座や運動教室、また通いの場を活用した介護予防に関する講座などを実施しております。介護予防教室は、現在市内6会場で実施しておりますが、令和7年度では新たに長橋会場を開設する予定としており、さらなる充実を図る予定としております。また、運動教室ノルディック・ウォークや、椅子に座って行う筋トレ運動ゆーゆー元気教室は、回数をさらに増やし、引き続き実施をしてみたいと考えてございます。

市の方針といたしましては、今後も介護予防教室や通いの場を充実させ、高齢者が健康で生きがいを持ちながら暮らせる環境づくりを推進し、結果として介護給付費の抑制につながるよう、効果的な施策を実施してまいります。

○木村 博副議長 6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 御答弁ありがとうございます。この介護予防というのは、高齢者の運動機能、心身機能の改善、向上にもつながるとともに、高齢者が生きがいを持って日常生活を送る生活の質の向上にもつながるものです。市のほうでは、引き続き効果のある介護予防事業を進めていってください。

そして、市の介護給付費は年々増加しておりますが、今後の後期高齢者の増加などにより、介護給付費はこれから増加の一途をたどると思われます。今後の当市の介護保険財政の見通しなどについて、市の見解を教えてください。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 当市の介護保険財政の見通しなどについてお答えをいたします。

当市の介護給付費は、介護報酬のマイナス改定やコロナ禍で減少した年度はあったものの、ただいま議員から御指摘ありましたとおり、年々増加している傾向にございます。

介護保険財政の見通しであります。現時点においては高齢化の進行、特に75歳以上の後期高齢者がしばらくの間増加傾向にあると見込んでおり、それに伴い、介護給付費も右肩上がりに推移するものと見込んでおります。

介護保険の財源は、50%が国、県、市の公費であり、残り50%が40歳から65歳未満の方、いわゆる第2号被保険者の方の保険料と、65歳以上の方、いわゆる第1号被保険者の方の保険料で構成されております。介護給付費が伸びるということは、公費負担の増加、介護保険料の増額へとつながることにもなります。

市では、引き続き介護予防事業を展開し、高齢者に対して介護サービスを受けなくてもよい体づくり、重度化しない体づくりを進めるとともに、介護サービスが適正に提供されているか、ケアプラン点検などを通して介護給付費適正化事業も進め、介護給付費をできる限り抑え、引き続き介護保険財政の安定的運営に努めてまいりたいと考えてございます。

○木村 博副議長 6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 御答弁ありがとうございます。先ほどの答弁の中で、介護サービスを受けなくてもよい体づくり、重度化しない体づくりということをお話ししていただきましたが、高齢者に対する体づくりは定期的に行っているということが分かりました。

ただ、この体づくりというのは、若いとき、そして現役の働く世代から行うことで、将来の介護予防に大きく影響するものであると思います。若いときから習慣的に行うことで、筋力の貯金もでき、年齢を重ねたときでも自分の足でしっかり歩き、寝たきりになる可能性も低くなると思います。みんながそうではありませんが、どうしても五所川原市民は運動不足、また体力不足である人が多いように感じられます。その原因の一つに、気が向いたときにでも運動する公共のトレーニングルームがないのも原因の一つだと考えられます。

そこで、お尋ねします。県内10市の中で、公共のトレーニングルームがないのは五所川原市だけです。この現状をどう考えておりますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えします。

現在当市の公共施設に、議員御発言のとおり、トレーニングルーム、これはございま

せん。今現在はトレーニングルームの設置の予定はございませんが、今後屋内運動施設の改修等のタイミングで設置可能かどうか、検討してまいります。

○木村 博副議長 6番、藤田成保議員。

○6番 藤田成保議員 御答弁ありがとうございます。ぜひ改修等、改装等、タイミングがございましたら検討してくださいますよう、よろしくお願いいたします。

確かに今のこの現状だけ見ると、市民の健康、介護予防に関して、理解がないと思われても仕方ない状況です。私の周りでも、結構な人がつがる市の伊藤鉦業アリーナにトレーニングしに行っております。市の総合計画、基本目標の4つの柱の一番最初が福祉系で、そのまた一番最初に健康寿命の延伸、そのまた一番最初の項目が体の健康増進という、いわゆる一丁目一番地でありながら、私これ机上の空論だと思わずにいられます。今の五所川原市は、健診だけしていたら健康と思っている感じがしてならないです。人は年齢とともに必ず衰えていきます。しかし、ふだんからの運動、筋力トレーニング等をすることによって、普通の生活ができる期間が長くなるはずで、寝たきりで長生きするのではなく、自分の足で歩き、最後まで自分のことは自分でできることを前提に生きていけることが理想ですが、その理想に近づけるように市民の意識改革をしていくことも必要かと思えます。

当市における高齢化は、現状を見ますとかなりのスピードで進み、恐らく予想するよりかなり早いスピードだと私思っております。介護需要は、ますます増加するものと思われ、高齢者が安心して、生きがいを持って暮らせるよう、生涯スポーツや運動を推進することにより介護人口が減少するように、介護福祉課とスポーツ振興課等が連携を取ったり、介護に関わる様々な問題の解決に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

私の一般質問はこれで終わりますが、先日、母校、東奥義塾高校の卒業式に来賓として出席させていただきました。ほとんどの生徒が別れを悲しんでいるのではなく、期待を胸に羽ばたこうとしているのが感じられました。思い返すと、確かに自分もそうでした。そして、卒業生のみんなが輝いて見えました。それで、改めて思ったことが、この世で100%のことは、それは死です。生あるものは必ず死にます。誰でも避けて通れない道です。その一度きりの人生を、年を取っても最後まで輝けるようにするために、そのためにも、介護と運動の必要性のために今回の一般質問をさせていただきました。

そして最後に、今回の3月議会で理事者側のお仕事が最後になる長谷川総務部長、赤城建設部長、中谷会計管理者、お疲れさまでした。我々新人議員は、先輩議員、そして皆さん、市職員の背中を見て勉強させていただいております。まだまだいろいろ厳しい五所川原市ですが、来年も国民スポーツ大会等ございます。再任用等でお残りになられ

ると思いますので、皆さんの知識と経験で、もう少しだけ五所川原市を支えてください。  
私から皆さんへの感謝の言葉に代えまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○木村 博副議長 以上をもって藤田成保議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時55分 散会

令和7年五所川原市議会第2回定例会会議録（第3号）

---

◎議事日程

令和7年3月4日（火）午前10時開議

第1 一般質問（5人）

- 9番 藤森 真悦 議員
  - 21番 伊藤 永慈 議員
  - 1番 花田 勝暁 議員
  - 5番 高橋 美奈 議員
  - 3番 伊藤 雅輝 議員
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（21名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 勝暁 議員  | 2番 和田 祐治 議員  |
| 3番 伊藤 雅輝 議員  | 4番 木村 清一 議員  |
| 5番 高橋 美奈 議員  | 6番 藤田 成保 議員  |
| 7番 金谷 勝 議員   | 8番 秋田 幸保 議員  |
| 9番 藤森 真悦 議員  | 10番 黒沼 剛 議員  |
| 11番 松本 和春 議員 | 12番 成田 和美 議員 |
| 13番 外崎 英継 議員 | 15番 木村 慶憲 議員 |
| 16番 平山 秀直 議員 | 17番 桑田 哲明 議員 |
| 18番 鳴海 初男 議員 | 19番 山田 善治 議員 |
| 20番 木村 博 議員  | 21番 伊藤 永慈 議員 |
| 22番 山口 孝夫 議員 |              |
- 

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（28名）

市長 佐々木 孝 昌  
総務部長 長谷川 哲

財 政 部 長	鎌 田 壽
民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	赤 城 一
上 下 水 道 部 長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選 挙 管 理 委 員 会 長	中 谷 昌 志
選 挙 管 理 委 員 会 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小 田 桐 宏 之
監 査 委 員 長	岡 田 正 人
農 業 委 員 会 会 長	森 義 博
農 業 委 員 会 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
健 康 推 進 課 長	古 川 竜 大
市 民 課 長	小 林 益 代
地 域 包 括 課 長	笠 原 美 香
福 祉 政 策 課 長	鎌 田 郁
商 工 観 光 課 長	吉 田 純 也
都 市 ・ 交 通 課 長	外 崎 洋 文
経 営 管 理 課 長	飛 鳥 順 一
社 会 教 育 課 長	棟 方 龍 峰
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	村 元 宏 禎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	工 藤 義 人
次 長	今 智 司

---

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、9番、藤森真悦議員の質問を許可いたします。9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 議場にいらっしゃる市民の皆様、そして理事者の皆様、そしてネット中継を御覧の市民の皆様、そして市外の、県外の皆様、改めましておはようございます。市民の声を聴く孝志会の藤森真悦でございます。令和7年、今年初めての私の一般質問となります。今回も市民の声を背に、市民目線で、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。どうか皆様よろしくをお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。まずは、通告の1点目でございます。高齢者支援策等について質問していきます。まずは、認知症条例の制定について。令和6年第7回定例会で、認知症条例の制定に関して、様々な施策について質問しております。新年度より認知症条例が施行するに当たり、その中の施策について再度質問したいと思っております。

まずは、補聴器の助成事業についてでございます。検討している施策案について、前回の理事者側答弁では、軽中程度の難聴を抱える高齢者に対して、補聴器購入費用の一部を助成する制度を新たに設けるとしていました。新聞紙上においても一部数字等が掲載されていますが、改めて具体的な助成額や対象人数等の詳細はどのようになるのか質問したいと思っております。

続きまして、認知症サポーター養成講座についてでございます。答弁では、小学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施するとしていました。これからは、児童や若い認知症サポーターの地域での関わりに期待をしたいところでございます。この認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の方やその御家族を自分のできる範囲で温かく見守り、支えていく人々のことです。また、まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍することも期待されています。

ここで質問したいと思います。当市の認知症サポーターの数は現在どのような状況でしょうか。

次に、サポーターが地域内で連携することで、認知症対策への施策に反映されることを期待しますが、では具体的にどのような取組をされていくのでしょうか。

次に、市内多くの民間事業所で認知症サポーター養成講座を推進し、受講した事業所には認証ステッカーを配付する取組を行うとしていましたが、配付後の具体的な施策の検討等ございましたら答弁願いたいと思います。

最後に、五所川原市認知症の人とともに生きるまちづくり条例の制定に伴い、市民に向けた様々な認知症条例に関する情報発信が必要かと思いますが、その周知に関してどのように取り組むのでしょうか。

以上、通告1に関する5点の質問をしたいと思います。

通告の2点目でございます。学びの場と関係人口創出の取組についてでございます。サテライトキャンパス、要は大学の誘致についてでございます。質問したいと思います。当市の人口も令和6年には5万人を切り、現在4万9,000人台となり、少子高齢化、超高齢化社会が加速しています。五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも語られているとおり、人口減少の要因の一つとして、低迷する地域の雇用環境や、若者が進学、就職等に伴い東京圏を中心とする市外に流出することが大きな課題であり、若者の地元定着や県外に流出した人材が県内に戻り活躍できる環境づくりが求められているとしています。

近隣自治体である青森市や弘前市には高等教育機関があるとはいえ、当市を含む津軽半島には青森職業能力開発短期大学校、また五所川原高等看護学院のみという状況でございます。若者の地元定着や地域活性化の施策の一つとして、大学のサテライトキャンパスの誘致はできないのでしょうか。誘致をすることで、定住、交流人口とは異なるこれからの地域づくりに欠かせない流動的な関係人口の創出につながることを期待できますし、地元にあることで、経済的な負担減も含め、ふるさとの大学に通いたいという若者の地元定着や、大学と地元企業との連携により、より魅力のある雇用環境の

創出につながることを期待されます。

例えば学びの場の確保として、梅田地域に目を向ければ、赤～いりんごを世に送り出した前田顕三さんの自宅をはじめ、多くの古民家が密集し、その中には空き家も多く点在しております。島根大学では、地元企業と大学が連携し、空き家となっている古民家をリノベーションし、サテライトキャンパスとして活用。関係人口のみならず、観光資源として交流人口の創出にもつなげています。

金木地域に目を向ければ、県の所管になるかと思いますが、廃校となった金木高校の校舎が活用できるかと思いますが。農山漁村の推進、新規就農の促進、後継者の育成、最先端のスマート農業技術の研究等々、農業大学を誘致するのもよいでしょう。

10年後、20年先の人口3万人台。都道府県別出生率ランキングで45位の青森県は、これからも合計特殊出生率が減少していくと考えられ、地域の若者が減少していく将来を見据えたまちづくりを考えれば、都会と地方を行き来する関係人口の創出の政策こそ、新たな活力を生み出す超高齢化、人口減少時代の一つの答えではないでしょうか。

サテライトキャンパスの誘致について、どうお考えか質問したいと思います。

通告の3点目でございます。市民と行政内ウェルビーイングについて質問したいと思います。共働き世代が増え、女性の活躍が進む現代において、子育てと仕事を両立するにはまだまだハードルが高いのが実情でございます。行政内においても、女性職員の数も増えつつある中、子育てをしながら、男性はもちろんです、女性が活躍できる職場環境の整備も必要になってくるのではないのでしょうか。

例えば大阪府箕面市では、令和3年4月から女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進、また市民サービスの拡充のために、市役所内に保育所を設置し、市職員、市民に開放し、市民と行政内ウェルビーイングに取り組んでいます。

また、千葉県浦安市では、役所内託児室を設置し、来庁者の児童を一時預かりする取組を行い、子育て世代やその御家族にサービス提供を行っています。

近年は、働き方やライフスタイルの多様化で、病院、大学、企業、商業施設、駅構内などに開設する託児所も増えてきております。

そこで、質問します。例えば市役所内に、または近年企業内でコンテナハウスを活用した保育所も増えつつあることから、庁舎周辺にでも、保育所などに比べ人員配置の面でもハードルが低く、開設しやすい託児所を設置し、職員や市民に向けた一時預かり等のサービス提供はできないものではないのでしょうか。

また、場所の確保の問題等もあるかと、様々考えられます。当市の男性、特に女性が多く活躍するつがる総合病院の周辺には、病院であるとか市役所職員の駐車場をはじめ、

民間施設、駐車場が密集しております。病院の周辺にこそ、職員のための、また病院利用者の一時預かり等サービス提供が可能な託児所の可能性を検討するべきではないでしょうか。

この質問は、市職員または複数の市民の皆様からの要望で今回質問をさせていただいております。開設の有無の前に、需要のアンケート調査とエビデンスが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

そして、託児所の設置は、行政内外のウェルビーイングの一つの施策にすぎませんが、職員、特に若い職員の皆様の職場環境、市民へのサービスのアイデア、働く女性特有の健康上の課題等々、小さな疑問、声はなかなか見えてこないし、出せないものです。そのような声を吸い上げる仕組みづくりが必要ではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか、質問します。

もう一点、こちら職員がなかなか声を上げられない問題です。私のところにも複数件要望が来ております。令和6年第5回定例会でも指摘をしております、市役所内の昼休み時間の消灯についてでございます。私の質問後、対策が取られ、消灯時間が1時間から45分になっています。しかし、15分間しか明るい中で食事ができていない状況です。前回の質問でも言っておりますが、そもそもお昼休憩時間はリフレッシュをし、休憩後によりよい市民サービスを提供するために英気を養う時間です。薄暗い中で食事してもおいしいわけもなく、食とは目で楽しむものであり、節電への取組ももちろん重要、必要ですが、メンタルヘルスの観点からも食の重要性をもっと考えるべきと考えます。お昼12時を過ぎ、15分後、食事中に照明が落とされる、それ相応のストレスを感じるはずでございます。

私は以前、精神科の病院の中で様々な意見交換をさせていただいた中で、少しのストレスの蓄積がきっかけとなり病気を発症し、その後の人生を病と付き合わなければいけない若者の事例を多数見てきました。

昼休み時間の消灯について改善するべきではないですか、再度質問したいと思います。

通告の4点目でございます。安心、安全のインフラ整備についてでございます。菊ヶ丘運動公園から南小学校、牧水公園にかけての蓮沼、元町の市道についてでございます。この市道は、以前から私の質問の中でも指摘をしておりますが、つがる総合病院が開院されてから交通量が増え、直線区間も長く、日頃から制限速度を守らない車両が多くなっています。また、学びの場である図書館、南小学校、第一高校、保育園、幼稚園も隣接し、地域の中学生も含め市道周辺は、通学路として指定はされていませんが、多くの児童生徒が通学し、市民、高齢者も利用しています。地域住民からは、道幅も狭く、

歩道も狭く、ごみ集積所も遠く、冬場は雪で歩道も埋まり、子供から高齢者までが安心して通行できる空間の確保の要望を以前からいただいております。

画像をお願いいたします。こちらは、元町の市道の状況になります。御覧のとおり、歩道も狭く、長年整備もされてきていないことから、このように凹凸もあり、冬場に関しては、同じような場所ですけれども、このように除雪もされていない。この児童生徒、高齢者が車両の行き交う道路を歩かざるを得ない状況になっております。

例えばコミュニティ道路化という整備方法がございます。歩行者が安心して通行できる歩行スペースが確保され、車両の速度も歩行者に寄り添う速度域にした、歩道も縁石をフラットにした道路のことでございます。画像を御覧ください。例えばこちらは働く婦人の家、保健センターの裏の様子でございます。歩道と道路の段差をなくすることにより、より快適な歩行空間が確保されていることがお分かりいただけるかと思っております。

また、以前、危険な通学路が全国各地に1万数千箇所以上あると大きなニュースになりました。その後、警察と国土交通省が連携し、全国の自治体で効果検証が進められるゾーン30プラスという取組がございます。これは、以前からあったゾーン30の速度制限30キロにプラスし、横断歩道にハンプ、狭窄の設置や路面標示、また冬期間でも啓発に有効な看板の設置で、幹線道路にも整備可能な交通安全の向上を図る取組でございます。画像を御覧くださいませ。県内では、いち早く深浦町の北金ヶ沢地区の修道小学校前の町道で採用されています。このように視覚的にも様々なスピード抑止の対策というのをを行うことで、ドライバーに注意を促しているわけです。冬場というのはこういう大きな看板、非常に有効かと思っております。私、周辺住民の取材をしたところ、設置前と設置後では危険運転をする車両が激減し、かなりの抑止効果があるそうです。画像終わってください。ありがとうございます。

ここで、質問します。菊ヶ丘運動公園からつがる総合病院にかけてのこの市道は、危険性も高まり、いつ事故が起きてもおかしくない状況です。この市道は、68年前に平和町で開催された五所川原平和博以降、根本的整備もされず、歩道も狭く、縁石も含め老朽化し、冬場は多くの児童生徒、高齢者が道路を歩かざるを得ない状況です。現在も整備計画の予定もなく、万が一死亡事故が発生した場合、誰が責任を取るのでしょうか。この蓮沼、元町の市道周辺は、多くの学びの場があり、児童生徒、市民の安心、安全の道路でなければいけないはずで、ゾーン30プラスも組み合わせ、車道と歩道の段差をなくする等のコミュニティ道路化を検討するべきではないかと考えます。地域住民の声を代弁し質問したいと思っております。

以上、通告4点に関して、理事者側の誠意ある御回答をどうかよろしくをお願いいたし

ます。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 ただいま認知症条例の制定に伴う御質問5点ほどいただきました。

まず、補聴器の購入費用助成事業における助成額及び対象人数についてお答えをいたします。本事業の助成額は、1人につき上限5万円としており、対象者は市内に1年以上居住する満65歳以上の方で、両耳の聴力レベルが30から70デシベルに該当し、補聴器相談医から補聴器の使用が必要と認められた方としております。なお、身体障害者福祉法に基づく聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象者及び過去5年以内に本事業による助成金を受けたことがある方は対象外となります。初年度の対象人数は、市内3か所の補聴器相談医である耳鼻科医にお話を伺いまして、そういったことを基にして80名を見込んでございます。

続きまして、当市の認知症サポーターの数についてお答えをいたします。当市における認知症サポーターの数は、令和7年2月15日現在で6,508人となっております。

続きまして、当市の認知症サポーターを活用した取組についてお答えをいたします。現時点では、講座を受講したサポーターが地域内で連携し、具体的に活動するといった仕組みは整っていないのが現状でございます。先ほど答弁いたしましたとおり、市内には6,500人余りの大変多くのサポーターがいらっしゃることから、認知症対策の施策を推進する上で、サポーター同士の連携を促進し、活躍していただけるような、有効な取組について検討してまいりたいと思います。

続きまして、認知症の登録ステッカーの配付後の具体的な施策の検討についてお答えをいたします。認知症サポーター養成講座を受講した事業所にはステッカーの交付とともに、認知症にやさしい事業所として登録を行います。登録された事業所については、市の広報誌やホームページで紹介をし、広く周知を図り、認知症の方やその御家族が安心して市内の事業所を利用できる環境づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

また、登録事業所との連携を深め、事業所向けに認知症に関する正しい情報を提供するとともに、その事業所の従業員の方々向けのフォローアップ研修、また認知症の方への適切な接し方を学ぶ研修などの実施を考えてございます。

続きまして、市民への認知症に関する情報発信、周知についての取組についてお答えをいたします。具体的には、市の広報誌やホームページを活用するとともに、医療機関、福祉施設などにチラシやパンフレットを配布し、幅広い世代に情報を届けることを予定

してございます。

また、地域の町内会や老人クラブ、民生委員を通じた周知活動を積極的に進めるほか、市主催の講演会やイベントの場を活用し、条例の趣旨や認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 サテライトキャンパスの誘致について、古民家や廃校となった校舎の活用、また農業関係の大学など、様々な例を交えながらお話しいただきました。

このサテライトキャンパスの誘致は、人口減少が進む当地域において、学生の地元定着の促進や関係人口の創出につながり、地域活性化に効果が期待できる取組の一つであると認識しております。

県内の事例を申し上げますと、むつ市には青森明の星短期大学下北キャンパス及び青森大学むつキャンパスが設置されているほか、本年4月には新たに八戸学院大学むつ下北キャンパスが設置される予定となっております。また、これら学生が実際に授業を受講するサテライトキャンパスのほか、高校生や社会人向けの専門講座等も地元企業との協働により開講していると承知しております。

国のほうでも、地方公共団体向けの大学等サテライトキャンパス設置の推進に向けたポイント集というものを取りまとめておまして、誘致を実際に実施するに当たり検討すべき課題等について、具体的な事例を交えて整理しております。誘致を推進するために必要な前提条件から、また誘致後の継続支援までの4つのステップ及び13のポイントが示されておりますので、それらを参考に、まずは地域におけるサテライトキャンパス誘致の目的、意義等を明確にし、先進自治体の事例をはじめ、情報収集に努めてまいります。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 市民や職員のために託児所を設置することはできないかということでございます。場所の確保や職員の配置などの課題もございまして、非常に難しいものと考えてございます。

また職員の声を引き上げるといことも御提言いただきました。現在、子育てや家族の介護をする職員が仕事と両立できるよう、両立支援ハンドブックを作成し、休暇制度等の周知を図るほか、必要に応じて職員からの相談を受け、意見などを聞く機会を設けておりますので、今後もより働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

あともう一点、昼休みの消灯時間についても御質問ございました。以前も同様の質問があったわけでございますけれども、昼休み中の執務室内の不要な照明を消す取組は、

電気料金の大幅な値上げを受けて実施してきたものでございます。その後、消灯時間の開始を12時から12時15分へ変更しており、現在まで担当課のほうには苦情等は寄せられていない状況でございます。今後も執務室内の消灯におきましては、節電、省エネとともに、市民や職員に配慮して運用してまいります。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 当市の働く男性、特に女性が多く活躍するつがる総合病院内に早期に病院利用者の一時預かりや職員のための託児所の開設をする必要があるとの御意見でございましたけれども、同病院に照会を行いましたところ、同病院では、過去に実施した職員アンケートでも託児所等の設置要望があったことから、来院者のお子様の一時預かりを含めて検討していきたいとの意向を伺っております。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 菊ヶ丘運動公園から南小学校、牧水公園にかけての市道の整備についてお答えいたします。

本路線は、公園、図書館、体育館、小学校、高校、幼稚園、保育園など多くの施設が立地し、歩行者も多く、また国道101号と国道339号を結ぶ幹線道路で、つがる総合病院へのアクセス道路でもあるため、交通量も多い路線であることは認識しております。

歩道の幅員が狭く、歩行者と車両との接触が起こり得ること、また直線区間が長く、速度が上昇しやすくなるようなことも想定されております。

議員御提案のコミュニティ道路、それからゾーン30プラスの整備については、生活道路における車両速度を低下させ、人優先の安全、安心な通行空間を形成する取組であることは認識しております。しかし、幹線道路である本路線においては、整備を行う場合、渋滞の発生など交通への影響が想定されるため、慎重な検討が必要となります。

なお、現歩道については、安全に利用できるよう、車道との境目である歩車道境界ブロック、舗装面、それから樹木の根上がりによる隆起した箇所など、補修を適宜行ってまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 様々な答弁、詳しく答弁していただきました。ありがとうございます。少し病院の絡みの答弁がございましたけれども、病院内のお話、私そこはあえて触れなかったんですが、細かくアンケート調査等のお話をしていただきました。感謝を申し上げたいと思います。

それでは、再質問をしていきたいと思っております。補聴器の助成事業についてです。私これ以前も指摘をしていたんですが、購入後のサポート体制、非常に重要ではないかと思

っております。耳が慣れるまで、ある程度トレーニング、メンテナンスに関するサポート体制が充実していなければ、購入しても挫折する高齢者ってすごく多いそうなんです。例えば専門医であるとか、専門職のサポート体制というのはもちろん必要ではあるんですが、もう少し気軽に高齢者の皆様が疑問等を、こういう小さいことなんだけれども、相談してもいいかしらみたいなの、そういう相談体制、そういうのを取っていただきたいんですけれども、その辺のサポート体制ってどのようにお考えですか、質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 補聴器購入後のサポート体制についてお答えをいたします。

補聴器は、ただいま議員からお話ありましたとおり、装着開始初期に違和感や不快感を覚えることがあります。そういったことから、慣れるまで使用を続けることが重要となります。そのため、認定補聴器専門店で専門家に相談するなどしながら、御自身の聞こえに合わせた調整をし、3か月程度のトレーニング期間を経て、継続的に装着することで、よりよい効果が期待できます。

補聴器に関する相談については、市の担当課であります地域包括支援課においても、そういった問合せは随時受付をすることとしており、必要に応じて補聴器相談医や認定補聴器専門店と連携をしながら、サポートを行ってまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひサポート体制の構築をお願いしたいと思います。

あともう一点、金木、市浦の住民の皆様、近くに支所がございます。気軽に声がけであるとか相談できるような旧庁舎、本庁舎以外の、金木、市浦の皆様へのサポート体制もぜひ考えていただければと思います。

認知症サポーター養成講座に関して再質問です。現在6,508人ですか、非常に多くの認知症サポーターが当市で誕生していますけれども、なかなかすごい人数がいらっしゃる。その方たちがどのように地域で活躍しているのかというのがなかなか目に見えてこない部分があるんですけれども、今回の条例の制定を機に、認証店というんですか、民間事業所も含めたサポーターとともに、何か取り組むような施策を考える必要があると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 お答えをいたします。

いわゆるステッカーを交付した登録事業者を含めた地域での取組についてお答えをいたします。今後、ステッカーの交付を受けた登録事業所と連携を深めながら、よりよい実効性のある認知症施策の展開を図るとともに、地域全体で支え合える仕組みを構築し

ていくことが重要であると認識をしております。

また、事業所の方々に対し、認知症フォーラムや市主催の研修会や会議など、そういったものへの参加を促進し、認知症への理解を深めるとともに、地域ぐるみでの支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ地域協働で、どのような取組がいいのかって施策を考えてほしいと思います。

認知症サポーター活躍の施策にも関連します高齢者のフレイル予防について質問したいと思います。このフレイルというのは虚弱という意味でございます。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢とともに心身の様々な機能が低下した状態のことをいいます。広報ごしよがわら令和5年11月号でもフレイル予防が特集され、今年度、令和7年2月号、3月号でもフレイル予防に関する記事、健診等々が紹介されておりました。このフレイルの予防の柱の一つとして、社会参加が重要であると言われております。やはり年を取ると出歩かなくなると、雪国、豪雪等で家に籠もりがちになる高齢者が多いと考えられます。

その対策として、国でも推進している社会参加の施策の一つとして、市では地域住民が歩いていける交流の場として、通いの場という取組を行っています。画像をお願いいたします。これは、県が現在ホームページで発表している、県では集いの場という表現をしていますが、参加率を表したグラフになります。このように、全国に比べ青森県は通いの場への参加者が非常に少ない状況がお分かりいただけるかと思っております。

現在市内に45か所の通いの場があるそうですが、外に出かけ、誰かと会話をしたいと考えても、近くに歩いていける、例えば介護予防教室や通いの場がなくて、社会参加の機会を失う高齢者の方々も多いのではと考えられます。例えば他市の例を紹介します。青森市、まちなかいきいきサロンは少し大きな会場のようなのですが、市内6か所、集いの場・通いの場だと122か所設置しております。当市の5倍以上の人口規模にしては、かなり少ないと考えられます。北海道、豪雪地域である札幌市に近い江別市では、こちらは五所川原市の2倍弱の人口になりますが、通いの場を当市の3倍以上、市内に150か所以上設置をしております。

このフレイル予防や社会参加を推進するためにも、この通いの場をもっと増やす取組、必要なんではないかと考えます。しかし、ただ増やせばいいというものではなくて、通いの場づくりには課題も様々あると伺っています。例えば立ち上げに運営をするリーダーが必要になると、要件として認知症サポーター1名以上の配置が必要となりますが、

やはりそこに、先ほどから言っている認知症サポーターが気軽に多く関わられるように、周知も必要でしょう、そのような仕組みをつくるのが大切ではないかと思えます。

また、もう一点です。子供や学生サポーターが高齢者と触れ合える機会を増やすなどの施策が非常に重要ではないかと思うんですけれども、このフレイル予防策の取組、課題についてどのようにお考えですか、質問します。画像終わってください。ありがとうございます。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 高齢者のフレイル予防策の取組や課題等についてお答えをいたします。

フレイルは、心の健康と深く関わっており、高齢者が社会とのつながりを失うことで孤独感や意欲の低下が進み、それが身体機能の衰えにつながるということが指摘をされております。

そこで、市では高齢者の社会参加を促進するための施策として、通いの場の充実に取り組んでいるところでございます。通いの場は、地域の高齢者が主体となり、生きがいづくり、仲間づくりの場として様々な活動を行っております。それに対して、市が1団体に上限3万円の補助、また運営のサポートなどを行っております。

一方で、参加者全体の高齢化が進む中で、リーダーや世話役の負担が増大し、運営が難しくなっているといった課題もございます。

こうした状況を踏まえ、市では通いの場の立ち上げや運営に係る支援、介護予防に資する講師派遣などを積極的に行い、持続可能な仕組みづくりにも努めているところであります。ただいま議員からお話ありました認知症サポーターの活用ということも、こういった場面で考えていきたいと考えております。

また、子供たちとの触れ合いや交流の場の機会を創出するなど、高齢者の精神的活力につながるような創意工夫を、そういったこともし、生き生きと暮らせるまちを目指してまいりたいと考えてございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。今言ったように、子供たちと高齢者が触れ合える、そういう施策というのが非常に重要ではないかと考えます。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、フレイル予防の一つの施策として、現在高齢者の皆さん、かなりスマホをお持ちの方も増えてきているのではないかと思います。例えば現在50代、私も50代ですけれども、十数年したら65歳以上になる。近い将来には、かなりの割合で高齢者がスマ

ホを所有している時代が来ます。幅広い世代に向けた健康意識の向上の施策の一つに、全国の多くの自治体が現在導入している健康アプリ事業というものがございます。弘前市では、健康都市弘前の実現を目指し、ヘルスケアエンターテインメントアプリ「kencom」の導入を2023年11月20日から開始をしております。画像をお願いいたします。少し細かい画像で申し訳ございません。ぜひ「弘前市 ケンコム」で皆さん検索をしてください。様々な取組が出てきます。このアプリは、QOL健診の普及や健康意識の向上、行動変容の促進、私以前から言っているナッジ効果を図ると同時に、ウォーキングであるとか、雪かきなどもメニューに加え、要はポイントイコールデジタル通貨を付与することにより、楽しみながら、わくわくしながら健康増進につながる取組を行っています。学生や高齢者が行う除雪支援等のボランティア活動などの社会貢献の取組とひもづければ、地域共助のまちづくりにもつながることが期待できます。

このようなアプリ事業を高齢者の例えばフレイル予防策の一つとして活用できないのでしょうか。分かる範囲で構いませんが、他市の健康アプリ事業導入の状況に加え、当市でもこのような事業を行う必要があると思えますけれども、いかがお考えでしょうか、質問します。これは、福祉部長答弁になりますか、よろしくお願ひします。画像終わってください。ありがとうございます。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 ただいま議員からお話ありました健康アプリについては、県内でも複数自治体で活用事例があるということは私も承知しております。高齢期において健康を保持し、フレイルを予防するといったことで、各ライフステージの健康づくりというのは重要であるということは認識をしております。

一例として申し上げますけれども、高齢者の健康維持や介護予防のツールの一つとして、高齢者向けの介護予防アプリというのもございます。こちらは、ICTを活用して、高齢者の方御自身が食事、健康面のセルフチェック、脳トレなどの機能を備えておりまして、高齢者が自身の健康状態を把握し、日々の生活の中で、自ら無理なく健康増進や介護予防に取り組み、その効果が期待できるものでございます。

議員の御提案、ただいまの御提案、健康アプリなどのことも参考にさせていただきながら、市といたしましても関係部局と連携をしながら、高齢者の介護予防、フレイル予防、そういったことに向けて、健康寿命の延伸、そういったことも考えながら検討していく、そういったことも考える必要あるのかなというふうに考えます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。新年度から中泊町もアプリ事業をや

ると。全世代的なアプリに関しては結構予算もかかるんですよ、数百万円かかると伺っています。ただ、今高齢者向けのアプリという話が出たので、それであれば割かしリーズナブルな価格で取り入れていけるのかなと思います。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

市のホームページ、フレイル対策の中にこのような記載がございます。ポピュレーションアプローチ、これは通いの場などへの積極的な関与ということでございます。このフレイルという症状の中で、高齢者が安心して取り組める運動ってそう多くはないんです。そんな中で、近年注目されているふまねっと運動という取組がございます。これは、大きな升目の網を床に敷いて、その網の上を歩く運動なのですが、通いの場の創出と認知機能を改善する効果的な対策として、北海道を中心に全国の通いの場で取組が増えてきております。画像をお願いいたします。画像を見ていただければすぐ分かるかと思うんですけども、このように一見シンプルで簡単な運動に見えますが、ゆっくり慎重に歩くことで注意力に作用して、歩行時のバランス感覚であるとか、認知機能の改善につながる効果があるそうです。例えば北海道の鶴居村では、このふまねっと運動の導入で介護給付費の37%の削減に成功しております。

当市の介護予防教室を行う市内6会場でも、年に1回青森県長寿社会振興センターから講師を呼び、このふまねっと運動が開催されています。この運動の推進には、ふまねっとサポーターの養成という課題もあるのですが、比較的今言ったように小スペースでお金をかけずにできることから、介護予防の効果を推進するだけではなく、仲間づくりや通いの場の創出にもつながることが期待できます。画像終わってください。ありがとうございます。

現在の介護予防教室、年1回の開催を例えば複数回にしていくであるとか、やはり定期的に開催していくことが必要だと思います。通いの場のメニューの中にも取り入れていただくことはできないでしょうか、質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 ふまねっと運動の介護予防教室での複数回の開催、また通いの場での実施についてお答えをいたします。

ふまねっと運動は、歩行機能や認知機能の改善に効果があるとされており、市では介護予防教室6会場それぞれ年1回実施をしております。ふまねっと運動については、現在指導者の数が大変限られております。また、資格取得、またその資格の維持などに係る費用負担、そういったものが必要となるため、指導者の確保が困難となっている状況があります。そういったことから、実施回数もどうしても限定的になるということが

実情であります。

今後、地域の自主的な活動として実施する動きの広がりや、市民の方からの御要望、そういったことに応じまして、必要があれば積極的な導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ検討を様々していただきたいと思います。先ほどの答弁の中で、通いの場に補助金を出しているというような答弁もございました。そのような情報発信、分からない方もいらっしゃるかもしれません。情報発信は必要かと思います。

私が卒園した保育園には教会がありました。例えば地域の教会をそのような通いの場に活用するであるとか、教育施設もそうでしょう。高齢者が集まる自宅も通いの場として可能だそうです。地域の中で歩いて集える通いの場の創出をぜひ積極的に行っていただきたいと思っております。

若年層に向けた健康づくりについて質問していきます。高齢者のフレイル予防というのは65歳以上を対象にしています。では、子供や若い世代の健康づくりはどうでしょうか。中年期に肥満と診断された人は、認知症の発症率が3割高くなることが英国のUCLの研究で明らかになりました。若い世代からの運動、食生活の見直し等、健康づくりに向けた施策が必要ではないかと考えます。

先日もニュースになっておりました。文部科学省が2024年に5歳から17歳までの子供を対象に調査した結果、肥満度が20%以上の肥満傾向児の割合は、本県では男女ともに全ての年齢で全国平均を上回っていると発表されました。画像をお願いいたします。こちらは、県が現在ホームページで発表している肥満傾向児童の県内各地域別のデータになります。少し細かくて申し訳ございません。ぜひ録画中継のときにアップして見てくださればよろしいかと思っております。これを見ると、西北地域がオレンジ色のグラフでございます。なかなか見にくいかもしれませんが、かなり高いんですね。下北地域もかなり高いということがお分かりいただけるかと思うんですが。こちらが成人の肥満者、こちらは男性の割合になります。こちらを見ると、20代、そして50代が全国平均に比べ結構高いかなということがお分かりいただけるかと思っております。こちらが女性の割合でございます。こちらも見ただけであれば、女性の場合、20代、50代が突出しているような状況でございます。ちょっとびっくりするような数字になっております。画像終わってください。ありがとうございます。

当市の、先ほど児童の話をしたんですが、肥満傾向児童のこの10年間の小中学校全体の県平均との比較、推移はどのようになっていますか、質問します。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 ここ10年間の小学校、中学校全体の県平均との比較、推移をお答えいたします。

県の学校保健調査から、平成26年度から令和5年度までの肥満傾向児出現率は、県と同等か、学年によって多少の違いはあるものの、年々増加傾向となっております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 では、直近の令和4年、令和5年の五所川原市の小学校1年生から6年生までと中学校1年生から3年生までの肥満傾向児童全体の県平均との比較はどうなっていますか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 令和4年度と令和5年度の五所川原市と県との比較をお答えいたします。

令和4年度の肥満傾向児出現率は、中学校3年生が若干県平均を下回っているものの、他の学年、小学校、中学校ともに全て高くなっております。

また、令和5年度は、小学校4年生が若干県平均を下回っているものの、他の学年は令和4年度と同様、全て高くなっている現状でございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 私もちよっと資料を調べてみました。10年間の推移というのがあるんですけども、令和5年、令和4年以前も学年によってはびっくりするような数値、非常に全国平均に比べ2倍、3倍というような数値が表れているんです。全国でも青森県は肥満傾向児童が多くて、かつ当市はその上を行っている。それも10年のスパンで考えれば、全然改善せずずっと来ているというような状況です。

もう一点、児童、若年層の健康意識の周知にも関連する数字を質問したいと思います。この質問は、昨日藤田議員の質問の中でも触れられていました。当市にとって非常に大きな課題かと思えます。介護給付費の総額が、創設以来、全国1,571の団体に増加し続けているということ、ニュース等で紹介されていましたが、以前、厚生労働省のデータの中でも、ホームページで発表されています。当市の制度創設以来の介護給付費の推移ってどのような状況ですか、質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 ただいま制度創設以来というお話ありましたが、現行制度であります介護予防の事業が始まりました平成18年度からの介護給付費の推移についてお答えをいたします。

平成18年度の介護給付費は約40億円でごさいます、直近の令和5年度は約59億円となっております。平成18年度から令和5年度までの17年間で約19億円の伸びというふうな状況になってございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。17年間で約19億円と、単純に毎年1億数千万円伸びていると、びっくりするような数字かと思えます。毎年1億数千万円、ちょっと何とかならないのかなというふうに思いますが、この介護給付費の増加というのは当市の財政の圧迫要因にもなり、抑制策は大きな課題かと思えます。

県内他自治体では、高齢者の健康増進に資する施策等で、介護給付費の削減に成功している自治体も、多くはないんですけども、出てきております。先ほどから言っているとおり、この介護給付費の抑制策の根源というのは、児童であるとか若年層からの施策が非常に私は重要だと考えています。例えば児童と若年層と高齢者が共同で取り組めるような施策というのも一つでしょう。この介護給付費の抑制策について、市はどのようにお考えですか、質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 介護給付費の抑制策につながるフレイル予防、介護予防施策についてお答えをいたします。

現在市では、高齢者が要介護状態に至ることを防ぐため、通いの場の充実、また介護予防教室において運動、栄養・口腔ケア、そういったことの指導、認知症予防などを組み合わせた支援を行ってございます。

今後、議員からお話ありまして、認知症予防に効果があると言われるeスポーツなど、ICT技術を活用した取組の可能性も探りながら、介護予防教室の充実を図るとともに、健康な高齢者が地域で活躍できるアクティブシニアボランティアの推進に努め、社会参加と心身の健康維持につなげるなど、元気な高齢者を増やす取組を進め、介護給付費の抑制にもつなげてまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 今eスポーツというお話が出ましたが、子供たちと高齢者が、例えばICTを活用したそういう取組というのが、これからすごく必要になってくるのではないかと思います。要は、介護に頼らないまちづくり、非常に重要かと思えます。今回質問している認知症サポーターであるとか、もちろんボランティアの活用、アクティブシニアボランティアばかりです。人材不足、様々な現場で叫ばれております。人材不足をどうしていくのか、マンパワー獲得の施策というのも色々検討していただき

たいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

画像をお願いします。こちらは、特定健診の実施率の推移になっております。過去10年間にわたり、全国平均を青森県は下回っている状況です。当市のここ10年間の特定健診の受診率の推移、どのような状況でしょうか、質問します。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 特定健診の受診率でありますけれども、平成24年度から結果が出ている令和5年度まででお答えをしたいと思います。平成24年度が26.9、平成25年度が28.0、平成26年度が30.1、平成27年度が31.0、平成28年度が31.7、平成29年度が31.4、それから平成30年度が32.2、令和元年度が30.4、令和2年度が27.9、令和3年度が29.6、令和4年度が30.6、令和5年度が32.0となっております。始まりの平成24年度のあたりの26.9から、途中コロナの時期の低迷、令和2年度から4年度までは27%、30%を下回るような時期ありましたけれども、現在は32%と4%程度の上昇をこの間でしているところでございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 今おっしゃった10年間の推移を見ても、長期にわたって特定健診の受診について改善されずに来ています。令和4年の県内40市町村の特定健診の実施率を見ても、38位です。非常にお恥ずかしい位置にいます。今まで全く受診率の改善ができていない中、やはり若年層への健康増進に資する即効性のある対策、施策を直ちに考えていく必要があると思うんですけれども、その部分に関して何か考えていることありますか、簡潔をお願いします。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 多少長くなりますが、市では第3次の五所川原市健康増進計画において、健康寿命の延伸と早世、早く亡くなること、これの減少を目標といたしまして、妊婦、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた生活習慣の改善、生活習慣病発症予防、重症化予防の取組を推進することとしております。

先ほど来議員が指摘されております若年者、児童に対する取組としては、一例ではございますけれども、学校給食センターによる食に関する指導を今年度は小中学校で77回実施、またつがる総合病院脳神経外科医師を講師に「脳と血圧」と題した出張授業を小学校で6回実施しております。

児童の生活習慣は、特に家庭生活や環境に大きく影響されますので、これらの事業をあえて授業参観日に重ねて実施するなど、保護者へのアプローチにも取り組んでいるところでございます。

また、特定健診の対象が法律上40歳からのため、それよりも若い段階で自分の体の状態を理解してもらうことを目的に、一定の要件に合致した20歳から39歳までの若年層の市民を対象に、ごしょりん健診として、そういう名称で、特定健診と同一内容の健診を実施し、その結果から保健師、管理栄養士が必要に応じて保健指導を実施するなど、若い世代からの健康づくりに取り組んでいるところでございます。

生活習慣の改善及び特定健診受診率の向上は、何か特定の一つの取組をすることですぐに成果が出てくるものではないと考えられますが、日頃からの健康管理がひいてはフレイルを含めた健康上の問題の予防につながることは間違いのないと考えておりますので、今後も他自治体で成果があった取組事例等の情報収集に努めながら、多面的に長期的な視点で、こつこつとライフステージに応じた保健事業を継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 詳しい答弁をしていただきました。ありがとうございます。児童のこともおっしゃっていただいたんで、私この後教育委員会にその旨、様々お聞きしようと思っていたので、ちょっと時間も限られておりますので、これ民生部局だけではないんです。福祉部局含め、教育部局も含め、横断的に皆様でこの問題、非常に厳しい問題です。考えていく必要があるんだろうと認識しております。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

即効性のある施策、これは一つの私の考えですけれども、例えばお隣の秋田県大仙市、大曲の花火で有名なところです。2020年に全国で初めてタニタグループと協定を締結して、官民連携のヘルスケア事業というのを始めています。2030年まで、10年間で医療費約22億円の抑制を目指しているそうです。当市も大手のこのようなビッグネーム、健康ヘルス事業に力を入れている企業と一緒に、子供から高齢者までに響く、SNSやマスメディアも利用した情報発信や健康意識の周知、ここが非常に重要かと思っておりますので、それにつながるような施策を考えるべきではないでしょうか、質問します。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 繰り返しになりますけれども、そのような他自治体の優れた取組に応じて、当市も検討を深めていきたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ様々施策を考えていただきたいと思います。

災害時の高齢者支援策についてです。令和6年12月28日からの豪雪災害により、県は災害救助法の適用を決定し、当市は県から救助事務の一部を委任され、市内において災

害救助法による屋根雪等の除雪事務を行うことになりました。新聞、ニュース等で大きく取り上げられ、多くの市民が問合せをされています。第1回目の問合せ件数が88件と伺っています。しかし、救助法の適用は15件にとどまっています。私も多くの高齢者の要望を伺っていましたが、適用のハードルがあまりにも高く、対象外のケースがあまりにも多い状況でした。また、屋根雪のみならず、門口除雪、窓が雪で覆われ光が入らない住居、隣接する空き家、空き倉庫等の除雪要望や、そもそも独り暮らしの高齢者の中には、豪雪の中、支援や要望を伝えることのできない方々が非常に多いことが、市民からの情報提供や、私も現場に足を運び、判明しています。来年以降、豪雪で災害救助法が適用されたとしても、また同じことが繰り返され、適用外の高齢者をサポートできない状況が再び起きることが考えられます。

そもそも高齢者はもちろん市民にとっては、今回の複数回にわたる豪雪は災害です。災害救助法の屋根雪の除雪一つとっても、問合せをして声を上げられる人はいいけれども、声を上げられない高齢者がたくさんいるんです。そういう高齢者を把握されていますか。地球温暖化の影響で雪雲が停滞し、毎年今年のような豪雪が繰り返されるかもしれません。例えば前回学生ボランティア等の支援の質問をしましたが、除雪指導者、要は除雪ボランティアコーディネーターの育成をするのも早期に必要なかと考えます。

この雪対策に関する多種多様な市民の要望に例えばワンストップで対応し、情報が記録され、情報発信が行われ、かつ市のホームページでボランティア募集に関する相談窓口等の取組を早急に考えるべきと考えますが、その辺いかがですか、質問します。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 今回の災害救助法でございますけれども、市に直接相談いただいた世帯以外にも、日本郵政、消防団、市職員によるパトロールを実施するなどして対象把握に努めていたところでございます。

ただ、今議員御指摘のとおり、高齢化社会が進行する中では、高齢者等が相談しやすい仕組みづくりといったものが必要だと考えております。他の自治体では、雪の困り事に関する相談窓口を設置した例などもございますので、今後様々な取組事例を参考にしながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

避難行動要支援者の質問、最後になりますが、質問したいと思います。今避難行動要支援者の名簿というのが、市のデータベースから抽出された数が、先日伺ったら8,279人だと。そのうち個別避難計画を作成している方は1,060人、12.8%にとどまっています。

残りの約7,200人に関しては、計画の作成が済んでいない状況でございます。残りの7,200人に関しては、全くそのお話し合いができていない、取組ができていないと。平時から地域の支援者が要支援者を把握できるよう、個別避難計画の作成を進めるべきではないかと考えます。これ現在なぜ進まないのでしょうか。今年の豪雪災害しかりです。明日起きるかもしれない災害に対応するべく、民生委員等に残りの約7,200人のリスト提供を行い、地域支援者の協力を得ながら、平時から個別避難計画の作成や要支援者の把握に努めるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 平時からの要支援者の把握、そういったことに努めるべきではないかという御質問にお答えをいたします。

避難行動要支援者のうち、個別避難計画を作成し、本人の同意を得ているものについては、平時から名簿情報を民生委員など避難支援関係者に提供することが可能となっております。個別避難計画の件数を増やすために、窓口での周知のほか、市広報に情報を掲載したり、民生委員の方々の協力も得て作成には努めておりますが、実際はなかなか進んでいないというのが実情でございます。

平時から災害に備えるため、名簿を避難支援関係者と共有できるように努めるとともに、より多くの方々の個別避難計画の作成を働きかけるなど、そういった取組を進めてまいりたいと考えております。

(「長い時間ありがとうございました。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 以上をもって藤森真悦議員の質問を終了いたします。

次に、21番、伊藤永慈議員の質問を許可いたします。21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 改めておはようございます。市民の声を聴く孝志会の伊藤永慈です。通告に従い、令和7年第2回定例会に当たり一般質問を行います。

まだ朝の気温は低いですが、ようやく春めいてまいりました。市民の皆様は、災害級の大雪で、厳しい雪から解放され、ほっとしている反面、大雪により春の農繁期に向け、準備に余念がないことと思います。早期のリンゴ園、農地等の農道の除雪をお願いいたします。

それでは、1点目、当市の観光について質問いたします。当市の観光資源は、春の芦野公園の桜まつりから始まり、青森県の三大ねぶたの一つとなった夏の祭り「立佞武多」

や、冬の津軽鉄道のストーブ列車に乗り、「地吹雪体験ツアー」、山間地の樹木や竹、また一方では民俗芸能や赤～いりんご、十三湖産大和しじみ、市浦牛など、この地方独特の食べ物や有形無形の観光資源があります。

そこで、当市の代表的観光施設のコロナ禍前から現在までの入館者数の推移をお知らせください。

また、当市に長く滞在するために観光マップを作成していますが、そのルートをお知らせください。

2点目として、閉鎖された公共施設について質問いたします。合併や老朽化に伴い、多くの施設が閉鎖されました。そこで、少子化により学校の統合で閉校になった校舎などの公共施設は現在何施設あるのか、その経過年数と閉鎖されたそれぞれの施設の現状についてお知らせください。

以上2点について、理事者側の誠意ある答弁をお願い申し上げ、1回目の質問といたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 市内の主要な観光施設の集客状況についてお答えします。

観光入り込み客数についてですが、今年度分の把握しているデータと比較するため、各年度11月末までの集計でお答えします。まず、立佞武多の館は、コロナ禍前である平成31年度が9万4,932人でしたが、コロナの影響下にあった令和3年度は3万1,058人となりました。令和6年度は9万6,707人となっております。

次に、斜陽館は、平成31年度5万6,892人、令和3年度1万6,463人まで落ち込み、令和6年度が5万1,859人となっております。

津軽三味線会館は、平成31年度2万4,811人、令和3年度6,283人、令和6年度は1万9,139人となっております。

道の駅十三湖高原は、平成31年度7万134人、令和3年度5万4,295人、令和6年度は8万173人となっております。

いずれの観光施設も、コロナ禍前に近い水準か、それ以上の入り込みとなっております。

また、観光施設を周遊させ、滞在時間を延ばすための取組としては、各観光施設を落とし込んだ五所川原市公式観光パンフレット「奥津軽五所川原」の発行や、ホームページ「五所川原市公式観光サイト」などを運営しておりまして、ルートとしましては津軽鉄道に乗って太宰ゆかりの地巡り、また十三湖を巡るルート等を設定しております。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 学校含め、廃校等施設本来の用途に供されず閉鎖された公共施設でございますが、現在35施設ございます。一部の施設は、書類等の保存や備品等の倉庫として活用しているほか、普通財産として貸付けしている例もございます。

閉鎖から10年未満の施設は9件、10年以上20年未満の施設は14件、それ以前に閉鎖もしくは閉鎖年数が不明な施設が12件となっております。

○木村清一議長 21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 ありがとうございます。年々、コロナの前に戻っているようです。クルーズ客船が今年は38隻、青森港に寄港する予定となっております。金木の元気村にもこの客船のお客さんが多く来るようになっており、折り紙を作ったり、うんぺい作りをしたりという体験観光をしに金木に多くの方が来ております。

そこで、特に金木地域は、芦野公園をはじめ、三味線会館、産直メロス、斜陽館、太宰の新座敷など観光施設が隣接しているため、ほかの地域より滞在時間が長いと思っております。そこで、新座敷についてどのような認識を持っているのかお聞きします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 太宰の新座敷についてですけれども、やはり民間とはいえ、貴重な観光資源だと思いますので、斜陽館と協力して、それぞれ情報発信に努めながら、民間の観光客に大いに観覧していただきたいと考えております。

○木村清一議長 21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 ありがとうございます。ちょっと詳しく分かっていないようですね。私のほうから、新座敷について、新座敷を管理している白川さんに聞いたところ、年間四、五千人の来客だそうです。斜陽館には、さっき言ったように多くの方が来ます。その何分の1しか来ていないということでした。

もともと新座敷は斜陽館の離れであり、現在の場所になったのは、戦後の農地改革により地主制度が崩壊し、政権に復帰して青森県知事となった津島文治が斜陽館を売却し、その際、新座敷を斜陽館から切り離し、現在の土地まで曳家して、居宅としたそうです。昭和20年夏、東京、甲府の爆撃から逃れ、ふるさと金木の実家である新座敷に疎開し、身を寄せた太宰は、家族と昭和20年7月31日から昭和21年11月12日まで暮らし、その際「パンドラの匣」など23作品を執筆されたそうです。

斜陽館と動線観光として、新座敷は、昭和レトロな和洋風な室内で、小ぶりではありますが、とてもいい建物で、新しい目玉になり、動線を整備することにより、さらに観光客の滞在時間が長くなると思います。施政方針においても、斜陽館、十三湊など多くの

魅力的な文化観光資源を有し、それぞれの地域の人々が古くから守ってきた文化、魅力を継承していくとともに、それらが織りなす彩り豊かな魅力の発信を引き続き推進してまいりますとされております。

そこで、旧総合支所跡に金木中央公民館を建設されることになっておりましたが、金木中央公民館が自然休養村管理センター跡地に建設することになりました。そのことから、旧金木総合支所解体後はどのような計画になるのか、市長にお伺いします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 ちょっと通告にないので、一瞬戸惑っておりますけれども……。当初の考えでいくと旧金木庁舎を解体して、あそこに公民館ないしはそういうものを造るといような計画でありましたけれども、結果的に今休養村のところを解体して、向こうに持っていったほうが利便性として使いやすいということで決定をいたしております。

旧金木庁舎については、まだ解体の方向性、時期等々はついておりませんが、解体後、今伊藤議員が言ったように、そこから離れのほうに本当は下りていけるんです。確かに私は太宰の斜陽館よりも、その離れのほうがある意味では保存状態が非常にいいということで、何らかの形で離れを観光の施設として使えるのかなという思いは持っています。そういう意味では、旧庁舎を解体して、そこから下のほうに下りていけるような回遊性をつくるということは、ある意味では金木の観光をより一層魅力的なものにするには、それも一つの案かなと考えております。

以上です。

○木村清一議長 21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 ありがとうございます。

次に、西沢家について質問いたします。斜陽館に隣接している旧西沢家ですが、西沢家は礼文島でニシンや昆布などで財をなし、この地に渡ってきました。旧西沢家の建物は、斜陽館のようなぜいを尽くした豪邸であり、平成20年に国指定有形文化財に認定され、前政権の平山市長のときに市で取得されました。以前は旅館を営み、後に居酒屋となり、市で取得した後、空き家となっております。

そこで、旧西沢家の取得に当たり、どのような計画で取得したのかお知らせください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 旧西沢家住宅を取得した経緯についてお答えいたします。

当該施設は、議員御発言のとおり、昭和初期の近代和風建築で、良材が豊富に使用されている建造物として、平成20年3月19日付で母屋部分が国の登録有形文化財に登録されております。また、歴史的に価値が高い建造物であり、隣接する国の重要文化財であ

る太宰治記念館「斜陽館」と一体的な景観をなすことから、その保存と活用のため取得したものでございます。

○木村清一議長 21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 ありがとうございます。保存するために取得したんだと思いますけれども、全然今まで手をかけていないですよ、お金もかかるということだと思っただけですけれども。せつかく3,000万円で購入したのに、それもまた無駄になります。財源が伴うというところで大変だということ。

そこで、全部復元するまでいかないんですけども、要望として、斜陽館から旧西沢家を通り、旧金木総合支所解体後、新座敷までを観光歩道として整備し、その際、西沢家の居酒屋として増築した部分を解体し、観光客の通りをよくすることにより滞在時間の延長につながり、またイベント等開催や災害時の避難場所としても活用できることから、早急な計画を要望して、この質問は終わります。

次の2点目の廃校の校舎と公共施設の今後の計画について説明をお願いします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 今現在、具体的な計画というものはございません。今一部の施設、書類等保存、備品等の倉庫としても活用してございます。閉鎖された施設は、どれも老朽化が非常に著しくなっております。そのため、風雪害等による建物の損壊などがあった場合は、周囲へ被害が及ばないように考慮した最低限の修繕を行っているところでございます。

○木村清一議長 21番、伊藤永慈議員。

○21番 伊藤永慈議員 計画はないということですが、現在空き家が大きな問題となっておりますが、市の閉鎖となった建物も景観が悪く、危険なものもあります。

そこで、総務省では、令和7年度から公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の拡充が設けられました。内容としては、人口減少に伴い、総務省では公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）、充当率90%、交付税措置率50%の集約化を進めることになっております。閉鎖された建物を含め、これを活用し、解体後の土地利用または売却などの計画を推進すべきだと思います。財源も伴いますので、危険な建物もありますので、要望して私からの一般質問を終わります。

○木村清一議長 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午後 1時01分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、花田勝暁議員の質問を許可いたします。1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 こんにちは。日本共産党の花田です。あまり報道されていませんが、昨日の木村慶憲議員の代表質問でも触れられていました、県からの給食費無償化のための市町村交付金が、来年度から全自治体で給食費に充当できるようになります。昨年10月からの全県での小中学校の給食費無償化のための給食費無償化等子育て支援市町村交付金は、当市のように既に給食費無償化を実施していた17自治体は、交付金を給食費に充当できず、新しく子育て支援を行った場合にのみ、その8割を交付するというものでした。独自に子育て支援を行っている自治体の負担が多くなり続ける可能性があった仕組みが是正、緩和され、よかったです。

ふだん私は画像を使って一般質問をしてきましたが、今回画像を確認するための提出締切りの前に体調を崩した関係で、今回画像の使用はありません。次回以降はまた使うと思いますので、その際はよろしくお願ひします。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず、1つ目です。石破政権になり、デジタル田園都市国家構想交付金の名前が新しい地方経済・生活環境創生交付金に変わりました。新しい地方経済・生活環境創生交付金の令和7年度当初予算は2,000億円です。私を含め複数議員から、デジタル田園都市国家構想交付金をもっと積極的に活用したほうがいいのではないかという声がありました。この交付金は、取組に対して交付されるもので、分配されるものではないからです。デジタル田園都市国家構想交付金といっても、デジタルだから自分の課と関係ないというわけではなく、全庁的に積極的に考えてほしいとお願ひしてきました。同交付金の名前は、新しい地方経済・生活環境創生交付金と、結局は名前からデジタルも取れてしまいました。改めて、取組に対して交付されるこの交付金を新たに活用する計画があるかどうか、お伺ひします。

続いて、2つ目の項目です。大雪によるリンゴ樹等の被害の状況についてです。雪害による当市のリンゴ樹やその他の農産物や農業用ハウス等の設備の被害状況について伺ひたいです。

また、融雪剤の購入費用への補助金である五所川原市りんご園地大雪被害対策支援事業費補助金の申込み状況も教えてください。

続いて、同じ項目の2つ目ですが、また、雪が解けてからでなければ具体的な被害状

況がはっきりしません。確認できる状況になったとき、リンゴ樹に限らず、被害が大きければ農業被害に対する追加支援する考えはあるのか、市の考えをお伺いしたいです。

続いて、大きな項目3つ目です。立佞武多の館の改修に関連して幾つかお伺いします。まず、館で働く職員の雇用についてです。前提として、12月議会での高橋議員への市側の答弁でこういうくだりがありました。「今回は1年以上の指定管理の空白期間があります。市としては、次期指定管理者の従業員、この方たちはできれば経験者が多いほうが望ましいと考えています。そのため、従業員の確保等の準備期間を多めに取り、早めに公募することも検討しております」という答弁です。立佞武多の館の職員の方は、来月4月から失業状態になりますが、市はこの方々に来年また立佞武多の館で働いてほしいと考えています。立佞武多の館の現在の指定管理は、一般社団法人五所川原市観光協会であり、館の職員の方々と市は直接の雇用関係にはありませんが、あまりにも一方的に希望だけを述べる状況になっていないでしょうか。館には26人の職員の方が勤務されているそうです。館の職員の方々の再就職や再雇用に関して、市としてどのような対応を取ってきたのか、今後何か対応するのか教えてください。

館の項目2つ目です。改めて立佞武多の館のリニューアル基本計画に戻ると、4階の2部屋はそれぞれ未就学児に特化した（仮称）子どもの広場と、中高生の居場所にしようとしている（仮称）子どもの居場所になります。施政方針にも出てきます。4階の活用に関して、未就学児に関する子どもの広場のほうは令和7年度の予算などにも上がってきていますが、中高生のほうはどうもあまり具体的な話が少ないです。子どもの居場所について具体的に教えてください。

また、再開後の6階の展望ラウンジの活用に関しては、同じ基本計画では、6階展望ラウンジの活用に関して、市の特産品を生かしたメニューを増やし、レストラン営業時間外は食事目的以外でも自由に利用できることを周知し、利用者の増加を図る、また自動販売機を設置し、誰でも休憩できるスペースとして活用するとあります。現状とあまり変わりません。あの展望ラウンジは、もっと活用できる可能性があると考えていますが、リニューアル後の6階の活用方法について改めて伺いたいです。

館の項目3つ目です。昨日も一部やり取りがありましたが、休館中の駅前活性化策や影響を受ける事業者への支援策を考えているか教えてください。

4つ目、公共交通の再編についてです。まず、今年10月からの五所川原地区の公共交通の再編について、どんな変更になるか教えてください。

続いて、大きな項目の5つ目です。この冬の除排雪に関して伺いたいです。他市では、記者会見で市長が除排雪の遅れについて陳謝する姿が報道されていたりしました。当市

においてももちろん大雪で大変でしたが、除排雪の遅れで他市のように大きな混乱を生むような状況にはなかったという印象であり、除排雪に尽力されている職員の方々や事業者の方々に私も深く感謝しています。しかしながら、次の冬以降の大雪に備えて幾つか気になる点がありましたので、この場で取り上げさせていただきます。

ボランティアと通学路についてです。まず、近隣の弘前市では、2025年1月8日に弘前市災害ボランティアセンターが開設され、高齢者や障がい者など除雪が困難な方々の生活用通路の確保を目的とした除雪活動が行われました。当市が災害ボランティアセンターの設置を検討したか伺いたいです。

6つ目は、入札制度の見直しについてです。今回の入札制度の主な変更点と、その変更が決定した経緯について教えてください。

また、近年、当市が行ってきた入札方式の種類と件数について教えてください。

以上が1回目の質問になります。理事者の皆様方の誠意ある御答弁をお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○長谷川 哲総務部長 新しい地方経済・生活環境創生交付金は、国の令和6年度補正予算で創設されたもので、デジタル田園都市国家構想交付金から移行する形で、地方の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を支援する第2世代交付金、デジタル技術を活用した取組を支援するデジタル実装型、先進的な防災の取組を支援する地域防災緊急整備型などのメニューに再編されております。

市では、五所川原市DX推進計画に基づき、市役所窓口でキャッシュレス決済を行えるよう、キャッシュレス端末等の導入に現在取り組んでおりまして、これらの導入に当たってはデジタル実装型を活用することとして、準備しているところでございます。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 雪害によるリンゴ樹をはじめとした農業被害の状況についてお答えします。

昨年12月からの大雪によるリンゴ樹の被害については、1月14日に農業委員会と合同で市内園地の5地点で雪害調査を実施したところ、幹が裂けたり、枝折れが確認されておりますが、積雪量が多く園地に立ち入ることが困難なため、詳細な被害状況までは確認できておりません。

そのほか、今年に入ってから複数回、農業被害調査のため市内を巡回したところ、農業用ハウスの倒壊を確認しており、全壊程度が5棟、半壊程度が2棟の計7棟の被害と

なっております。

なお、リンゴ樹の被害については、今後の降雪や雪解けの影響により増えることも想定されるため、被害軽減に効果が見込める融雪促進剤の使用を支援するりんご園地大雪被害対策支援事業を先般の専決処分により2月7日から実施しております。申請状況は、昨日までの時点で市に申請があったものは12件、JAから融雪剤を購入した方については、今後JAから情報提供してもらい、申請を促す予定であります。

次に、追加支援についてですが、今後の方向性として、雪解け後の現地調査等により雪害の状況や農業者からの要望を整理し、国、県による支援事業の有無や内容等を踏まえて、将来的な雪害対策に資する取組等への追加支援について検討を行ってまいります。

続けて、立佞武多の館に関して、職員の再就職と再雇用についてお答えします。市では、指定管理者に対して、ハローワーク、公益財団法人産業雇用安定センターとの連携による再就職の支援について提案しましたが、指定管理者側で独自にヒアリングを行った結果、リニューアルオープンまでの間は失業保険を受給される方、アルバイト等有期雇用を希望される方など様々ですが、多くの職員がリニューアル後の立佞武多の館で働くことを希望しているとのことあります。

市といたしましては、経験者がまた立佞武多の館で働けるように、指定管理者の公募に際しては配慮をお願いしたいと考えております。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 中高生の居場所についてお答えをいたします。

中高生の居場所の面での活用の具体案につきましては、立佞武多の館リニューアル基本計画に基づき、4階の一室を中高生の居場所として整備することといたしております。活用予定の部屋の面積などから定員は20人程度を想定しており、勉強しやすいようにパソコンなどを設置するほか、簡単な調理ができるキッチンや、くつろげるスペースを整備し、中高生が放課後や長期休みなどに自由に利用できる居場所として活用していきたいと考えてございます。

また、部屋の管理、運営につきましては、令和7年度に公募型プロポーザルを実施し、事業者を決定することといたしております。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 6階の活用方法についてお答えします。

指定管理者との協議が必要となりますが、計画のとおり、レストランでは市の特産品を生かしたメニューを増やし、観光客の満足度を向上させたいと考えております。

また、レストラン営業時間外は、休憩等、誰でも自由に利用いただけるスペースとし

て有効に活用したいと考えております。

それから、休館期間中の駅前活性化策についてですが、これまで中心市街地活性化策として、料飲店組合などが実施するイベントや、ホコ天マルシェ開催を支援してまいりました。立佞武多の館改修工事により立佞武多広場が利用できなくなるため、代替地にて開催する必要も出てきますが、引き続きイベントを支援することでのぎわいの創出を図り、駅前の活性化に取り組んでまいります。

続いて、影響を受ける事業者への支援策についてお答えします。昨日の会派代表質問でもお答えしましたが、休館の影響について対面調査を行い、その結果として、市としては補助金等直接的な支援は検討しておりませんが、飲食店については、立佞武多の館改修工事の関係者へ利用を促すことや、情報発信の強化をこれまで以上に図ることで、間接的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 令和7年10月からの五所川原地域における公共交通の再編の概要についてお答えいたします。

まず、市内路線バス、飯詰線、七和線に代わる予約型乗合タクシーですが、運行を土日祝日を除く週2日、往復2便から、週5日に拡充となります。乗降場所は、市役所、図書館、立佞武多の館などを加え、14か所に増設いたしました。運行範囲は、現在の運行地区に水野尾、米田、一野坪、太刀打地区を加えるものとなっており、運賃は1乗車につき1人片道300円となっております。利用方法は、前日までに運行事業者に電話連絡をしていただいて、名前と住所を言ってから利用したい時間、それから乗降場所を伝えていただきます。

また、市循環バスに代わる乗合型A I デマンド交通ですが、9人まで乗車できるジャンボタクシー2台で毎日運行となり、運行時間が8時から18時まで、乗降場所は予約型乗合タクシーと同じく14か所のほか、各町内会単位で2か所程度設ける予定としております。運行範囲は、小曲などを加えた市街地周辺のほか、栄地区、松島地区の唐笠柳、石岡、吹畑及び漆川を設定しております。運賃は、公共施設等で乗り降りする際は300円、町内から町内への移動の利用は500円の設定となっております。予約方法は、電話またはインターネットでの予約となり、前日はもちろんでありますけれども、当日の30分前までの予約が可能となっております。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 災害ボランティアセンターの設置を検討したかという御質問についてお答えをいたします。

市では、大規模災害が発生した際に、災害ボランティアセンターを迅速に設置できるよう、平成25年11月に五所川原市社会福祉協議会と災害時におけるボランティア活動等に関する協定を締結しております。この協定では、市が社協へセンターの設置を要請することや、社協が設置運営を行うことについて必要な事項を定めております。

また、市では、令和6年4月に災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを策定し、設置から運営、閉鎖までの手順や役割分担など、必要な事項をあらかじめ社協と共有しております。

今般の災害救助法適用では、対象範囲が屋根雪等の障害物の除去でありましたので、倒壊などのおそれのある住家について、業者委託により対応いたしたところでございます。

災害ボランティアセンターの設置につきましては、災害救助法適用時に社協と検討いたしましたでしたが、マニュアル上で救助はボランティア派遣の対象外となっており、ボランティアの安全確保の観点から、屋根雪などの作業が危険を伴うと判断したため、設置を見送ったものでございます。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それでは、入札制度の主な変更点と見直しの決定の経緯についてお答えいたします。

このたびの官製談合事件は、前副市長が特定の団体と内通し、依頼を受けた業者を指名審査会で決定するプロセスに一因があったと考え、見直しを行ったものでございます。今回の入札制度の主な変更点は、工事・建設関連業務について原則一般競争入札を実施すること、入札結果の公表範囲の拡大、不当要求行為等対応要綱の策定、公益通報者保護制度の周知徹底、総合評価方式の検討、必要な各種要綱の整備、職員内の入札・契約情報の管理方法の見直し、コンプライアンス研修等の実施が挙げられます。

以上でございます。

失礼いたしました。答弁漏れが1点ございました。近年の入札方法の種類と件数について答弁漏れありましたので、お答えいたします。直近3年間の市発注工事に係る入札方式の種類と件数についてお答えいたします。令和3年度は一般競争入札が20件、指名競争入札が71件、令和4年度は一般競争入札が17件、指名競争入札が57件、令和5年度は一般競争入札が12件、指名競争入札が65件でございます。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 それでは、一問一答方式で再質問に入らせていただきます。

交付金については、答弁は要りません。活用する予定があるということで、ひとまず

安堵いたしました。

リング樹等の被害ですが、雪が解けてから分かることも多いようで、その際、被害が多ければ御支援を検討してください。コメントは要りません。

3つ目、立佞武多の館についてです。館の職員の方の件は、市側からはアプローチしたということですが、休館中に働きたい人たちでも、働く先が決まっている人はいないという情報を聞いていますので、今後も五所川原市観光協会と、今月中、4月と密に連絡を取っていただきたい。お願いします。

館の6階の展望ラウンジの件ですが、条例上そうなっているかもしれませんが、必ずしも館の指定管理者が6階も管理する必要があるのかということはずっと思っていました。夜も、条例があって9時以降使えないということです。館の活用、館の展望ラウンジの活用に関して、駅前地区の活性化につながる事項の一つとして、もっと自由な柔軟な発想で考えられないだろうかと思っています。今のままではもったいないと思っています。

3つ目の影響を受ける事業者への件ですが、12月議会の答弁をいただいた際には、休館の影響について調査もしていないという答弁でしたので、その後アンケートを取っているというのはよかったなと思います。もし甚大な影響を受けた事業者が今後出てくる場合は、来年度途中でも対策について検討していただきたいなと思っています。

4つ目、公共交通の再編についての再質問に入らせていただきます。金木地域では公共ライドシェアが、五所川原地区では再編により予約型乗合タクシー、A I デマンド交通が運用され、市内で3つが並行して運用されますが、利用方法に差異があり、利用者は混乱すると思います。利用者にとって分かりやすい運用のために、どのような対策を行うか伺いたいです。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 公共ライドシェア、予約型乗合タクシー、A I デマンド交通が並行して運用され、利用者にとって分かりにくいと思われるが、どのような対策を行っているのかについてお答えいたします。

まず、公共ライドシェア「はいきたかなぎ」については、金木地域で令和6年10月から運行を開始しており、開始前には金木総合支所や各地区で乗り方教室を開催し、内容の説明を行いました。令和7年4月から、乗降場所を現在の28か所から、金融機関、民間病院など13か所を新たに加え、計41か所に改善いたします。周知においては、広報や車内でのチラシ配布を行って、周知を図ってまいります。

令和7年10月から拡充予定の予約型乗合タクシーにおいては、2月12日に七和、梅沢、

14日には一野坪、飯詰、水野尾地区で住民懇談会を開催し、合計59名の出席者の方に対し、バス路線に代わる再編案について説明しております。

A I デマンド交通の運行地区についても、新年度以降、住民説明会を開催し、バス路線に代わる再編内容を説明する予定としております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今後も説明会、住民懇談会等どんどん行ってほしいなと思います。

金木地区での公共ライドシェアには、「はいきたかなぎ」という名前がつけられました。金木の支所でつけたと聞いています。五所川原地区での予約型乗合タクシー、A I デマンド交通のそれぞれについても、名称をつける予定があるか伺いたいです。名称をつけるのであれば、考える過程で市民に仕組みの差異を周知できるという効果も期待でき、市民からの公募での名称募集を期待します。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 名称公募についての御質問にお答えいたします。

予約型乗合タクシーについては、既に各地において運行しており、利用者も多数いることから、名称の変更による利用者の混乱を避けるため、公募の予定は現在ありません。

また、A I デマンド交通については、新規に導入する公共交通となることから、名称の募集を検討しつつ、市民の皆様になれ親しんでいただける公共交通となるように努めてまいります。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 募集の可能性があるということで、いい名前がつけばいいなと思います。分かりやすい名前、A I デマンド交通につけばいいなと思います。予約型乗合タクシーはこのままいくということなんですけれども、その差異がはっきりし、利用者に伝わるようになればいいです。

再質問3つ目です。A I デマンド交通の料金は、乗降場所によって300円と500円が混在します。こちらも分かりやすすくないと思いますが、予約型乗合タクシーは300円、A I デマンド交通は300円と500円、料金を一律300円だとか、あるいは一律500円にしなかったのはどういう理由からでしょうか。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 分かりやすいように一律の運賃体系としてはどうかという御質問にお答えいたします。

運賃については、市内を運行する路線バスの最低運賃が200円であることや、乗降場所が多くなり、利便性の向上が図られること、また公益性を考慮して公共施設などで乗り

降りする際には300円と設定しております。

一方で、町内から町内への移動は、タクシー事業に似通ったものになることから、金木地域で運行している公共ライドシェアとの運賃バランスも考慮し、500円と設定いたしました。

一律の運賃体系とすることで、分かりやすく利用いただけるものと認識しておりますが、既存の路線バスや公共ライドシェアなどを考慮した運賃設定としたものであります。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 理由がはっきりあることがよく分かりました。御答弁ありがとうございます。

それでは、除排雪について再質問に入らせていただきます。まず、この冬、当市でこれまで手作業による除排雪、物が壊れたりとかというのはあったかもしれませんが、そういうのは含めず、けがや事故はありましたでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 除雪作業中に負傷し、緊急搬送された人数でお答えいたします。負傷者は7名でございます、内訳は重傷が2名、軽傷が5名となっております。

事故原因の内訳でございますが、屋根からの転落が1件、除雪中の転倒や除雪機の誤作動などによるものが6件となっております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 幸い亡くなった方はいないということですが、重傷者が2名いたということですね。

続いて、除雪に困っている世帯にはどんな支援がありますでしょうか。メニューを一通り教えてください。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 除雪に困っている世帯への支援についてお答えいたします。市では、独り暮らし高齢者、また高齢者のみの非課税世帯を対象に、玄関から道路までの門口除雪を行う高齢者除雪支援事業を実施しており、毎年約200世帯の申請がなされているところでございます。

1日1回1時間までの利用となり、1回当たり1,800円を委託事業者に支払うものでありますが、そのうち600円を利用者本人が御負担していただき、1,200円を市が負担するといった形で実施しております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 メニューは、高齢者除雪支援事業だけということなんですね。

昨年とこの冬の高齢者除雪支援事業に関する回数について教えてください。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 高齢者除雪支援事業における門口除雪の昨年と今年の実施回数についてお答えをいたします。

高齢者除雪支援事業における門口除雪の実施回数につきましては、それぞれ1月末時点でお答えをさせていただきます。昨年度が867回、今年度が1,968回となっており、今年度は昨年度に比較しまして2倍以上の実施回数となっております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 昨年に比べて、今年、この冬は2倍以上ということで、人員的に足りたのかなというところがちょっと心配になる数です。

災害ボランティアセンターの設置はなかったということは分かりましたが、それとは関係なく、社会福祉協議会はこの冬、除雪に関してボランティアを募集したのでしょうか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 社会福祉協議会の除雪関連のボランティアの募集についてお答えをいたします。

五所川原市社会福祉協議会では、市内ボランティア団体との連携により、ボランティアの派遣が必要な場合に迅速に人員を確保できるよう、五所川原市ボランティア・市民活動センターを運営してございます。そちらからの情報によりますと、年末年始は雪に関する相談などが数件あり、社協の職員が現地確認をしたり、市の高齢者除雪等支援事業の門口除雪へつなげたものがあったということを知っております。

冬季の除雪作業につきましては、過去には高校生も含めたボランティアを実施した実績はありますが、今年度に関しましては各家庭においても除雪が大変な状況であったため、実施を控えたということでございます。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 過去にはあったけれども、今年の冬に関してはなかったということは、ちょっと残念なところであります。

それでは、社会福祉協議会は、どんなケースでボランティアを募集したりしていますか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 まず、ボランティアの申込みについては、社会福祉協議会におきまして、先ほどの五所川原市ボランティア・市民活動センターでボランティアを毎年募集してございます。

ボランティアの募集の事例についてでございますけれども、災害時のボランティアにつきましては、令和4年8月豪雨の際に、延べ75人の登録ボランティアによる支援活動を行った実績がございます。

平時のボランティアにつきましては、社協が設置する五所川原市ボランティア・市民活動センターの運営により、通年でボランティアを募集し、活動が行われております。具体的な事例としては、こども宅食おすそわけ便、街頭募金活動、声の社協、各種イベント、福祉団体などへの協力、市のアクティブシニアポイント事業などを実施しており、令和5年度では86団体、2,301名のボランティアに活動をしていただいております。

今後もボランティア制度を有効に活用できるよう、市と社協が連携し取り組んでまいりたいと考えてございます。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 令和4年の豪雨のときにそれなりの人数、75人が集まったというのであれば、今年もしちゃんと告知して募集すれば、人数が集まって、その方々を困っている方々の除雪に活用、頑張っていただけなかったかなと思う次第です。

社会福祉協議会内の五所川原市ボランティア・市民活動センターの資料を私も見てみましたが、既存のボランティア団体にボランティアに興味がある人をつなぐ役割をしているということでした。しかしながら、困っている方への除雪のための団体というのではなく、この冬、除雪に関して困っている方はいたと思うんですけれども、ボランティアをしたい人というのもいたんじゃないかと思うんですけれども、どこへ連絡すればよかったのでしょうか。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 先ほどの答弁と若干重複するかもしれませんが、ボランティアの申込みについてお答えをいたします。

先ほどから申し上げます五所川原市ボランティア・市民活動センターでは、ボランティアを通年で募集してございます。登録をすると、希望するボランティアの種類や日程に応じて派遣の要請が行われることとなります。社協のホームページに情報が掲載されておりますが、市といたしましても連携して周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 もし除雪に特化したボランティア団体があればいいんでしょうけれども、今のところないので、行き先がないなと思っているところです。

この冬は、県内でも文化財が倒壊したという例も幾つもありました。市庁舎に近い元

町でも、すぐそこでも屋根の雪の重さで全壊している建物があります。空き家とか空き倉庫とか空き店舗など、高齢者除雪支援事業だとか災害救助法の枠から漏れてしまう、困ってしまうケースというのはたくさんあると思います。屋根の雪下ろしが危ないというのはよく理解できますが、屋根に上らずともできる除雪に関する助け合いもたくさんあると思います。助け合いの繰り返しは、総合計画の中で目標にしている安全安心なまちづくりの基礎になります。市民一人一人が自宅の周りを除雪する自助や、市や県による除排雪の公助の2つばかり除排雪では目立って、地域で共に助け合う共助は、当市の場合、あまり見えてきていないと思います。除雪に関しても共助が生まれやすくなる仕組みづくりを市側をお願いしたいところです。

除雪ボランティアコーディネーターの存在は、藤森議員の質問で知りましたが、このコーディネーターの存在により、地域の住民とボランティアが効率的につながることが期待できるんじゃないかなと思いました。事故を防ぐという専門性も持つことになると思います。また、コミュニティの結束力を高める役割も期待できるので、民間の力を活用する仕組みとして、私からもぜひ検討していただきたいなと思いました。

除排雪に関して最後の再質問になります。午前中の藤森議員の写真資料にも、南小学校や一高が近くて、つがる総合病院へつながる蓮沼、元町の市道の写真が紹介されていました。私も、あの道は危ないなと思っていたので、同じところが気になっていて、びっくりしました。通学で使われているにもかかわらず、歩道が除雪されていなくて、学生が車道を歩くしかないという場所があります。該当地域の市民の方や保護者の協力も要りますが、通学で使われている歩道の除雪用に小型除雪機を町内会等に貸出しを行ってはどうでしょうか。弘前市などでは、市民への小型除雪機の貸出制度が実施されています。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 町内会等に除雪機など貸出しを行ってみてはどうかという御質問にお答えいたします。

現在、市独自で貸出しをする予定はございませんが、県のスクラム除雪事業を活用し、主に国県道の歩道除雪を行うため、小型除雪機を五所川原地域に2台、金木地域に2台、計4台、貸出しを行っております。燃料代、維持管理費用、任意保険等の費用負担は利用者側に生じますが、現在各町内会からの問合せはございません。小型除雪機を今後活用したい町内会等ございましたら、まずは土木課に相談していただきたいと思っております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今御紹介していただいた制度は、前もって申請していれば借りられるということだと思っておりますけれども、今回あればいいなと思ったのは、共助の視点から柔軟に小型除雪機の貸出しを市が行うことができる仕組みがあればいいなと思いました。

それでは最後に、入札制度の見直しに関して再質問に入らせていただきます。当市は、年度内の発注見通しを年度初めに公表していますでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 当市では年度内に発注が見込まれる工事や建設関連業務のうち、予定価格250万円以上のものについて、毎年4月上旬に市のホームページ上に公表し、予定に変更がある場合は10月1日をめどに変更一覧表を公表しております。今後は、工事については130万円を超えるもの、建設関連業務については50万円を超えるものについて公表する予定でございます。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 公表していて、公表の点でも変更があるということなんですね。

当市は、業者との工事や業務の契約の内容を公表していますか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 当市では、入札実施後に市のホームページに入開札執行書を掲載しており、工事概要、工事期限、入札参加業者、入札書記載金額、入札結果を公表しております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 それでは、業者との工事や契約の内容に途中で変更があった場合に、変更後の契約の内容を公表していますか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 当市では、契約内容の変更につきましては、ホームページでは公表は行っておりませんが、発注担当課で工事台帳により変更内容の公表をしております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 ぜひ変更があった場合もホームページで公表していただければと、期待します。

当市は、契約を結んだ業者に前金払いや中間前金払いを行っていますか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 前金払いは建設工事及び土木建築の設計業務等で行っており、中

間前金払いは建設工事で行っております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 希望があれば前金払いを行っているとはヒアリングで聞きました。

当市は、公正な競争条件を維持することや、労働者の権利保護や適正な労働環境を確保することを目的とした、入札競争における社会保険等未加入業者対策を行っていますか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 当市では、工事請負標準約款にて、工事を受注した業者は、社会保険等未加入の建設業者を下請契約の相手方としてはいけないと定めてございまして、これに違反する場合は指名停止等を行うこととしております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今の件は、何次下請になったとしてもこの対策を行っているという事なんですか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 そのように考えてございます。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 次に、先ほど、当市は一般競争入札と指名競争入札を行っているということなんですけれども、もう一個、総合評価落札方式というのがあります。総合評価落札方式とは、公共事業などの入札において、価格だけでなく、企業の技術力や実績、提案内容などの非価格要素を総合的に評価して落札者を決定する制度です。従来の方式が価格競争のみに焦点を当てていたのに対し、総合評価落札方式は工事の品質向上や地域貢献、安全性などを重視する目的で導入されているものですが、この総合評価落札方式の導入についての市の考えを教えてください。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 総合評価落札方式とは、契約金額以外の要素を評価対象に加え、落札者を決定する方法でございます。これにより、より安価でより優れた技術を持った業者を契約相手方に選ぶことができます。総合評価落札方式の導入につきましては、対象範囲等を整理し、効果等を調査した上で検討してまいります。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 いずれは総合評価落札方式が導入されたとして、一般競争入札と総合評価落札方式が並列する形になりますが、その使い分けは何か想定されていますか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 総合評価落札方式と一般競争入札の使い分けでございますけれども、次年度において検討する予定ということでございまして、今後において検討するという御理解いただきたいと思っております。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 電子入札システムというのを取り入れている自治体が多くあります。入札の手続をインターネットや専用の電子ネットワーク上で行う仕組みです。これを取り入れる考えがあるか、市の考えを教えてください。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 当市では、現時点で電子入札システムは導入しておりません、今後においてもまだ未定でございます。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 電子入札システムは、公共入札の近代化を図るツールと言われていて、効率性、透明性、公平性を高める効果があると言われております。先ほどの社会保険加入確認や総合評価落札方式とも連携がしやすい仕組みです。効率性、透明性、公平性とか、今見直しされているところに効果があると思うので、導入を検討していただければと思います。

再質問、最後になります。報道によると、市長は1月6日の定例記者会見で、入札制度の見直しができる段階で副市長の選任をしたいという要旨のことをおっしゃっております。入札制度の見直しの見通しはつきつつあります。市長、今の副市長人事についての考えを教えてください。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 副市長の人事ですけれども、今回期せずしてこういう官製談合事件があり、副市長のいない期間が半年を過ぎている状態であることは確かであります。その中で、先般の議会が始まる前の議員説明会においても、入札制度をしっかりと説明させていただいて、今定例会でも一般質問の中で相当数、花田議員もそうですけれども、相当数の質問を受けております。その質問を受けた中でいろんな説明をして、しっかりと最後には検討しなければならない事項を検討を重ねた上で、最終的には4月1日からスタートさせたいと思っておりますし、スタートするつもりです。それである意味では副市長人事をする条件が整えられると思っておりますので、その条件が整ったということから判断したときに副市長の人事を提案させていただいて、皆様方の同意を得るように進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 最後に、市長に一言、突然広報の市長コラムが終わってしまったのは残念でした。また再開していただければうれしいんですが。答弁は要りません。

(何事か呼ぶ者あり)

広報の市長コラムが突然終わったのは残念でした。では、答弁してくれるみたいで。

○木村 博副議長 もう一度。

○1番 花田勝暁議員 ではなくて、市長が手を挙げられていた。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 市長コラムについては、ボリューム45ぐらいまで行きましたけれども、途中から書くものが同じテーマになってくることが多くなって、あとは広報の若い担当が紙面を少し変えてみたいということで、必要なときには必要なコラムを出していきたいとは考えておりますけれども、中には、以前、来月のコラムは何ですかと聞かれる機会が結構ありました。自分にとっても非常にプレッシャーでありましたけれども、皆様方からそういう声をかけていただいたということは大変光栄であり、今後もしできる限り広報を通じて自分の考え方、そして市民に呼びかけていきたいことをしっかりと発信していきたいと思っておりますので、今後また検討してみたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○木村 博副議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 多くの市民は、施政方針などは読まずに広報とか読むと思うので、ぜひ申し上げます。

それでは、私の一般質問を終わります。理事者の皆さん、御答弁ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって花田勝暁議員の質問を終了いたします。

次に、5番、高橋美奈議員の質問を許可いたします。5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 自民公明クラブの高橋美奈です。令和7年第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

今定例会においては、中学校部活動の地域移行について質問をさせていただきます。この質問については、1年前にも質問させていただきましたが、少子高齢化や人口減少の加速が急激に進む中、検討から実施へ向けて早急に進めるべきと考え、再度取り上げさせていただきました。

また、今年の1月に青森県若手議員ネットワークのメンバーでむつ市を訪問して、実際に地域移行について勉強してきましたので、むつ市の事例を参考にしながら質問をさせていただきます。

まず、学校の部活動は、スポーツや文化芸術に興味のある生徒が自主的に参加し、教師の指導の下で行われてきました。部活動は、体力や技能の向上だけではなく、異年齢の生徒や教師との交流を通じて、責任感や連帯感を育む教育的意義を持っています。しかし、少子化の進行により、学校単位や地域によっては従来の体制を維持することが難しくなっています。また、教師の負担が大きくなり、働き方改革が求められる中、専門性や希望にかかわらず顧問を務める従来の制度には限界があります。そのため、学校と地域が連携、協働し、持続可能な活動環境を整えることが求められています。

そこで、今後は学校単位ではなく、地域単位での活動に移行し、生徒が安心してスポーツや文化活動に取り組める環境を整えていくことが必要です。五所川原市においては、先週の議員説明会にて、五所川原市教育施策の大綱案、また五所川原市中学校部活動地域移行推進計画案が示され、いよいよ実施に向け、動き出しました。市長の施政方針においても、地域のあらゆる関係者が連携し、地域住民全体で運営する活動体制の構築が重要とし、子供が自分らしく興味関心に打ち込む機会の確保、地域のスポーツ・文化芸術活動と一体的推進による多世代交流、生涯学習の充実へつなげていく「地域で支え地域が輝くスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境づくり」を目標とし、地域住民が主体となる地域クラブへの移行を推進すると述べられています。

しかし、地域移行に関しては、五所川原市に暮らす子供たちの活動機会の確保、指導者の確保、活動場所や運営資金の確保、保護者負担の増加など、解決すべき問題も多くございます。

そこで、五所川原市の迅速で具体的な移行計画や課題解決について、市の見解をお伺いいたします。まず、質問要旨の1点目です。当市における中学校部活動の地域移行の進捗状況についてお伺いします。地域移行の検討委員会が開催されていると思いますが、会議の開催数及び検討の具体的な内容についてお伺いします。

質問要旨の2点目に移ります。地域移行が進んでいない要因とその解決策についてです。今回、地域移行推進計画が示されました。この質問を考えている時点では、計画が示される前でしたので、移行計画について動きがあったのが非常に良かったと思っております。それでも、市として地域移行に対する迅速さはまだまだであると見受けられます。現段階で地域移行がスムーズに進んでいない要因について考えられる点をお伺いいたします。

質問要旨の3点目です。今後の具体的なスケジュールと責任体制についてお伺いします。推進計画が示されましたが、これから地域移行完了までどのようなスケジュールについて計画されているのかお伺いします。

以上、理事者側の前向きで誠意ある御答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 まず、検討委員会の開催数及び検討内容についてお答えいたします。

検討委員会については、令和5年度に2回、今年度は12月に1回開催し、現在策定中の中学校部活動地域移行推進計画の基本目標や方針、地域クラブの活動方針、地域移行のスケジュールなどについて協議検討を行っております。

続いて、地域移行が進んでいない要因についてお答えいたします。当初、国は改革推進期間を令和5年度から令和7年度の3年間の間で休日の部活動地域移行を進める計画でありましたが、移行期間が短いなどと自治体のほうから意見があり、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の中間報告において、休日の移行期間が令和8年度から令和10年度に、平日も含めた移行期間が令和11年度から令和13年度まで延長される見込みであることから、本市においても中学校部活動地域移行推進計画を今年度中に策定する予定となっております。本市といたしましては、国の動向を注視しながら、現在策定中の推進計画に沿って地域移行を進めてまいりたいと考えております。

続いて、今後のスケジュールについてお答えいたします。まず、中学校部活動地域移行推進計画を今年度中に策定し、国の実行会議が定めたスケジュールに遅れることがないように、推進計画に沿って、受皿となる、まずは地域クラブの準備が整った部活動から順次地域移行していくこととしております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 ここからは再質問に入らせていただきます。

検討委員会で基本目標や方針などを検討されているようなのですが、子供たちの未来に大きく関係する重要な決定事項になることを、今年度は12月に1回のみで開催ということでした。この1回だけの開催では、内容の精査や推進はできないと思うのですが、主な具体的な内容は教育委員会の内部で検討されているのでしょうか、お伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 令和5年度にまず2回開催しておりますけれども、その第2回目の検討会議の際に、まず私ども教育委員会で策定した推進計画、それに関する協議のほうも議論していただいております。その際、当初の計画には現在の部活動の状況の記述がなく、また教職員及び児童生徒、保護者へのアンケート、そういったものも取っており

ませんでしたので、その2点を今年度、推進計画のほうに追加して、12月に開催の検討会議で検討した結果、了承をいただいております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 現在パブリックコメントを募集したりと、計画は少しずつ進んでいるとは思いますが、推進計画の中には、先ほど部長からもありましたけれども、教職員、保護者、生徒のアンケートの結果も掲載されておりました。そのアンケート調査について、いつ、どのように実施して、どのような意見があったのか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 アンケートの実施状況ですけれども、令和5年12月に中学校教職員、令和6年2月に小学校5、6年生及び保護者、中学1、2年生及び保護者に対し、ウェブアンケートを実施しております。

主な調査結果については、教職員アンケートでは、部活動への負担を感じている教職員が多く、要因としては「本務に支障が出る」、「専門外なので不安がある」などの意見がございました。児童生徒と保護者のアンケートでは、「送迎など保護者への負担が増える」、「月謝が心配要素としながらも、子供の意見を尊重してやらせたい」という回答もございました。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 この結果の内容については、2項目め以降で再質問させていただきます。

次に、2項目めのほうに移らせていただきます。再質問です。国の動向を注視しながらという先ほどの答弁でしたが、国の動向も大事なんですけれども、五所川原市の今の現状、少子化加速の状況や、こういった現状を最優先に考えて、手後れにならないように施策を考えるのが私たち大人の責任だと思います。

先ほども冒頭でお伝えしましたが、先日、むつ市の中学校部活動の地域移行「むつ☆かつ」について勉強しに行っていました。その際、前市長である宮下知事、山本市長、教育長、教育委員会の地域クラブ企画推進課の方、それぞれから地域移行の現状や課題について詳しく説明していただき、地域移行にかける思いや熱意を聞かせていただきました。また、下北文化会館、克雪ドーム、むつマエダアリーナで実際に子供たちが活動しているところも見学させていただきました。

むつ市においては、令和7年度の4月から、要は来月から、市内の中学校の部活動地域移行が全て完了するというところで、宮下前市長時代に計画がスタートして、山本市長

が推進し、約3年から4年で全て移行が完了するというスピードで実現されております。トップが本気になればできるんだということを目の当たりにしてきました。むつ市が実施する「むつ☆かつ」では、市内の各中学校から練習会場まで送迎バスの運行があり、指導者には時給1,600円の支給、教育委員会の地域クラブ企画推進課所属の会計年度任用職員やクラブマネジャーを配置し、指導者支援や指導者のシフト調整、大会手続等を担い、利用者の1クラブ1人当たり月1,000円の会費以外のほとんどを市が財政負担しております。99%が市で財政負担しております。

では、五所川原市の移行計画はどのようなのか。この推進計画を見たとき、正直ショックを受けました。簡単に言うと、五所川原市の計画は、地域クラブが設立され次第、順次そちらに移行し、起きた問題についてはクラブ内でどうにかして、かかった経費は保護者負担で何とかしてくださいという内容です。昨日、当会派の木村慶憲議員が代表質問の中でも表現しておりましたが、私もそう思うので、言葉を選ばず言わせてもらいますけれども、これは民間に丸投げという形です。教育委員会や市から手放すので、自己責任でどうぞという感じです。

先ほどアンケート結果の説明がありましたが、私も目を通しました。その中の部活動が地域移行されることで不安は何かという質問の保護者の答えの中で、一番の不安要素が送迎などの負担が増えることが不安という結果でした。小学生の保護者で64.7%、中学生の保護者は74.3%と非常に高い数字になっていました。その次に希望する地域クラブがあるかどうか、次に月謝などの金銭面の不安がそれぞれ約40%ぐらいずつという感じで続いておりました。これは、何のためのアンケートだったんでしょうか。移行計画を進める上で、このアンケート結果は反映されていますか。表向きアンケートを実施したのではないか、正直そう感じました。五所川原市の地域移行計画は、誰の意見を基にして、誰のために実施するものなのか、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 様々な保護者が不安を抱えていると思いますけれども、この部活動の地域移行というのは誰のために行うのか、それについてお答えいたします。

議員御発言のとおり、現在学校単位での部活動というのが、学校の状況によって、ほぼほぼ部活動を自分で選べない、そういった現状から、生徒たちがやりたい部活動というのが非常に制限されている状況であります。教育委員会といたしましては、まず生徒が自分がやりたい活動に自分らしく取り組めるよう、そのために部活動を地域移行していく形を取らせていただきます。

ただ、その負担に関してなんですけれども、地域クラブに移行した際というのは、本

当に大変申し訳ないですけれども、送迎も含めて保護者の受益者負担ということを考えております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 選べるようにということなんですけれども、そうすれば現在五所川原市内の中学校部活動の数と部員数についてお伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、中学校部活動の部活動数と部員数についてお答えいたします。

令和6年5月時点の数になりますけれども、運動部活動は12競技41部で、部員数は581名、文化部活動は9部門12部、265名となっております。全体で846人、全生徒数のおよそ81.8%が部活に加入しております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 そうすれば、地域移行を今後進めるに当たって、対象の部活動についてですけれども、現在活動している部活動は、全て地域移行するという形で進めているのかお伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 全ての部活動を地域移行することを考えております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 そういうふうになることを期待しております。

ただ、ここ数年で何千万円もかけて整備している例えば嘉瀬のスキー場を利用するスキー競技、あとは津軽三味線、できることなら先日閉校式で披露してくださった三好小学校の児童が地域の伝統としてつないできた獅子舞など、また最新ではeスポーツなども競技として取り入れているところも増えてきております。五所川原市ならではの選択肢も推進していただけるようお願いして、また活動人数が地域移行により増加するように取り組んでいただくことを要望いたします。

この数の部活動が地域移行するに当たり、練習場所の確保について検討は進んでいるのかお伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 練習場所の確保についてですけれども、基本学校施設、それを優先的に無料で貸し出すことを想定しております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 ぜひ最優先に考えて、練習場所の確保については進めていただき

たいと思います。

以前、立佞武多の館の大規模改修により、私質問させていただいたんですけれども、今まで館を練習場所として利用してきた吹奏楽の団体が行き場を失うというところで、私が地域移行も絡めて質問させていただきました。早急にその対応をお願いしましたが、実際五所川原市では対応し切れずに、つがる市が必死に動いて、練習場所を確保してくださるという結果になっております。実際に活動している団体は、あしたやあさっての心配をしているのに対し、五所川原市は同じようなスピード感で対応できているのか非常に不安です。

私、個人的な考えですけれども、立佞武多の館は今後不登校生徒の居場所としての活用も考えているようなんですけれども、文化や芸術の育成の場として部屋を開放すべきだと考えますし、それこそが多世代交流にも、市民の交流の場としても成り立つ施設として利用促進になるのではないかと考えますが、公民館以外の文化芸術の活動場所として、立佞武多の館も活用できないでしょうか、お伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 文化部、特に今おっしゃっている吹奏楽の活動ですけれども、現在五所川原第一中学校を利用して活動いただいております。教育委員会といたしましては、まず活動場所、文化の活動場所に関しては、公民館、あとは学校のほう、これはセキュリティの問題がありますけれども、それを解決して、学校施設のほうを利用していただくことを想定しておりますので、現在立佞武多の館の活用については想定しておりません。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 分かりました。

次に、先ほどからアンケート結果にも出ていた保護者の不安要素である送迎の問題ですが、このままだと地域移行すれば、部活動よりも、地域によっては選択肢が減りますし、住む場所によって格差が生まれることになると思います。

例えばむつ市では送迎バスを運行しており、利用者にICカードが発行されます。バスに乗るとき、練習会場に着いたとき、また練習が終わって会場を出るとき、バスを降りるときに機械にカードをかざすことで、保護者のスマホに通知が行くようなデジタルの設備も導入されております。これこそ前回の議会で質問した、新年度から名前は変わるみたいですが、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して整備できないものでしょうか。

話は戻りますけれども、むつ市でも脇野沢など遠い生徒だと約1時間かかる場合もあ

るそうです。それでも、市内のどこの地域でも、どこに住んでいても格差なく、幅広い選択肢から自分のやりたいことに挑戦する機会が平等に提供されて、保護者は安心して朝に子供を学校に送り出し、仕事に行き、子供の帰りを待つことができます。今は共働き世代がほとんどで、核家族化が進んで、祖父母に送迎などをお願いできる環境にある家庭はごくごく一部になりつつあります。五所川原市の推進計画のままでいくと、授業が終わった時間、中学校だと3時半か4時ぐらいですかね、その頃に保護者が学校に迎えに行き、練習場所へ送って、活動が終わる時間にまた迎えに行くということになります。これを実際にできる家庭はどのくらいありますか。市役所の職員でも5時過ぎないと仕事は終わりませんよね。子供を育てるために仕事をしたいのに、子供のために仕事を減らさなければならない。これでも「子育てするなら五所川原市で」と言えるのでしょうか。先ほども確認させていただきましたが、誰のために、どの方向を見た推進計画なのか、疑問でしかありません。

五所川原市として、この地域に暮らす子供たちの機会が失われないように、また保護者の不安要素を取り除くために、送迎バスの運行など前向きに検討していただけないでしょうか。もう一度お伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 送迎バスについて前向きに検討してもらえないかということについてお答えいたします。

現在部活動として、中学校のほうでは、一応部活動終了後にスクールバスで送っている状況でございますけれども、地域クラブに移行した際に関しては、やはり送迎のほう、大変重い負担にはなるとも思いますけれども、保護者のほうにお願いする形を取らせていただきたいと考えております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 非常に残念であります。ぜひこれからでもいいので、もう一度部署内、もしくは市長も一緒に、子供たちのために考えていただけたらなと思います。

次に、不安要素である費用負担についてです。経済的困窮世帯には支援を検討するようですけれども、このままだとクラブによっては会費に大きな差が生まれることが予想されます。

むつ市では、任意クラブも現在あって、新年度には任意クラブが新たに11クラブほど立ち上がるそうですけれども、指導者の研修受講などの条件をクリアしたクラブには、「むつ☆かつ」認定クラブとして助成金を支給しているそうです。

その点について、五所川原市では完全に受益者負担のまま計画を進めるのか、どうし

てもこの考えは変わらないのか、もう一度お伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 あくまで保護者に対する部活動費、部費というものは、現在設立を予定している地域クラブ、そちらが経営が成り立つよう設定するものであって、あくまでかかる費用負担というのは、地域クラブとその保護者のほうで協議していただいて、設定していただきたいと考えております。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 私の長女の話なんですけれども、数年前ですが、青森市内の高校に進学して、そのときに衝撃だったのが、青森市内の中学校から高校に進学してくる子供たちが様々な経験を積んできた子が非常に多くて、こんなにも地域で差が生まれるんだというふうにショックを受けました。そのことから、次女が中学校に入学する際は、市外の私立中学校の受験も本気で考えました。今はもう市外に行くという選択も簡単にできるようになっていて、学校によってはバスで送迎もしてくれます。私の知人に、子供のために引っ越しした保護者の方も実際にいらっしゃいます。これ以上そんな人口流出が起きないためにも、この計画の見直しをよろしくお願いいたします。

次に、要旨の3番目の再質問に移らせていただきます。地域移行の周知については、どの時期に、どのように実施予定かお伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 地域移行の周知についてお答えいたします。

市のホームページや広報に掲載し、学校参観日などで保護者向けの説明会を開催するなどして、部活動の地域移行について周知してまいります。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 先ほどからいろいろなやり取りがございましたけれども、地域クラブ運営に関する、今後教育委員会がどのように関わっていくのか、どういうふうに考えているのかお伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 地域クラブ運営に関する教育委員会の関わりについてお答えいたします。

地域クラブは、学校の管理運営下での活動ではなくなるため、活動中の事故等は地域クラブの管理責任において対応することとなります。そのため、教育委員会では、地域クラブへのけがや事故等を補償する保険への加入を義務づけるなど、管理体制の整備をしてまいります。

また、スポーツハラスメント等の防止やトラブルなどの相談体制についても今後整備するとともに、指導者の資質向上のための研修会も開催してまいります。

これまで部活動が担ってきた役割、機能を地域社会に移行、展開し、自分がやりたい活動に自分らしく取り組めるように進めてまいります。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 この地域移行に関しては、民間の方が指導者を確保し、受け入れるクラブが設立され、運営してくださるのは非常にいいことだと思います。しかし、ルールや方向性などが統一もされないままスタートしてしまうことに懸念を抱きます。アンケート結果にもありましたが、楽しむことを大切にしてほしいという意見が多かったように、勝敗にこだわる活動よりも、放課後の大切な時間を有意義に過ごすために、これまでの部活動と違い、他校の生徒との交流や新しく行う活動の場として、地域の格差なく、多くの選択肢を平等に子供たちに提供するべきだと考えます。

むつ市では、「むつ☆かつ」が始まってから、不登校の生徒も「むつ☆かつ」の活動には参加できるようになったりと、いろんな成果に結びついているそうです。教育委員会に確認したところ、むつ市の事例は、どういうふう運営されているかというのは知っている、把握されているということでした。確かに費用はかなりかかります。むつ市では、令和6年度の段階で1億8,000万円を超える予算が計上されていて、新年度はさらに増えることが想定されています。きっと今議会に提案されているものと思われます。むつ市長にも予算捻出についてお尋ねしました。そこは、公共施設の計画の見直しなど、相当頑張りましたとおっしゃっていました。そこがむつ市が子供たちのために何とかしたいという本気度の表れだと思います。

五所川原市においても、まずは市が土台や制度をつくって運営し、その後に民間のほうに委託する流れに計画を見直し、方向転換できないでしょうか、お伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 むつ市の「むつ☆かつ」に関しては、予算的にもかなりの額を要しているため、五所川原市でそれを実際行えるかということ、この五所川原の財政状況を見れば、難しいと考えております。

地域移行を進めるに当たっては、やはり保護者の、何度も言いますがけれども、受益者負担があつて初めて五所川原に関しましては実行可能だと考えておりますので、その辺御留意いただければと思います。

○木村 博副議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 子供を育てる身として、母親としても思いますけれども、非常に

残念な回答であります。今回、中学校部活動の質問をさせていただきました。そのほかにも質問しようかと思ったんですけども、多分今の段階だと受益者負担しかないという教育部長からの答弁しかないと思いますので、これ以上の再質問は控えさせていただきます。

教職員の負担の軽減はもちろんですけれども、五所川原市として考えるべきなのは、やはり子供たちのやりたい、やってみたいと思う気持ちを尊重できる、子供たちの可能性を見いだせる充実した活動を保障して、保護者が安心して自分の子供を託せる場所であり、市内のどの地域に住んでいても差が生まれない市の施策であるべきだと強調させていただきます。

教育委員会の担当についても確認すると、クラブの設立支援などはスポーツ振興課、文化芸術の担当は社会教育課、施設の利用に関しては教育総務課、就学援助等については学校教育課と、問合せ先がばらばらで、このままで果たして地域移行の統率は取れるのかと疑問です。ぜひ地域移行推進課のような専門の担当課を設立していただき、市長や教育長が本気で子供たちの未来のために取り組んでいただくことを要望して、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって高橋美奈議員の質問を終了いたします。

次に、3番、伊藤雅輝議員の質問を許可いたします。3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 自民公明クラブの伊藤雅輝でございます。まず初めに、今年の冬は雪が多く、先週の24日には平年の2.7倍となる150センチの積雪を記録し、市民の皆さんは早朝から雪かきに御苦労されたことと思います。また、市の除排雪作業に携わった職員の皆様も大変お疲れさまでございました。

それでは、通告に従いまして、令和7年第2回定例会での一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問は、市が管理する施設のLED化対策についてお尋ねします。2023年11月に行われた水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において、全ての一般照明用の蛍光灯の製造と輸出入を2027年末までに段階的に廃止することが決定されました。これは、水俣病の原因となった水銀が含まれている蛍光灯を規制する国際的な条約に対応する措置で、日本国内でも適用されることになり、環境省と経済産業省が対策を進めているところです。

近年採用されているLED照明は、エネルギー効率が高く、従来の蛍光灯に比べて約50%以上のエネルギーを節約することができる上、寿命も長く、一般的に8年から10年

程度使用することができるとされています。

廃止の対象となる蛍光灯は、期限後においても在庫品の流通、販売は可能ですが、環境保護や省エネルギーの観点から、五所川原市においても管理している施設の照明設備を蛍光灯からLED照明へ切り替える必要があるものと考えます。

そこで、お尋ねいたします。現在市が管理している施設で、LED化が終了している施設の進捗率と今後LED化を行う計画がある施設をお知らせください。また、工事金額も分かりましたら併せてお知らせ願います。

次に、市の発注工事における談合問題についてお尋ねします。今年1月15、16日に、青森地裁において、当市の前副市長及び主に与党派の建設業者らで構成される五所川原建設技術研究会の元理事及び事務局長に対する判決公判が行われ、官製談合防止法違反と公契約関係競争入札妨害に関する罪状で、懲役1年6か月、執行猶予3年の有罪判決が言い渡されました。

私も裁判を傍聴しましたが、新たな事実や不明な点が数多く出てきました。まず1つ目です。今回の事件の発端となった建設技術研究会は、平成30年6月の市長選で現市長の佐々木孝昌市長を支援した業者97社で設立されたものであり、前政権で冷遇されたと思われる業者でつくった団体であること。2つ目は、前副市長は、平成30年7月に佐々木市長とともに参加したゴルフ会場で研究会理事と知り合いになり、業者を助けるために協力してほしいと頼まれたこと。3つ目は、指名競争入札の金額の範囲が500万円未満から3,000万円未満に変更されたのは、議員からの声によるものだったこと。4つ目は、前副市長は、数年間にわたり入札談合を助長する行為を繰り返し、常習性が顕著で、悪質性が高く、今回の談合事件がばれなかったら、まだ続いていた可能性があることと供述があったこと。5つ目は、指名業者は研究会が指定していたこと。6つ目は、落札率は95%に設定されていたこと。7つ目は、3人の被告ともに、税金が無駄に使われ、申し訳なく思っているということ。8つ目は、研究会で集められた1,700万円の行方が分からないことなどが公判で明らかにされています。

今回は、その中から何点か質問をさせていただきます。まず、質問要旨の1として、起訴内容では、令和3年11月に市が発注した市営住宅外構工事3件の指名競争入札に関するものでしたが、裁判官の指摘したところによると、前副市長は数年間にわたり入札談合を助長する行為を繰り返し、常習性が顕著で、悪質性が高いことと、指名業者は建設技術研究会が指名していたとしています。つまり今回の3件の工事以外にも不公正な入札が繰り返し行われてきたことが分かります。

当市の入札制度では、現在3,000万円以上の工事については一般競争入札で行われてお

りますが、佐々木市長が就任された平成30年時点では、500万円以上の工事を一般競争入札で発注していました。一般競争入札は、自治体の事業に透明性と公平性を確保するためにつくられたもので、税金を無駄遣いしないための合理的なシステムと考えられています。それに対し、指名競争入札は、発注者が指名する特定の事業者が参加するため、談合や癒着のリスクがあると考えられています。平成31年3月定例会の木村慶憲議員からの代表質問の中で、一般競争入札の対象金額が500万円から3,000万円に引き上げになった理由を問われた際に、指名競争入札において業者を指名する責任者である副市長がこの時点では選任されておらず、不在であること及び他の市の事例を参考に500万円以上に改定したが、その改定の結果、入札不調が数件発生したこともあり、業者指名の責任者となる副市長の就任を機に、翌年、平成31年4月に一般競争入札の対象となる工事金額が3,000万円以上に戻されたとのことでした。まるで談合行為を助長するような金額の変更ですが、再度確認をさせていただきます。一般競争入札の対象となる工事金額を500万円から3,000万円に引き上げた理由をお伺いします。

次に、質問要旨の2として、初公判の検察側の論告では、市の財政に与えた影響が大きいと指摘されました。また、昨年12月2日の私の一般質問の中で、賦課金として集められた金額は市の無駄な支出ではないかとの質問に対し、一般的には損害賠償請求の対象となる場合もあると認識しているとの答弁をいただいております。工事の落札金額に対する1%の賦課金と研究会に97社から集められる3万円の年会費及び行方の分からない1,700万円など、談合問題の判決が出た現時点での損害賠償請求に関する市側の考えをお聞かせ願います。

以上、1回目の質問といたします。

よろしく願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○長谷川 哲総務部長 ではまず、市が管理している施設のLED化が終了している施設の進捗率でございますが、庁舎や学校などの主要施設において約21%となっております。

また、今後LED化を行う計画がある施設についてでございますけれども、市が管理している施設におけるLED化の全体計画は今のところございません。大規模改修工事を実施する際に、LED化も含めて実施していくことを考えております。

なお、工事金額につきましては、全体計画を作成していないことから、現段階においては具体的にお示しできるものはございません。

続きまして一般競争入札の工事金額を500万円から3,000万円に引き上げた理由でございます。一般競争入札の対象となる工事金額の範囲を引き下げた際、入札不調が数件発生し、入札の条件を変更した上で再度入札を行うことになるなど、工事の発注に支障が出たことが理由であると承知してございます。

続きまして、官製談合の問題に関する損害賠償の考え方でございます。前副市長に係る裁判において、官製談合を行い、市に損害を与えたと認定されたことを踏まえ、今後刑事記録が取り寄せできるようになりましたら、事件の詳細を確認し、顧問弁護士に相談しながら損害賠償請求について検討してまいります。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 御答弁ありがとうございます。それでは、一問一答にて再質問をさせていただきます。

今の御答弁では、大規模改修のときにLED化を計画するとありましたが、改修までというところで、もう計画を立てるのであれば、早急にまずはお願いしたいと思います。

それと、まず建設部長に限定して質問をさせていただきます。市営住宅の各戸の居室以外、例えばトイレ、洗面、台所等のLED化の計画及び工事金額と、市が管理する公園の街路灯、そちらのLED化計画についてお知らせ願います。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 市営住宅及び公園等のLED化の計画についてお答えいたします。

まず、市営住宅各住戸内につきましては、退去後の修繕に合わせ器具更新を行うほか、退去前であっても不具合が見つかった場合、優先して器具の更新を行っております。更新における工事金額は、平均して1世帯当たり約6万円程度となっております。

また、共用階段に設置されている誘導灯の更新率は現在約24%、住居敷地内街路灯においては約66%となっております。

今後の更新計画につきましては、令和9年末に蛍光灯ランプの製造が禁止となることから、順次器具交換などを行い、令和16年度までに完了する予定としております。

もう一点、公園の街路灯についてございました。各公園灯の街路灯でありますけれども、更新率につきましては、五所川原地区で約57%、金木地区で約64%、市浦地区でゼロ%となっております。こちらにおきましても、球切れの修繕、それから器具の交換などを行うほか、市の公園施設整備計画に基づいて、令和16年度までに計画的に更新していく予定としております。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。今の答弁では、市営住宅も公園灯もどち

らの計画も更新の完了を令和16年度と10年後で、とつてもゆっくりではないかなとまず感じました。

また、市浦地区の公園灯の進捗率がゼロ%、五所川原市公園施設整備計画の中で十三漁村公園は令和4年度に公園灯の予算が135万円となっております。まだ改修されていないということは、市浦地区を後回しにしたのかどうかお伺いいたします。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 そういうことではございません。順次、今後とも検討して、早めの更新になるよう適宜計画をして進めてまいります。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。

市営住宅に関しては、入居者から照明の不具合で連絡が来てからだと交換までに多少の時間がかかり、入居者にとつても不便な思いをさせることとなります。また、市浦地区に関しては、塩害地域でもありますので、腐食なども考慮してポールごとの交換が必要ではないかと私は感じます。もちろん予算の都合もあるかと思いますが、早急な計画的な改修をよろしくお伺いいたします。

続きまして、工事金額に関する再質問です。平成31年4月に行われた工事金額の改定により、3,000万円未満の工事については発注者側が参加業者を指名することができるわけですから、発注者側の意向をより反映しやすくなったと言えるわけです。前副市長は、前政権の下で入札から締め出された業者の思いに応えるために談合に加担したと証言しています。冒頭申し上げたように、初公判で前副市長は、指名競争入札が500万円未満から3,000万円未満になったきっかけは、ある議員からの声があったとも証言しています。入札の金額を変更するに当たり、市側ではこれらのことを把握していたのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 ただいま議員がおっしゃったことは把握してございませんでした。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。

それでは、今回発生した談合事件の根本的な原因の調査を行ったのでしょうか。また、市として今後どのような対応をするのかお伺いをいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 このたびの官製談合事件につきましては、前副市長が特定の団体

と内通し、依頼を受けた業者を指名審査会で決定するというプロセスに一因があったと考えております。内部調査につきましては、今後、先ほど刑事記録というお話をさせていただきましても、そちらを取り寄せて、読んだ後に内部調査をしてまいりたいと考えております。

職員と特定の団体等との不適切な接触リスクを低減させるということもありまして、今回、五所川原市入札・契約事務に関する不当要求行為等対応要綱を策定しまして、入札の方法についても、建設工事、建設関連業務については、原則全て一般競争入札を採用することとしたところでございます。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。今の答弁を聞いていますと、今回の官製談合問題に関する原因のしっかりした調査を市役所の内部ではまだ行っていないというふうに感じます。

昨年の12月議会において、和田議員からもありましたが、内部調査や外部調査を実施せず、不正の解明を行わないで入札制度の見直しを行うことができるのでしょうかとありました。根本的な原因の調査が先ではないですか。もちろん当市の職員が自分の意思で談合を行ったとは思っておりません。ですが、裁判の中でもあったように、上司からの指示を受けて動いたとすれば、調査を行うべきだと私は思いますが、まずは手っ取り早く全ての入札を一般競争に変えればいいのかという考えではないのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 さきの質問でもお答えしましたとおり、本事件につきましては、公判内容によりある程度明らかになったものと考えております。市では、このたびの官製談合事件に係る刑事記録を入手した後、課長級以上を対象とした入札不正行為等再発防止策に対するアンケート調査を実施し、併せて詳細な調査を行う予定としてございます。

今回入札契約制度の見直しを行いました。見直しに伴う弊害等も生じる可能性もございます。今後も引き続き入札制度の改善を図ってまいりたいと考えてございます。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。今おっしゃったとおり、公判の内容によりある程度は明らかになったとのことでしたが、私が傍聴して知り得た内容は今のところ何も明らかになっておりません。冒頭申し上げたように、新たな事実や不明な点が多く出ています。それを解明しないと先に進めないと私は思います。

また、今の答弁であったように、課長級以上を対象としたアンケート及び詳細な調査を行うとしていますが、いつ頃調査を行って、いつ頃私たち議員に開示をするのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 先ほど申しました刑事記録のほうですが、早ければ年度内に取り寄せできると思います。ですから、来年度に入ってから調査及び皆様にお知らせということになるかと思えます。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 私たちにも開示するでよろしいですね。

内部調査だけで事件の真相が解明されると思っておりません。市役所の内部で起きた事件を市役所内部で話し合いをしても、何も原因はつかめません。第三者委員会を設置するなどして、内部で隠蔽される可能性がありますので、その点をしっかり考慮していただきたいと私は思います。

今回の議員説明会において、一般競争入札の対象金額が3,000万円以上から130万円以上に変更になりましたが、談合を防止するための手段としては、私は反対するものではないと思います。しかし、本来であれば指名競争入札は、発注者が業者の信用度、工事成績、技術者の状況などを勘案して、総合的に判断し指名するものですが、今後一般競争入札が増えることで多くの業者が参加できることから、金額のみの競争となることが予想され、下請業者へ負担がかかることと、品質に問題が出るのではないかと予想されます。その際の市の検査体制をどのように行うのか。

また、2025年度中に総合評価落札方式の導入を検討するとのことですが、この入札方式は、入札価格だけでなく、技術提案も評価の対象となるために、必ずしも金額が低い業者が落札できるとは限らず、品質管理と工程管理の評価が高い業者が有利になります。しかし、発注者の公平な技術提案の評価と、入札公告から落札者の決定まで時間がかかり過ぎることがデメリットとされています。業者としては、決められた期間内での提出書類が多いために、参加業者の減少が考えられます。一般競争入札や総合評価落札方式を導入するにしても、しっかりした検討を行うことと、工事金額の改定については条例化するなどして、議会の中で可否を問うべきではないでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 当市が実施しております一般競争入札でございますけれども、契約ごとに必要な入札参加資格を定めて行う条件付一般競争入札でございます。発注する工事等の難易度等を勘案し、対象工事ごとに適切な基準等を設定して実施しております。

工事の品質低下を防ぎつつ、入札の競争性を担保しながら、適切な入札条件を設定してまいりたいと考えてございます。

そして、総合評価落札方式の導入についてでございますが、対象範囲、評価基準などを整理し、導入した場合の効果等を調査した上で検討してまいりたいと考えてございます。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。ぜひしっかり検討していただいて、今後の入札制度にしていただきたいと思います。

市長にお伺いいたします。令和元年12月議会において、高橋美奈議員からの質問で、指名業者の偏りの原因は公にできないほかの基準があるのではないかという質問がされました。それに対して、前副市長はそのようなものはないと答弁していますが、実際には恣意的に指名業者を選定したということが今回の裁判で明らかになりました。つまり残念なことに議会の場で虚偽の答弁が行われたということになります。絶対にあってはならない議会での虚偽答弁について、市長はどのように捉えていますか、お願いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今伊藤議員が言ったように、公判において、不適切なことによって恣意的に指名業者を選定したことが明らかになったということは、この事実については誠に遺憾に感じております。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 それでは、もう一点、市長にお伺いします。

昨年12月議会の議員に対する官製談合事件の説明会において、職員の関与の有無について外崎議員からの質問に対し、市長は職員の関与はないと断言されておりました。その後、裁判では前副市長から市職員への指示、関与が明らかになりましたが、何を根拠に職員の関与はないと市長は答弁されたのでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今伊藤議員が関与が明らかになったという話をしましたよね。これは、関与が明らかになったのではなく、起訴の上で、その業務フローの中で必ず職員が出てきます。ですから、これは関与ではありません。関与するということは、この談合事件に職員が加功したということになりますので、これはあくまでも、内容的にはこの談合事件に加功したのではなく、そのプロセスの中で職員が必ず出てくるんです。どの審査会にも必ず出てきますから。ですから、職員はこの事件に加功はしていません。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。当市の職員が談合行為に加功したわけではない、要は加担や手助けはしていないということでしょうか、もちろん主体的に談合行為を行っていないということは分かります。ですが、今回は、上司から指示を受けて当市の職員が動いたということは裁判ではっきりしています。この点は、市長、間違いないですよ。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 私、審査会のやり方は分かりませんが、これは従来、合併以来、指名審査会については副市長が担当部長に指示をして、その業者の選定を審査会であるという流れになっていると報告を受けております。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 いずれにしても、職員が上司からの指示を拒否できるかどうか、それがとても問題ではないかと私は感じております。

談合事件が発覚し、前副市長ほか2名が逮捕、起訴になってから4か月以上が経過しました。いまだに原因の調査に至っていない。昨年12月議会での和田議員と私の質問に対する答弁では、ほとんどの答弁が裁判で明らかになってからと答えております。裁判の傍聴には、当市の職員も4名来ていて、内容も確認しています。それなのに今度は弁護士に相談してからなどと、どうしてそのような悠長なことを言っているのか不思議でなりません。先ほどの答弁では、内容もある程度明らかになったとおっしゃっております。そのように捉えるのであれば、もっと早く奥に隠れた部分を究明するべきではないでしょうか。いつになったら市民へ納得のいく説明を行うことができるのでしょうか。十分な調査もせずに入札制度の見直しなど、無責任ではないですか。我々議員だけではなく、議会をも侮辱していると思えません。談合事件の原因を解明してから入札制度の見直しを検討することが順序ではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 先ほども申しましたが、調査につきましては、やはり顧問弁護士の意見も聞きながら進めているところでございます。公判の記録をまとめた刑事記録ということもお話しいたしましたが、顧問弁護士ともお話しした段階では、刑事記録をきちんと精査した上で調査なり損害賠償をすべきというアドバイスをいただいておりますので、そのようにしてまいりたいと考えてございます。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 分かりました。

昨日の黒沼議員の一般質問において、入札に関する質問がありました。その中で、新聞等でも報道されておりましたが、前の政権の5年間と今の政権の5年間の指名競争入札と一般競争入札の落札率を比較して、市長は非常に驚いていると答弁されておりました。私も逆に非常に驚きました。市長がおっしゃるとおり、皆さんの捉え方は違うと思いますが、今回問題になっているのは、佐々木市長が就任してからの指名競争入札の談合が認定されたわけで、それ以前のことと一般競争入札は論外だと私は思います。

また、今の政権での一般競争入札の落札率が、一般競争入札です、86.38%、指名競争入札の落札率が94.69%とのことでした。明らかに業者が申込みをして入札に参加をする一般競争入札のほうが、競争の原理が働いた入札と思われます。市が指名した指名競争入札に問題があったと捉えるべきだと思います。逆に言うと、全ての入札を一般競争入札にした場合、86.38%になったのかもしれませんが。

また、前政権では箱物行政ともおっしゃっていましたが、私が知るところによれば、当時の市庁舎は耐震性が確保できず、建て替えが必要だったことや、新消防署の移転など工事金額が上がっていたようです。

また、市長の昨日の答弁では、過去の入札と今回の談合問題となった指名競争入札とすり替えをしているように私は感じます。市長は、自身の就任前から、入札の執行に当たり慢性的な問題があったのではと前政権のことを推測で発言しております。報道等で誰もが知り得ることができることを公然と発言したことは問題ではないでしょうか。私はそう思いました。

次に、要旨の2番の質問に移ります。損害賠償請求の再質問です。損害賠償請求の金額及び算定方法とその根拠について、また誰に請求するのかも含めてお伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 損害賠償請求をする際の金額及び算定方法並びに請求先につきましては、先ほど来申し上げているとおり、顧問弁護士より刑事記録を確認した上で検討すべきとの助言をいただいております。刑事記録を確認後、顧問弁護士と相談しながら、請求先、金額等を決定してまいりたいと思っております。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 それでは、市長にお伺いいたします。

昨年12月2日の答弁で、副市長には敬意を持っている、任命したことに間違いはないとおっしゃっていましたが、判決が出た現時点でも変わらないお考えでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今の御質問にお答えします。

まずは、前副市長が期せずして談合事件ということになりましたけれども、私としては一戸前副市長に対しては、大変なる人間として、いまだに敬意を持っております。ですので、私自身が副市長に任命したことについては、いまだに後悔はしておりません。この責任は、私にあると思っております。

○木村 博副議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。市長の施政方針の冒頭で、組織の管理監督を行う者として、また前副市長を任命した任命権者として、自身の責任を取りたいと述べておりましたが、今の答弁では前副市長を任命したことは後悔していないと述べていますが、矛盾しておりませんか。

また、給与の30%削減を半年間と長い間、それと6月の期末手当の30%も削減するようですが、金額にすると約232万7,000円です。前副市長の任命権者としての責任としていますが、この責任の取り方がベストだとお考えでしょうか。

今までの答弁では、顧問弁護士に相談した後とか、刑事記録を確認してからとしています。先日の報道でも、研究会からの1,700万円の行方について、研究会のことは分かりかねると述べておりました。行方の分からない1,700万円、それももともとは税金なのです。市長が任命した前副市長と、市長選挙の際に市長を応援してくれた友人2人が談合事件で逮捕され、研究会のことは私は何も分からない、関係ない、それはとても無責任ではないかと私は感じます。早急に調査をして、それから御自身の処遇を考えるべきではないかと思えます。

最後になりますが、初公判の中で、新たに3名の研究会のメンバーの名前が出ています。ここではあえて名前は申しませんが、裁判の傍聴には当市の職員の方も4名ほどおりましたし、当然内容について市長ほか幹部職員も把握していることと思えます。それにもかかわらず、研究会の調査は行わない、真相の解明をしようとならないのはなぜでしょうか。必死になって、新たに分かった3名の研究会のメンバーから、例えば研究会の名簿を入手するなど、情報を聞くなど、なぜ動こうとしないのでしょうか。真相の解明がされれば困ることでもあるのでしょうか。または、このままフェードアウトするのを待っているのでしょうか。今までの答弁を聞いても、談合事件の真相を隠蔽しようとしているとしか私は思えません。ここにいらっしゃる議員の皆さん、これで納得できますか。このまま、不信感だけを残したままでは誰も納得いきません。市民もきっと同じ思いを持っているはずです。

昨年7月の第7回定例会では、官製談合事件調査特別委員会設置を求める発議が出されま

した。しかし、残念なことに、藤森議員からは、事件の裁判が始まっておらず、調査特別委員会の設置は時期尚早ということで反対討論が行われ、採決の結果、否決されております。私たち議員は、市民にとって最も身近で、地域の問題について解決策を考え、実践することが必要です。市民から負託を受けた議員として、その職責を果たすためにも真相の解明をしなければなりません。公判が行われ、判決が申し渡された今こそ、事件の全容解明と再発防止のための調査特別委員会の設置が私は必要と考えます。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって伊藤雅輝議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時14分 散会

令和7年五所川原市議会第2回定例会会議録（第4号）

---

◎議事日程

令和7年3月5日（水）午前10時開議

第1 一般質問（5人）

- 2番 和田 祐治 議員
  - 16番 平山 秀直 議員
  - 7番 金谷 勝 議員
  - 13番 外崎 英継 議員
  - 17番 桑田 哲明 議員
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（21名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 花田 勝 暁 議員  | 2番 和田 祐治 議員   |
| 3番 伊藤 雅 輝 議員  | 4番 木村 清 一 議員  |
| 5番 高橋 美 奈 議員  | 6番 藤田 成 保 議員  |
| 7番 金谷 勝 議員    | 8番 秋田 幸 保 議員  |
| 9番 藤森 真 悦 議員  | 10番 黒沼 剛 議員   |
| 11番 松本 和 春 議員 | 12番 成田 和 美 議員 |
| 13番 外崎 英 継 議員 | 15番 木村 慶 憲 議員 |
| 16番 平山 秀 直 議員 | 17番 桑田 哲 明 議員 |
| 18番 鳴海 初 男 議員 | 19番 山田 善 治 議員 |
| 20番 木村 博 議員   | 21番 伊藤 永 慈 議員 |
| 22番 山口 孝 夫 議員 |               |
- 

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（26名）

市 長 佐々木 孝 昌  
総務部長 長谷川 哲

財 政 部 長	鎌 田 寿
民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	赤 城 一
上 下 水 道 部 長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選 挙 管 理 委 員 会 長	中 谷 昌 志
選 挙 管 理 委 員 会 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小 田 桐 宏 之
監 査 委 員 長	岡 田 正 人
農 業 委 員 会 長	森 義 博
農 業 委 員 会 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	小 林 益 代
福 祉 政 策 課 長	鎌 田 郁
商 工 観 光 課 長	吉 田 純 也
農 林 政 策 課 長	川 口 均
都 市 ・ 交 通 課 長	外 崎 洋 文
経 営 管 理 課 長	飛 鳥 順 一
教 育 総 務 課 長	須 藤 淳 也

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	工 藤 義 人
次 長	今 智 司

---

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力のほどをお願いします。

それでは、2番、和田祐治議員の質問を許可いたします。2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 おはようございます。三和会の和田祐治でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、当市の通学道路、歩道除雪について質問いたします。

昨年12月28日から今年の1月にかけて災害級の大雪が降り、さらには2月17日からの日本海側を中心とした大雪を受け、2月25日には今期2度目の災害救助法が適用となり、記録的な豪雪に市民の皆さんは連日の雪片づけに見舞われました。除雪業者の方々並びに市役所関係部署の皆様には、連日の大雪により正月休みを返上し、昼夜を問わずの除排雪業務に対応していただいたことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今年1月15日頃から市内小中学校の新学期が始まりました。あらかじめ各学校の先生方が通学道路と歩道の状況を確認していましたが、除雪のされていない箇所、バス通学の集合地点にある雪山などが多数あり、小中学校の各単位PTAによる除雪活動、さらには登校時の見守り活動が行われておりました。私が見た限りでは、通学道路と歩道の除雪は新学期が始まってからも間に合わず、新学期が始まってから約10日ぐらいして完了したのではないかと感じました。

そこで、伺います。1つ目の質問として、五所川原市における通学道路や歩道の除雪

計画や実施状況について伺います。

2つ目の質問として、通学道路や歩道の除雪において、どのような課題があるのかお伺いいたします。

次に、前回に引き続き五所川原市における官製談合事件について質問をいたします。

昨年9月27日に五所川原市前副市長及び市内の建設業者で組織する五所川原建設技術研究会の理事と事務局長、合わせて3名が官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕され、10月18日に起訴されました。今年の1月15日には、前副市長と五所川原建設技術研究会の事務局長が、1月16日には五所川原建設技術研究会の理事が懲役1年6か月、執行猶予3年の有罪判決が言い渡されました。私も裁判を傍聴しましたが、量刑理由として、佐々木市長が初当選した2018年以降、前副市長は五所川原建設技術研究会の加盟業者へさらなる支援を期待し、談合を助長する行為を数年間にわたって繰り返したと認定されました。前回も申し上げましたが、既に辞職された前職の副市長といえども、副市長在職時代の事件であり、市のナンバー2が逮捕、起訴され、裁判において有罪の判決を受けたことは、市民からすると公平、公正が前提とされる行政運営に税の無駄遣いを招き、市の職務の公正と市民の信頼が著しく損なわれました。行政と議会は車の両輪とよく言われますが、政策や予算に関する考え方の相違や意見の対立、行政に対する監視機能の強化など、両機関の間には緊張関係が生じることもあります。しかしながら、二元代表制の下で互いに対等な立場で協力し、住民の意思を反映したよりよい自治運営を目指す中で、今回の事件は市民を裏切る行為であり、大変遺憾であります。まずは、この事件の経緯を踏まえてお聞きいたします。

市長、副市長、そして市職員の職務の説明をお願いいたします。

質問要旨の2の裁判の判決を踏まえての市長の見解については、再質問で質問をさせていただきます。

1回目の質問は以上であります。簡潔かつ的確に誠意のあるご答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○赤城 一建設部長 五所川原地域における通学道路や歩道の除排雪計画と実施状況についてお答えいたします。

令和6年度除排雪事業計画の道路除排雪作業内容及び基本方針では、小中学校周辺の通学路や市民生活に必要な歩道を確保する計画となっており、通勤通学等の時間帯に配慮した除雪作業を実施しておりました。

なお、歩道上の新雪が20センチを上回っている場合や、連続的な降雪後、通勤通学に支障を及ぼすと判断した場合には出動する基準となっております。

それからもう一点、通学道路や歩道の除排雪において、どのような課題があるかについてお答えいたします。

歩道除雪は、主に搭乗式の小型ロータリ除雪車による機械作業で行います。効率よく除雪することは可能ですが、除雪車が入れない狭い歩道はハンドガイド式の小型除雪機で市職員が除雪するほか、学校などに除雪機を貸出しし、作業を行っている状況にあります。

また、今冬のような連続的な降雪により通学道路や歩道除雪の際は、その雪を車道の路肩や歩道に堆積することになるため、十分な幅員が取れず、車道や歩道が狭くなるという大きな課題がございます。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 市長、副市長、市職員の職務についての御質問がございましたので、答弁いたします。

市長の職務といたしましては、市を統括し、代表するとともに、事務を管理し、執行することとされております。

副市長の職務は、市長を補佐し、市長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、職員の担任する事務を監督し、市長が不在のときは、その職務を代理することとされております。

市職員の職務は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために法令、条例及び規則等を遵守し、並びに上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公平にその業務を遂行することとされております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、再質問に入らせていただきます。

今年の豪雪により、通学道路や歩道に関する苦情や要望はどのくらいの件数があったのかお知らせください。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

今冬の通学道路除雪や歩道除雪に関する苦情や要望は10件ほど寄せられており、全てが歩道除雪の要望でございます。

また、車道の除排雪に係る苦情、要望については、約2,200件以上となっております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今年はどうしても大雪だったということで、これは市民の皆様からの苦情があったのは、これは除排雪業者の方々もこれどうしても間に合わなかったのかなと。その辺は、私もとても理解をしております。

それでは、市内で除雪が必要な通学道路や歩道の距離及びその除雪には何台の機械を使用しているのかお伺いいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

機械除雪が可能な歩道については、搭乗式の小型ロータリ除雪車3台で延長約21キロを除雪しております。

小型ロータリ除雪車で作業できない狭い歩道については、ハンドガイド式の小型除雪機5台で延長約8キロを除雪しております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 近年解ける間もなく降り続く大雪により、大量の雪の処理を要することから、担当事業所による除雪作業の遅れや不十分な箇所はあったのでしょうか。もしあったのであれば、どのような対策が取られたのかお知らせください。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

年末年始やその後にかけても連続的な降雪が続き、除雪作業の遅れや不十分な箇所があり、市民の皆様には御不便をおかけいたしましたことをまずもっておわび申し上げます。

事業者による除雪作業の遅れは、大雪による除雪回数の増加、それから除雪した雪を堆積する雪置場が満杯になり、次の除雪作業にも影響が出たことが大きな要因でございます。例年に比べ早めの雪置場の、雪の作業を……。失礼しました。排雪の作業を指示し、効率的な除雪作業ができるよう対策を講じておりましたが、想定以上の降雪量であり、不十分な箇所がございました。

また、岩木川河川敷の雪置場所に雪を運搬するダンプトラックが渋滞しないよう、幹線道路の拡幅除雪を実施するとともに、除雪車の増強と交通誘導員を増員し、効率よく排雪作業を実施するため対策を講じました。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 いろいろな対策を取られていたようですが、岩木川河川敷の雪置場に面した道路は私も通ったのですが、大変大渋滞でした。市内で排雪している方に聞きましたが、その雪置場まで行くのに通常の倍以上の時間がかかったそうです。それだ

け時間のロスが出たために、効率が悪いとの意見がありました。例えば渋滞しないために、東地区の雪置場、また西地区の雪置場など、混雑した時点で検討されなかったのでしょうか。そして、次年度に向けて検討はされてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 河川の雪置場においては、国土交通省青森河川国道事務所と十分協議しております。ただし、住宅街が近い場所やいろいろ制限がありまして、今冬は2か所のみ場所を設置しておりました。来年度以降は、さらに協議を進めて、可能なのか検討を進めてまいりたいと思います。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 これは地球温暖化で、来年度もまた大雪降る可能性がありますので、ぜひ検討していただければと思います。

それでは、学校から児童生徒に対する冬の通学道路や歩道の危険箇所に対する指導や除排雪作業への安全教育をどのように行っているのかお伺いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えします。

通学路の安全指導については、危険箇所の周知など、全ての小学校、中学校で実施しており、特に小学校では2学期の終業式や3学期の始業式、また大雪の際の積雪期の安全指導について実施しているところです。

議員御質問の除排雪作業における安全教育についても、各小学校において除雪機や車両に注意することを児童に指導しております。

一方、中学校生徒は小学校児童と比べ年齢が上がり、経験も積んでいるため、ある程度の危険予知能力も備えていることから、積雪期の安全指導、除雪機や車両に対する注意指導については、各中学校の実情に応じて実施されています。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 通学道路や歩道の除雪に関しては様々な課題があると思います。例えば歩道が狭く、除雪機械が入らない、地域住民の協力が得られないなど、除雪が不十分な箇所が見受けられます。私の子供が通う学区では、歩道の一部だけが除雪されていないところがあり、除雪を要望したのですが、地域住民の理解が得られず、子供たちはやむを得ず道路を歩いておりました。この歩道ですが、カーブ部分のためとても危険な箇所であります。こういった危険箇所への対応及び対策について、市ではどのように考えているのかお伺いいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、歩道上に支障物件があるため除雪されておらず、部分的に歩道を通行できない箇所がございます。このような箇所については、車道の一部歩くことになり、交通安全上危険性が生じますが、歩行者が通行しやすくなるよう車道の拡幅除雪を優先して行い、対応しております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 こういった場所、カーブ部分の場所だけではなく、例えば吹畑の稲荷神社の前の道路ですが、歩道を除雪した後で道路の除雪による雪が歩道に置かれ、子供たちが通学に支障を来しておりました。この道路と歩道ですが、縁石がなくなっているため、冬期間に道路が狭いことから、平日の日中は歩道を車が走行していることがありました。また、歩道に屋根雪が落雪する場所があり、こういった場所も除雪がされておられません。これらのことについては、例えば縁石を設置することや屋根に雪止めをつけてもらうなど安全確保のための対応はされるのでしょうか。お伺いいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 答弁いたします。

当該箇所は、屋根雪が歩道に落雪する場所があることから、車道の幅員を広く確保することを優先しており、除排雪作業を行っております。このため、その雪が歩道に置かれてしまい、御不便をおかけいたしました。

また、縁石についても、経年劣化や損傷により高さが低くなり、車両の乗り入れが可能な状態になっていることも認識しております。補修や新たな設置については、歩行者の安全性の確保において必要と思われませんが、除排雪作業の支障となることが想定されるため、今後慎重に検討してまいります。

屋根に雪止めをつけてもらうなどの安全確保対策においては、歩道と軒先が近いため、雪止めを設置したとしても雪庇落下の危険性が残るため、現在有効な対策を講じることは難しいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今の答弁では、縁石の補修や新たな設置は除排雪作業の支障となることが想定されているとのことでしたが、それは冬期間だけの問題であって、ここの歩道は一年中、小学校、中学校の通学路です。まずは歩行者の安全を確保することが最優先ではないでしょうか。

それと、雪庇落下の危険性が残るとのことでしたが、私の指摘した箇所は建物の北側

に歩道があり、水下の軒先が北側にあります。雪庇とは風下にできるため、津軽地方の冬は西から東に風が吹くため、東側には雪庇ができます。北側には屋根の雪が歩道に落ちますが、雪庇はできません。これしっかりとした検証をお願いいたします。

通学道路と歩道の除雪は、新学期が始まるのを前提に行われているように感じますが、道路の除雪と一緒に日頃から除雪して、いつでも子供たちだけではなく市民の方々も安全で安心して歩けるようにするべきだと考えます。次年度からでも日頃からの除雪を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

今冬においては、災害級の大雪により、緊急車両及び公共交通の通行の確保をし、除排雪車両が効率的に作業できるよう幹線道路の車道の確保を最優先とし、大量の雪を歩道に堆積する形で対応してまいりました。

例年新学期が始まる前に通学路を確保する除排雪作業を行っており、本年は教育委員会と連携して通学路の確保に努めました。

今冬のような災害級の大雪を教訓とし、生活道路や歩道、通学路除雪、除排雪体制強化の対策についても検討を行う予定としております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 ぜひ今回のこの災害級の大雪を想定して、次年度もまた検討されることを要望いたします。

今回も子供を持つ保護者として、子育て世代の方々からの意見を質問させていただきました。「子育てするなら五所川原市で」とスローガンを掲げているのであれば、子供を持つ保護者が安心して子供たちが学校へ通えるような通学道路や歩道が冬期間においても確保されることを切にお願いし、当市の通学道路、歩道除雪について質問を終わります。

次に、五所川原市における官製談合事件の再質問に入ります。

御答弁のとおり、副市長の職務は市長を補佐し、市長が不在の場合にはその職務を代行することです。今回の事件の裁判では、前副市長の被告人質問で、6年前の市長選で苦しい選挙で選挙を戦ってくれた業者に便宜を図る目的であった。引き続き支援してほしい気持ちもあったと発言がありました。

佐々木市長にお伺いいたします。佐々木市政を引き続き支援してほしいという発言は、副市長の職務を逸脱しているものと思います。市長としてはありがたい発言ではあるかもしれませんが、市の特別職である副市長の発言として、市長はどのように捉えているのかお伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 この発言については、報道機関の取材にもお答えしておりますけれども、私自身大変驚いております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 佐々木市長も大変驚いているかもしれませんが、私もそうですが、市民の皆さんも大変驚いております。佐々木市長を引き続き支援してほしいとの発言は、副市長の職務から私これ逸脱していると思うのですけれども、市長どういうふうにお考えですか。お伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 前副市長の発言の真意はよく理解できませんけれども、これは和田議員も当時6年前、議員ではなかったと思いますけれども、自民党の青年部において、私の選挙状態というものは多分野党の現職議員は皆さん御存じだと思っています。私の選挙事務所には、ため書きが一つもなく、政党、そして団体の推薦も一切ない中での選挙を戦ってまいりましたので、前副市長のこの発言については私は何ともコメントのしようがないのです。ですから、まずは驚きを感じたということのみでしか答弁できないということなのです。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今回の官製談合については、令和5年11月から県警の捜査が始まっており、前副市長も把握していたことが裁判で明らかになりました。令和6年第5回定例会で私は入札について質問をしました。その質問要旨としては、入札を辞退した要因についてであり、昨年3月から5月に開札された建設工事に関わる指名競争入札で指名を受けながらも入札への参加を辞退する業者が増えていることを質問しました。少なくとも私はその質問をした時点で、入札を辞退する業者が増えていることに大変疑問を持っておりました。今回の事件、事件発覚前に前副市長の行動や入札の辞退について、佐々木市長は不審な点や疑わしい点に気づいていなかったのでしょうか。お伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 私が入札に関するものは、そのプロセスにおいて関わるということが庁内の指名審査委員会にあります。ですから、結果の決裁についてのみ私が決裁することになっておりますので、入札に関する専決の権限は副市長にありますので、私のほうとしてはその点については申し上げることはございません。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 佐々木市長は、これまでも自身の談合事件への関与は絶対にはないと否定してこられました。しかし、市長と研究会理事とは同級生で、2018年4月に前副市長をゴルフに誘いゴルフが行われ、その場において前副市長が理事と顔見知りとなったそうです。このときに市長が前副市長をゴルフに誘い一緒にゴルフをやらなければ前副市長は談合につながることはならなかったのではないかと思います。このことについて市長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 ゴルフそのものはプライベートのことであり、あまり申し上げることがありませんけれども、それによってつながりを持って官製談合になったということは大変遺憾でありますけれども、知り合って罪を犯すということはイコールに私はならないと思います。そうであれば全ての罪がそういう関係性を持って行われることとなりますので、それはあくまでもそのケースの問題であって、今回の場合は非常に残念であります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今しゃべったとおり、まさか自分がゴルフに誘って、こういう結果になるとは普通誰もこれは想像できるわけではありませんし、私もこの件については本当に残念だと思っております。

今回の裁判では、前副市長は業者から指名してもらった見返りをもらっていない。賄賂を要求したことはない。名声を上げるためでもないとしております。今回の事件で、どう考えても前副市長には何のメリットもありません。なぜ前副市長はメリットも何もないのに佐々木市長をこれからも支援してほしいと業者のために官製談合を行ったのでしょうか。私は、これまでの一般質問で佐々木市長の官製談合の関与について質問してきましたが、佐々木市長は一貫して関与を否定してこられました。これまでの御答弁のとおり、私も佐々木市長が官製談合に関与していないことを信じたいです。しかし、今回の裁判で佐々木市長からの依頼を疑う市民がいることは否定できません。このことについて市長はどのように考えておられるのか再度お伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 確かに公判の中で今まで指名を受けていない業者の冷遇に対して少しでも助けたいという情に流されたというような供述をしているということを報告は受けております。和田議員も前副市長とはお付き合いがありますよね。非常に優しいんですよ、人間的に。これは誰が見ても前副市長の性格というものは知っている限りは、やはり優しい人格者であるという思いは私も前副市長の同期の方も異口同音に言います。私

もそう思っておりますし、私は前副市長一戸氏のそういう優しさが今回あだになったのかなという気を持っております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 優しさがあるからといって法を犯すことをしては決していけないことであります。今の答弁は、前副市長はあくまでも市長を助けるためではなく、佐々木市長を選挙で支援した業者に対して忖度したという考えでよろしいですね。お伺いいたします。答弁。

○木村清一議長 誰に求めるの。

(「市長」と呼ぶ者あり)

市長。

○佐々木孝昌市長 一戸前副市長の葛藤については、私は知り得ないということです。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 佐々木市長が初当選した2018年以降、前副市長が研究会の加盟業者に市長のさらなる支援を期待し、談合を助長する行為を数年間にわたって繰り返したと裁判で認定されました。先ほどの答弁で前副市長の優しさがあだになったとのことでしたが、私は決してそれだけではないと思います。今回の官製談合において、業者にはもうけるというメリットがありました。佐々木市長本人においてでも選挙での支援を受けられるというメリットがあったと思います。このことについて市長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 最初の和田議員の6年前の選挙の話をしましたけれども、当然ここに議場にいる方は分かっていると思いますけれども、6年前の私の選挙で政党、事業者、誰も事務所には来ておりませんし、一度も私は事業者を回れるような選挙ではありませんでした。それは和田議員分かっているはずですが、6年前の選挙は事業者を私回れるような状況でなかった中の選挙です。私は、あくまでも6年前の選挙、そして2022年の選挙も含めて、掲げた公約を実現したからこそ私は選挙に勝てたものと思っております。1回目の選挙は給食の無償化です。これを早期実現するという目標を掲げ、施策や政策を掲げて出させていただきました。でも、その以前はやはり予算がないので、それが実行できないという状況でした。私もそのことは重々承知の上で選挙に出て、その公約を掲げました。でも、それを実現するために結果的に自主財源をどうするかということで、ふるさと納税に頼らざるを得ないということでふるさと納税をどうやって得るかということに傾注をして、現実にふるさと納税は4億円を超え、2億円という財源をつく

って、それをもって2年目、3年目になりますか、実現できたわけです。そのことの評価が次の選挙に私はつながっていったものだと思っています。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 12月27日のマスコミの取材でもそうですが、今の答弁でもそうでしたが、佐々木市長は1回目の選挙で支援を受けた業者は一つもなかったと述べられております。しかしながら、前副市長は建設技術研究会に所属する業者は市長選のときに市長を応援した業者による団体であり、すなわち市長選で佐々木市長を応援した業者だと認めております。この点が佐々木市長と前副市長の発言が矛盾しているところであり、真実は一つであります。本来発言の内容は一致するはずであります。このことについて市長の見解を求めます。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 何度も6年前の話をしたように、これは前副市長がそういう被告という立場の中で、私は誤認があったと思います。これは、私はその1点については全く前副市長の話と私の持っているものと一致はいたしません。私は、前副市長の誤認だと思っています。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 前副市長は五所川原建設技術研究会の業者を知っていたようですが、市では研究会加入業者の名簿を持っていた事実、また加入業者を知っていた事実はなかったのですか。お伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 こちらのほう前回の議会でも答弁申し上げましたけれども、名簿はこちらのほうでは持ち合わせておりません。昨日の伊藤雅輝議員の質問に対してもお答えいたしました。今後公判記録をまとめた刑事記録を入手した上で事実確認を行ってまいるということでございます。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 少なくとも今回の官製談合に関与した業者は、当然建設技術研究会の会員業者を分かっていたはず。談合が行われた全容を解明するためにも、市では事件に関わった業者または研究会からの名簿を入手するなどなぜ行わなかったのでしょうか。お伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 これは、あくまでも繰り返しの答弁になりますけれども、刑事記録を見てからということで御理解いただきたいと思っております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 裁判では、研究会事務局長の供述調書が読まれ、市長選前の令和3年10月にそろそろ選挙だから現金化しようという研究会理事から言われ、令和4年1月までの間に計3回にわたり合計600万円が引き出され、研究会理事に渡したと記載されておりました。しかし、事務局長は理事へ渡したと供述しているが、理事は受け取っていないとの発言があり、600万円の行方が分からない状況です。600万円という大金の行方の真相がいまだに不明であることが不思議でなりません。私は警察ではないので捜査をすることができませんが、一体どこに消えたのでしょうか。佐々木市長は、この600万円の行方について御本人または後援会において何か見聞きしたことはありますか。お伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 そのようなことを見聞きしたことはありません。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 2021年11月11日の市発注工事の指名競争入札を主に与党派の業者でつくる五所川原建設技術研究会の加盟業者に落札させようという共謀、研究会の会合で選定した落札見込業者を市の指名審査会に内申するよう前副市長が部長に指示し、取決めどおりの業者に落札させたと裁判の判決で認定されました。10月11日の議員説明会、10月21日の記者会見、令和6年第7回定例会、私の質問で佐々木市長は市職員の関与はないと断言しておりましたが、今回の裁判で裁判官からは職員を不正行為に加担させたのかとの質問に、前副市長は今思えば職員につらい思いをさせたと述べておりました。市職員は率先して関与したわけではなく、あくまでも前副市長からの指示に従っただけだという発言だと私は思います。職員も談合を認識した上ではあったが、共謀ではなく、関与せざるを得なかったということになります。不正行為が行われていないのであれば、職員はつらい思いをするはずがないのではないのでしょうか。市長、どのように考えているのかお伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 これは、つらい思いをさせたというのは、官製談合が成立をしました。そして、官製談合の中で起訴内容を見ると、必ず指名審査会の内容等の業務フローが出てきます。これは、官製談合でなくても通常従来、合併以来五所川原が行っている指名審査会が常態的に同じ業務フローの中で行われています。その中で確実に担当部長が出てきます。ですから、起訴内容の中に例えば建設技術研究会と前副市長が打合せをして、要は担当部長に指示をして指名審査会にかける、ここからは毎回同じことが行われてい

るのです。ですから、そこに出てくる部長は、歴代部長みんな同じ仕事をしているのです。ですから、今回の官製事件において担当部長そのものは、この官製談合に対する加功的な役割は果たしていないということを確認していますので、加担はしていないという発言をしました。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 裁判所には市職員の方々も4名来られておりましたが、今回の裁判の内容は職員から市長も報告を受けたと思いますが、今回の事件も含め、前副市長が就任してからの入札に関し、市職員の関与についての内部調査や聞き取りを行ったのでしょうか。お伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 先ほども答弁いたしましたとおり、現段階で名簿を入手していないということもございますし、今後の公判記録をまとめた刑事記録を入手した後に調査を実施してまいるといことで御理解いただきたいと思います。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今回の事件について、当時の部長の名前だけが挙がってきておりますが、今回の事件だけではなく、その他の工事に関しても職員の関与について必要な調査をしなければ談合の根絶にはつながらないのではないのでしょうか。今後の服務規律や職員への教育や指導をどのように行っていく考えがあるのかお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 調査はもちろんのことでございますが、服務規律を確保するため、内容の説明でもいたしましたけれども、コンプライアンス研修を実施して倫理観の醸成といえますか、倫理意識の醸成を図ってまいりたいと考えてございます。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 令和6年第5回定例会で私が入札の件で質問した際、前副市長の答弁では「指名業者の選定に当たっては、五所川原市建設工事指名業者選定規程にのっとり選定しているところであります」と発言されております。前回令和6年第7回定例会では、「公判の中で事実やいろいろと情報が出てくると思うので、その上でないとなかなか答弁しづらい部分がある」と総務部長から答弁がありました。今回の判決によって、規程にのっとり選定していなかったのは明らかとなり、議会での答弁は真実ではない答弁だったのではないかと思います。前副市長は既に辞職し、もうこの場にはおりませんが、任命者である市長として、このときの議会答弁をどう捉えておりますか、お伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 まず、そのことを申し上げる前に、先ほどあたかも職員が談合に加わったような言い方をされておりますけれども、これはあくまでも起訴状を見ても分かるように3人による官製談合です。その起訴するまでの間には、やはり警察、検察でしっかりと事情聴取をして、市においても資料をちゃんと提出をした上で捜査を重ねた上で結果の起訴であります。あたかも調査をすれば職員が加担しているような言い方については、これは残念ですけれども、訂正していただきたいと思います。その上で、今回の答弁、先ほど、昨日伊藤議員のほうの質問にも答えましたけれども、前副市長の、高橋美奈議員からの質問に対する答弁については誠に遺憾であり、この場をお借りしておわびを申し上げたいと思います。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 先ほどの職員が加担したような言い方というのは、私もちょっと言い方も、ちょっと認識不足はあったかも分かりません。ここで訂正させていただきます。

答弁どおりの入札が行われていれば、前副市長は逮捕、起訴されることもなく、有罪判決を受けることもなかったはずです。地方議会の一般質問で理事者側が虚偽の答弁をした場合、刑事責任が発生する可能性があります。市長をはじめとする理事者側の答弁については、真実で誠意ある答弁をこれからお願いいたします。

先ほど市長も申し上げられましたが、昨日の伊藤雅輝議員の質問でもあったように、令和元年12月議会で高橋議員の質問に対しても、市長は前副市長の答弁が虚偽であったと認めており、先ほどの私の質問でも虚偽があったと認めております。再度お伺いいたしますが、今回市長をはじめ、理事者側の皆さんには間違った答弁はないですね。お伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 ないものと思っております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今回の官製談合事件で五所川原市は著しく傷つき、市民に対しては政治不信を招きました。1度失った信頼を取り戻すことは決して簡単な道のりではありません。しかし、真実一路に誠意と努力をもって向き合えば必ず道は開けます。五所川原市における入札制度が正常に行われ、市民に信頼される市政を取り戻すことを願い、私からの一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって和田祐治議員の質問を終了いたします。

次に、16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 自民公明クラブの平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

今年の大雪、職員はじめ、大変御苦勞をおかけいたしました。私もまるで除雪対策本部ではないけれども、連日のように市民から電話をいただき、その都度除雪対策本部に連絡を取らせていただいて対応をお願いしたという経緯がございました。本当に今年の大雪級の大雪に対しまして、職員の皆様の御苦勞に敬意を表しまして、ちょうど折り返し地点の今議会ではございますけれども、通告に従って一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

通告の第1点目として、五所川原市の中心市街地活性化についてお伺いいたします。

まず第1点は、中心市街地活性化ビジョンについてお伺いいたします。当市は、おおむね10年を見据えたまちづくりの方向性と将来像を示す中心市街地活性化ビジョンを策定しました。それによれば、5ゾーンに区分し、各ゾーンで行政主体の取組や民間への支援策を示すことにより、民間事業者が開発整備に参入しやすく環境を整えるとしております。確かにJR駅前をはじめとする中心市街地は、寂しいと指摘される状況が続いております。

そこで、第1点目は、市は可能な限り早期の予算措置を伴い、支援策を講ずべきだと考えますけれども、まずどのように考えているかお伺いいたします。

第2点は、ビジョンの将来像の3点の現実性についてお尋ねいたします。

ビジョンでは、「安心安全な居住空間」、「多様な事業活動による賑わいの創出」、「新たな発見・体感ができる空間」の3点を掲げております。さらに、交通機能強化、集客機能促進、観光・交流・防災機能強化、商業機能促進、飲食環境促進の5つのゾーンに区分し、各ゾーンが連携し、連続性や回遊性を生み出し、にぎわい創出に取り組むとしております。

そこで、当市ではこれらの将来像の現実性についてどう向き合うおつもりかお尋ねいたします。

第3点として、このビジョンによれば、10年後を見据えて将来像を掲げております。そこで、この10年後を見据えて、まさに今何を始めるのかお尋ねいたします。

次に、通告の第2点目、若者奨学金返還支援制度についてお尋ねいたします。

第1点は、制度の内容と市の関わり合いについてお尋ねいたします。この制度は、以前から言われてきた若者に重くのしかかっている奨学金の返還について、給料が低いた

めに都会から帰りたくても帰れない奨学金の返還について支援しようという青森県が2022年度から開始されたものですけれども、最高150万円で県と企業が2分の1ずつ負担するもので、この制度の内容と市の関わり方についてお尋ねいたします。

次に、第2点は、この奨学金返還支援制度についての市独自の考えはないのかお尋ねいたします。

次に、通告の第3点目、GIGAスクールタブレット端末の更新についてお尋ねいたします。当市でも取り組んでいるGIGAスクール構想に基づく端末の使用は、今年全国のおよそ68%が更新を迎えます。当市は1年遅れて来年更新となります。

そこで、第1点は、当市においては何台更新が必要で、買換えと処分は何台か。また、その際の適切な端末処分とデータ消去に対する認識と取組についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

次に、第2点は、今後の対応策についてですけれども、端末を処分するに当たっては、端末が適正に処理されず、不法投棄や不正な海外流出など社会問題につながることなど、教育委員会及び小型家電リサイクル法の認定事業者ときちんと連携して主体的に対応しなければならない現実があります。生徒の個人情報漏えい問題、市立病院の患者の個人情報の大量流出など、現実問題として事件が起きている以上、細心の注意をしなければなりません。

そこで、今後更新に向けてどのように準備しているのかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わりますけれども、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○赤城 一建設部長 五所川原市中心市街地活性化ビジョンの概要についてお答えいたします。

本ビジョンは、令和6年3月に五所川原商工会議所から市民アンケート結果をまとめた「駅前周辺の活性化に向けた要望書」の提出を受けて策定いたしました。その中でも五所川原圏域における医療、行政、経済、観光等の中心地として重要な役割を担っている五所川原駅前を起点とする中心市街地エリアの将来像を設定しております。

実現に向けて、それぞれの環境や特徴を生かしながら5つのゾーンを設定し、各ゾーンが連携して連続性や回遊性を生み出すことでにぎわいの創出につなげていければと考えております。

なお、本ビジョンは、区画整理事業や駅前整備を行うための事業計画ではなく、支援

策などを示し、民間事業者が開発整備などに参入しやすい環境を整えるためのものご  
ざいます。

また、交通事業者との連携や協力体制を構築しながら、公共交通ネットワークの機能  
再編に取り組み、駅に人が集まりやすい環境を整え、本ビジョンの周知を図りながら、  
民間活力を誘導する施策を検討してまいります。

続きまして、中心市街地全体の将来像実現に向けたそれぞれの方策についてお答えい  
たします。

1つ目の「安心安全な移住空間」につきましては、市民が健康で安心安全に過ごせる  
まちづくりを目指すこととしております。

2つ目の「多様な事業活動による賑わいの創出」につきましては、新規参入事業者等  
にとって活動しやすい場所になるとともに、多様な人々が中心市街地を訪れ、にぎわう  
まちづくりを目指すこととしております。

3つ目の「新たな発見・体感ができる空間」につきましては、既存の都市機能や空間  
を生かしつつ、情報発信を行うなど、当市への来訪者が新たな発見・体感ができる空間  
づくりを目指すこととしております。

この3つの将来像に向けた方策といたしましては、低未利用地等の有効活用の推進や、  
創業、起業の支援、民間主導による開発整備に伴う国の補助事業等の有効活用に向けた  
バックアップ体制の強化、立佞武多の館を活用した幅広い世代が交流できる空間づくり  
を進めてまいります。

続きまして、令和7年度以降どのような取組を行うのかについてお答えいたします。

行政及び商工会議所をはじめ、市民、民間事業者、不動産所有者などの関係者が中心  
市街地の将来像を共有し、連携して取り組んでいく必要があります。

令和6年10月には、駅前大通り沿い周辺エリア内の地権者で構成する「五所川原駅前  
賑わい創出協議会」が設立されており、当市や商工会議所もオブザーバーとして参画し  
ております。

当市といたしましては、地権者の話合いの場において、民間主体による開発整備の施  
行事例、それから活用可能な国の補助制度などをアドバイスしながらサポートを続けて  
まいります。

また、立佞武多の館改修をはじめ、公共交通再編、イベント支援などを行い、中心市  
街地のにぎわい創出に取り組んでまいりたいと思っております。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 青森県が実施する、あおもり若者定着奨学金返還支援制度について

お答えいたします。

当該事業は、企業の人材確保を支援することを目的として、要件を満たした場合に、企業へ就職した方が利用した奨学金の返還を県と企業が負担する制度です。

市では、企業の人材確保を応援するため本制度の周知に取り組んでおり、市広報、ホームページへの掲載や、誘致企業等を訪問する際には繰り返し制度を周知しております。

また、市では、東京都内に本部を置く大学等の東京圏内のキャンパスに在学する学生が卒業後に当市へU I Jターンすることを促進するため、就職活動等の交通費を支援する地方就職学生支援金制度を実施しておりますが、この制度を実施するに当たって、国からの財政支援を受けるためには「移住先の自治体が奨学金返還支援へ取り組んでいること」が条件となっており、県が奨学金返還支援制度を実施していることで条件をクリアできているなどの関連もあり、引き続き県と共同して地域企業の人材確保を応援してまいります。

また、奨学金返還支援制度に対する市の考えであります。本制度を活用する企業は、支援額の設定にもよりますが、企業へ就職した方の奨学金返還残額の2分の1、最大150万円を県と折半して負担することになり、企業側のほうに負担はございますが、企業に周知を図り、この制度が浸透するように努めてまいります。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 まず、議員御発言のとおり、1人1台端末の更新を令和8年度に購入することを予定しております。その台数に関してですけれども、令和8年度の予定されている児童生徒数2,862人分と予備機20台を合わせた2,882台、これを購入する予定としております。

今現在使われている端末ですけれども、その使用可能端末が3,457台、故障している端末が107台の計3,564台、このうちまだ利用可能分に関するものを教職員や学校関係用として再利用することとしておりまして、その台数が600台となります。残りの2,964台ですけれども、小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用、再資源化を委託することで廃棄する予定となっております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 それでは、再質問に移らせていただきます。一問一答でよろしくお願いたします。

まず、五所川原市の中心市街地活性化についての質問ですけれども、答弁ございましたけれども、このビジョンによれば、廃業施設が目立っており、建物の老朽化が進み、防災性が低下し、過去の土地区画整理事業で整備された大町二丁目地区との連続性や回

遊性が薄くなっていることをまず示しております。大町二丁目地区は、真新しい店舗が目を引きますけれども、立佞武多の館のみが目立ち、その周辺は旧デパートの跡地がいまだ活用されず空き地となったままで、祭りや歩行者天国といった大規模な祭りやイベント以外は多くの人でにぎわうというイメージにはやはり程遠い状況でございます。中心市街地や、その周辺に住む住民が街の中心部にいるにもかかわらず、生活必需品の購入に不便さを感じている状況もあり、郊外店に行く交通手段を持たない高齢者は不便さを感じているというのが現状でございます。

そこで、10年後を見据えた将来像を掲げている当市では、今まさに何を考えているのか改めて、私ももうおよそ半世紀この中心市街地に居住し、住んでいる者として、改めてその歴史を見届けてきている者としても、今後10年後、20年後の中心市街地、どうなっていくのかということ非常に心配しているわけでございます。ですので、具体的な細かい要望とかもありますけれども、今まさに何をするのかという点を私は聞きたいわけです。

というのは、私が議員になった当時、まず商工会議所が出されたこれほどの分厚い中心市街地活性化という計画、冊子を渡されました。私は、もう何時間もかかってそれを一生懸命読んだ記憶がございますけれども、その冊子はほとんど「絵に描いた餅」の状況が今感じている次第でございます。ここで今中心市街地活性化のビジョンが改めて提示されたわけがございますけれども、また同じような「絵に描いた餅」にならないことを期待しているわけでございます。その点で、今後とも、これから何をされるのか、まずお尋ねしたいなと思います。

よろしく申し上げます。

○木村清一議長 建設部長、答弁。

○赤城 一建設部長 お答えします。

先ほどと同じような繰り返しの答弁になりますけれども、市としては現在ハード整備はまだ考えておりませんし、にぎわいを創出するためのビジョン作成でありまして、あくまでも民間事業者が参入しやすい場所を確保するためのビジョン作成であります。今後の施策とかは今のところまだ検討はしておりませんが、やはり今後駅前をどのようににぎわい創出に向けてまちづくりをしていくかについては検討していかなければならないことと存じております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 やはりまだ具体的なものとしては、これからだということなのでしょう。

第2点の質問ですけれども、よく市では官民一体となって、行政一体となって、官民一体となって、市民と一体となって推進するという言葉を聞きます。さて、いざ具体的にになると、市はアンケートに基づいて中心市街地活性化ビジョンを作成するだけで、何かやるわけではないというふうにして、今まさにそういう答弁でございました。この官民一体となってという言葉は一体何なのでしょう。それこそ談合する言葉ではないことを期待するわけです。市民のために、そして市民にお応えする。特に中心市街地に居住をして、住んでいる方々のための中心市街地活性化であってほしいなというわけでございますけれども、この官民一体という言葉はどういうことを意味しているのかお尋ねしたいなと思います。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 先ほど、平山議員も布屋町に住んでおりますので、半世紀町に住んでおります。私も生まれたところが大町でございます。長らく住んでいたのが町なかですので、私もじくじたる思いでこの中心市街地、特に駅前を見ています。私も25歳から55歳までの30年間駅前タクシー業をやっておりますので、その駅前から寺町までの変遷というものは多分五所川原の中で一番私が見ている一人だと思っております。その中で、確かに商工会議所で描いた絵、「絵に描いた餅」、これは私もしっかり見ております。確かに今までの官民一体あるいは民間が市に対する要望については、要は全部市によってやってくれみたいなやっぱりパターンなのです。今回の場合、2023年に商工会議所が会員にアンケートを取っております。会員にアンケートを取った中で、やはり駅前があまりにも寂し過ぎると。駅前があまりにもこれからの観光あるいは中心街を考えたとき脆弱過ぎるという意見が非常に多く出てきていたということで、それをもって商工会議所が駅前賑わい創出特別委員会という特別委員会をつくって議論を重ね、その議論でまとめたものを常議員会にかけ、常議員で承認されたものを市のほうに要望書として持ってきました。それが駅前周辺の活性化に向けた要望であります。そして、それを受けてビジョンをつくりますけれども、ここは地権者がやはり動かないとどうにもならないのです。市が区画整理あるいは都市開発をすると、相当な資金がかかります。ただ、民間が今駅前の一丁目を中心にして、自分たちでやはり自分たちの街をつくっていかねばいけないというような機運が出てきています。その中で、五所川原駅前賑わい創出の協議会を一丁目で作って、その一丁目の中でも3つ、4つのゾーンに分けて地権者同士が話をしています。その話の中にやはり商工会議所、そして市がアドバイザーとして出ております。その中で出てきたものは、やはり藤吉郎の跡地をホテルにしたほうがいいのではないか。その向かいの旧朝日パチンコをマンションにしたほうがいいのでは

ないか。そのことによって駅前にあるクリニックあるいは薬屋等を含めて総合的に駅前をどうやってつくるかということが、もう地権者が一緒になって話をしています。それをしっかりと行政が国の制度を使いながらバックアップできないかということでオブザーバーとして参加をしていますし、そういう依頼も都市・交通課のほうには来ております。そういう中で官民連携というものは、ある意味では官がバックアップをする。でも、これはあくまでも民間主導による中心市街地の活性化ということで理解をしていただきたいし、少なくとも私のところにもある意味ではディベロッパー、そしてホテルの建設業者等が挨拶に来るといった機会がこれから出てまいります。それをもってバックアップをしながら、この駅前中心街を含めた中心街の活性化ビジョンを、これは5年ではできないと思っています。10年かかってもいいですから、街をやはりつくっていかねばいけないという思いでつくったものですので、どうぞこの辺だけは御理解をいただければと思っています。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 くれぐれも談合と言われぬように、今の具体的な場所まで言っているわけですから、いろいろなうわさが出ているわけです。残念ながら私も地権者でありながら、その検討委員会ですか、入っていないのです。なぜなのか私はいまだに疑問なのですけれども。それにしても、しっかりとした百年の大計、私はエルムのまちづくりの最初の社長さんと話しして、駅前、この中心市街地は今度連携してやらなければいけないと思うのですけれども、どういうふうにすればいいのですかねと尋ねたことがございました。そのときに、あそこは100年かかると言われたのです。私ショックを受けましたけれども、それでも今回こういうビジョンを示されたので、このビジョンに期待するわけですが、何とかこの中心市街地の活性化、くれぐれも一部の利益誘導になるような活性化ではなくて、市民全体が喜んでもらえる百年の大計に基づいた中心市街地の活性化を期待したいなというふうに思います。

あと、ここで1点、私から要望ですけれども、中心市街地の昨日伊藤議員のほうで照明のことについてお尋ねがございました。私は、いろんな北欧、ヨーロッパとか見ますと、五所川原のこの中心市街地、古びた家もあれば老朽化した建物もございました。そういう中で、1点、これお願いできることならお願いしたいのはLEDの街灯のことなのですけれども、LEDはおおむね耐久年数が10年ぐらいだと言われております。市街地の防犯灯は、もう既に交換が終わっている。前市長のときにもう交換終わっているはずですが、これから10年を経過したときに、ぜひとも街灯の照明の明るさというのは電球色にしていきたいと。これは、電球色というのは非常に柔らかく温かく、蛍

光色とは全然違いまして、雰囲気は全く違ってきます。ぜひとも、これは市のほうで、金額は防犯灯と同じ金額ですので、この点検討していただけるなら検討していただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 LEDの電球色についてお答えいたします。

街路灯においては、現在市ではほぼLED化が進んでおりますけれども、電球色のよ  
うな明るさにすることについては今ここでお答えすることはできませんけれども、検討  
をしながら対応したいと考えております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 雰囲気が全然違ってきますので、電球色は。LEDは3色同じ金  
額で替えることができますので、ぜひとも電球色にされたほうが街路灯は雰囲気が出る  
のでいいなと。特にこの中心市街地はそのように感じております。

次に、通告の第2点目の若者奨学金返還についてですけれども、県は150万円、これを  
奨学金の返還できるようにしましたけれども、市で単独で考える考えはまずないのかお  
尋ねします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 当市では独自の奨学金返還支援制度等は現在のところ考えておりま  
せん。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 そうですよ。黒石市の例をちょっと挙げさせていただきます。

黒石市では、奨学金返還支援制度というのを創設して後押ししております。黒石市では、  
1人当たり最大100万円の奨学金の返還を支援しております。要件は、もちろん黒石市に  
在住、そこの在住、これから在住するとかというような在住を起点なのです。そこに働  
いていなくてもいいわけなのです。弘前で働いても黒石市に在住していれば奨学金の返  
還の支援は受けられると。毎年20万円ずつ支援して、5年間で100万円支援するという。  
まあ、私はこれを、黒石市がやったということに驚いておりました。この奨学金の返還  
を利用している若者たち、もちろん首都圏から帰ってくる人もいれば、周辺に勤められ  
ている、勤めた若者たち、こういう人たちの奨学金返還を支援しているということでご  
ざいます。毎年どのくらいいますかと黒石市に電話したところ、2桁台の若者たちがこ  
の奨学金の返還制度を利用しているそうです。五所川原市でも若者を呼び込んで、これ  
は五所川原、例えばこの制度なんかは五所川原市に在住すればいいわけ。弘前、青  
森市とかに勤めていても、それは構わないわけですが、若者たちが五所川原市に

集まってこれるような、こういう呼び水となるようなこういう制度というのを考えるお考えがないかお尋ねします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 今議員おっしゃいました黒石市のような金銭的な支援が効果的なことは承知しておりますが、若者に当市のことをよく知ってもらった上で就職して定住につながることも重要だと考えております。そのため、現在市では若者の地元就職を促進するために企業を紹介する動画を公開し周知するなど企業情報の発信を支援しているところであります。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 五所川原市が若者たちに本当に五所川原市に帰ってきたい、そういう若者たちがほかに行かないように、五所川原に戻ってきたい、あるいは周辺の自治体の若者たちも五所川原に住んで仕事したいと、こういう人たちでもいいわけですよ、五所川原に在住すれば。ぜひともこの制度というのは検討すべきではないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、通告の第3点目のG I G Aスクールタブレット端末の更新について、何千台ですね。大分多い数を購入これからまたするし、それから今までの台数、これも処分したりしますが、これでやっぱり私は一番心配しているのは情報漏えいです。身近なところでちょっと例を挙げますけれども、2024年、去年ですよ。札幌市の中学校の生徒の個人情報漏えい問題が発生しております。御存じだと思います。また、同じ年に宮城県気仙沼市の市立病院の患者の個人情報、これが4.9万人の情報漏えいがしたという事件も発生しております。これは、現実にはこういうパソコン端末取り扱う場合には現実問題として避けるわけにはいかない、細心の注意をしなければいけない、こういうことをございまして、改めて今後この更新について、新しく買うのはいいわけですよ。更新について、あるいは処分について、どのような計画を考えているのか。来年のことですから、お尋ねしたいと思っております。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 毎年端末の使用に際して、更新するのですが、その際個人情報のデータというのはICTサポーターにより全部クリーニングして次の生徒に引き継ぐということはしております。今まで更新していることがないので、この際更新するときに、その端末の廃棄ですが、まずは事業者というのが、やはり信頼の置ける事業者というのを選定して、やはりそこに委託して廃棄という形を取るので、万が一リサイクル等でパソコンが流出するというおそれもございしますので、その際ちゃ

んと廃棄がされているかどうか、そういった確認というのをしっかりしていきたいと考えております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 業者任せでなくて、細心の注意を教育委員会が払わなければいけないのです、計画する上で。そして、途中経過もしっかりと確認していかなければいけないと思います。そういう点で私今回この問題取り上げさせていただきました。ぜひともこれから来年やると思いますので、よろしく願いいたします。

3点にわたって質問させていただきました。最後になりますけれども、これはもう答弁の必要はございません。改めて市民が納めている血税を入札官製談合という私腹を肥やすお金に回すくらいでしたらば、人口減少、少子化の中、それでも五所川原市を選び住んで将来の五所川原市を支えていく子供たち、若者たちに市民の血税を向けるべきであり、そのための政策を知恵を出し、考え、実現すべきであると申し上げさせていただいて、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了させていただきます。

金谷議員、14分で終わるのならば進めるけれども、もっとかかるのならば……。

○7番 金谷 勝議員 すみません、午後でお願いします。

○木村清一議長 暫時休憩いたします。

午前 11時28分 休憩

---

午後 1時01分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、金谷勝議員の質問を許可いたします。7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 こんにちは。12月議会に引き続き質問させていただきます。市民の声を聴く孝志会の金谷勝です。どうぞよろしくお願いいたします。

今年の雪の降り方は、豪雪対策本部が設置されるだけあり、年越し前から近年にはない風景を見る毎日を過ごしておりました。このように積雪が多いにもかかわらず、生活道路に関してはある程度の不便さもなく維持していただいているのは関係部署の努力のたまものだと思っております。感謝申し上げます。市民の生活安全確保のために御活躍されていることの成果だと思われまます。

このように雪が多いと、ふと思うことが、お年寄りの対策があります。お年寄りとい

っても、ここ数年増えたのが独り暮らし世帯でございます。私の住む七和地区においても独り暮らしのお年寄りが年々増えているのが現状であります。七和地区にある一般社団法人は、高齢者を対象としたお出かけサービスや旧小学校を改修したコミュニティカフェの運営などを通して、地域で暮らすためのいろいろなサービスを実施しております。また、この法人は自然乾燥米やリンゴの木の木炭、まきの生産販売、農地管理代行などを行い、団体収入も上げ、持続可能な地域活動を目指しております。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

まず、質問の1点目として、このような取組を行うのに当たり、農村地域で活用できる事業として、先日農業新聞の記事で見かけた農村RMO、日本語で訳すと農村型地域運営組織という事業がありました。この農村RMO事業の事業内容と、市内で農村RMO事業を活用している事例等がありましたらお知らせください。

質問の2点目として、昨日花田議員の質問でもありましたが、農業関係の雪害の状況についてです。年末からの降雪により積雪が多く、道路脇に雪が高く積もっております。農業用施設やリンゴ園地についても近年にはない状況にあるかと思えます。私も1月中旬に農業委員会の森会長をはじめ、農業委員数名がリンゴ園地の被害状況の視察を行うと地元生産者から聞き、私も同行させていただきましたが、1月でここまで積雪があるのはなかなかない状況で、枝折れや幹が真っ二つに割れている木も見られ、この先のことを思えば生産者は不安な日々を送ることになると考えさせられました。この1月中旬のリンゴ園地で一番積雪が深いところで150センチくらいあったと思います。先日県内は2月17日からの日本海側を中心とした大雪により、積雪がまた増えております。地元リンゴ農家から聞くところによると、2月25日の段階で園地の積雪が2メートルだったそうです。今現在市で把握している農業用施設及びリンゴ園地の被害状況についてお聞きいたします。

続きまして、質問の3点目は豪雪対策本部についてであります。先ほどもリンゴ園地の積雪について触れましたが、私たちの生活に関わる部分も12月中旬からの降雪により、年を越す頃には大変な状況になっておりました。特に独り暮らしの高齢者は除雪もできない状況で家に引き籠もっており、家屋の倒壊など命の危険におびえた人たちもいたかと思えます。私の地域でも家が雪に覆われて、地元の老人保健施設に保護されたお年寄りもおりました。この豪雪に対する対策を取るために市では豪雪対策本部を設置しておりますが、この設置日、本部員の構成、会議の回数、またその本部での報告内容及び対応方針、また今後の豪雪対策本部会議の開催予定や解散時期についてお伺いいたします。

以上3つの質問について私からの1回目の質問といたします。理事者側の誠意ある御

回答をお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 市内で農村RMO（農村型地域運営組織）に関する事業を活用している団体についてお答えします。

農村RMOは、中山間地域等において、高齢化、人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源の保全や生活環境など集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化することを見据え、地域コミュニティ機能の維持、強化に向けて、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して設立される運営組織です。

国で行っている事業として、農村型地域運営組織形成推進事業があります。これは、中山間地域等の住民や農業者が一体となって行う、地域の課題となる農用地の保全、地域資源の活用、生活支援等の取組に対し、年基準額1,000万円を上限として最大3年間支援されるものとなっております。

現在この農村型地域運営組織形成推進事業を活用している団体はございませんが、地域運営組織は幾つか存在します。例えば議員おっしゃられた七和地区で組織されている七和まちづくりネットワークでは、見守り支援や買物の支援が行われています。

今後高齢化、人口減少がますます深刻化する中で、中山間地域等の集落機能を維持していくためにも、市としても国、県等の関係機関と連携し、地域の振興に資する取組を進めてまいります。

次に、大雪による被害状況についてお答えします。

昨年12月からの降雪により、農業用ハウスに被害を受けた農家が5件、ハウス7棟の被害が確認されており、被害額は約660万円と試算しております。

被害の内訳は、全壊が5棟、5割程度の半壊が2棟となっております。そのほかリンゴの幹や枝折れ等の被害があることは市の調査や農業関係者からの情報提供により認識しておりますが、積雪量が多く、リンゴ園地など農地への立入りが困難なことから、詳細な被害状況までは確認できておりません。

また、今後の降雪や雪解けの影響により被害が増えることも想定されるため、農協など関係機関と連携を密にしながら引き続き調査を行い、被害状況の把握に努めてまいります。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 豪雪対策本部について御質問ございましたので、答弁いたします。

豪雪対策本部は、地域の経済活動の維持や地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保を最重点として様々な応急対策を円滑に実施するために設置するもので、市長をはじめとする特別職と各部長で構成される本部のほか、各部で構成される班で組織されております。

豪雪対策本部の設置については、まず豪雪対策本部の設置前に、12月中旬から降雪が多く、年末年始にかけてさらに増えることが見込まれたことから、庁内及び関係機関との情報共有を密にするため豪雪警戒連絡会議を12月27日付で設置し、その後1月6日付で豪雪対策本部へ移行しております。

会議の開催については、第1回会議を1月6日に、第2回会議を1月10日に開催しており、第1回会議では生活道路や通学路などの除排雪の徹底、除排雪作業や雪下ろし中の事故防止の広報の強化、市民生活に生じる影響や被害状況の把握の強化を図ることを決定いたしました。第2回会議は、県が適用した災害救助法による住宅の緊急除雪について実施方法を協議しております。

実施した対応については、生活道路や通学路の除排雪の強化、雪下ろし中などの事故防止の広報、災害救助法による住宅の緊急除雪、りんご園地大雪被害対策支援事業を実施しております。

対策本部会議の開催予定については、庁内で早急な情報共有や、通常の業務分担では対応できない業務が発生した場合、適宜開催いたします。

解散時期につきましては、豪雪対策本部の設置目的である地域の経済活動の維持や地域住民の生活の確保など、目的が達成されたと判断したときに解散いたします。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 ありがとうございます。それでは、再質問に入ります。

まずは、農村RMO事業についてでございます。今七和地区では、先ほど答弁いただいたように、七和まちづくりネットワークが見守り支援や買物支援などを行っております。また、楠美家を活用して地域資源を活用した農産物等も販売しておりました。この七和まちづくりネットワークが今後農村RMO事業を実施した場合、市の文化財である楠美家を使用できるかどうかお伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えいたします。

楠美家住宅は、随時貸し出すこととしておりますので、地域の活性化に資する農村RMOにも貸出しのほうは可能となっております。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 大変ありがたい御回答でありありがとうございます。でも、この七和まちづくりネットワークを主体的に住民協議会や地元の若手農家のグループが先日引き続き市の指定管理を継続させてほしいと要望いたしましたが、残念ながらかなわなかったということに私は非常に無念さを感じております。この件で、原教育長どう思われますか。

○木村 博副議長 教育長。

○原 真紀教育長 来年度直営で実施するということではありますが、施設については随時貸出しできるようにしておりますので、そのいずれの団体にも様々な事業を計画し、貸出しされた上で、その事業を展開することができると思いますので、まずは1年間やってみて、その推移を見ながらまた次の運営方法についても検討してまいりたいと思います。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 何といたっても指定管理から外れたことに地元住民は非常に残念がっております。これを契機に、こういう事業を地元で活用しながら、市にもまた指定管理を受けてもらえるような団体にしていこうじゃないかという機運も高まっております。ぜひその際はよろしく願いいたします。

それでは、次の質問なのですが、ちょっとずれた話になってしまい申し訳ありません。RMOのほうの事業関係で再質問させていただきます。

先ほど部長が1,000万円を上限に最大3年間支援されるということでしたが、ちょっとその情報不足かどうか分かりませんが、私は新聞を目にしたときは、最大1,300万円の上限、それを3年間、最大3,600万円国では支給すると書いておりましたが、そのことについてはどういう見解を申し上げますか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 先ほど申し上げました農村型地域運営組織形成推進事業ではありますが、この中に地域計画連携タイプというのがございます。まず、その地域計画でありませんが、将来の農地利用の姿を明確化した計画で、農業者や関係機関を交え、各地区ごとの話合いにより将来を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかをまとめたものであります。当市においては、この計画は今月中に策定できる見込みとなっております。農村型地域運営組織形成推進事業における地域計画連携タイプは、地域計画策定区域において農村RMOが取り組む農地保全に関して、地域計画の中に位置づけられることなどが要件になります。この要件を満たした場合には、地域計画連携タイプとして年基準額の上限が通常の1,000万円から1,200万円となるものであります。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 ありがとうございます。私が見る新聞には、1,300万円までというのを書いてあるのです。ですから、間違っただけ情報は流さないように、そこをしっかりとよくお願いいたします。

それで、今地域計画というのがありました。地域計画というのは令和5年4月1日から法令化されたと私は記憶しておりますが、その地域計画というのは前々は人・農地プランだったはずですよ。お伺いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 おっしゃるとおり、以前の人・農地プランが今後は地域計画と変わるものであります。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 この地域計画ですが、毎年集落座談会で旧五所川原は3か所、3地域でやっていると思います。北、南、東、これ年1回しかやっていないのですけれども、これ例えば今、当七和地域で農村RMOをやるよと言っても、東地域というのはすごい範囲が大きいわけですよ。これを私はもうちょっと小さい単位で、年、最低2回はやってほしいのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 その辺は、農家の皆さんの御要望を聞きながら検討したいと思えます。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、農業関係の雪害について再質問いたします。新聞記事なども見ますと、各自治体で雪害に対する農業関係の支援を行っておりますが、当市において被害農家への支援はどのような支援を行っておりますでしょうか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 被害農家への支援策についてお答えします。

現時点で市の単独支援として実施しているものは、先般専決処分により一般会計補正予算で計上されたりんご園地大雪被害対策支援事業となります。こちらにつきましては、今後も雪が沈み込む際に枝が引っ張られることによる枝折れ被害の拡大が懸念されることから、被害軽減に効果が見込める融雪促進剤の使用を支援するために、リンゴ販売農家を対象として融雪促進剤購入費用の一部を助成する補助事業となります。

また、県の単独事業としては、融雪促進剤を無人ヘリやドローンで空中散布する経費

の一部を助成する事業が実施されるなど、現時点では今後のリンゴ被害を抑制する取組に対する支援が主なものとなっております。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 非常に率先して五所川原市も他市町村に比べては、ある農家は、「いや、五所川原市は補助率高い、1反歩900円も出している」と。しかし、褒められないのです。この補正予算の金額を見ますと、約200町歩分ですよね。それ五所川原市は現在リンゴ樹園地は何町歩あるのですか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 すみません、今手元に資料ございません。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 じゃ、私が代わりに答えます。令和2年は725町歩あったと。聞くところによると、年々10町歩単位で面積が減っていっていると。昨年の令和6年は何町歩あるのと私なりに計算したら、約680町歩です。何で市全体の680町歩分を補うような助成をしてくれないのかというのが生産者からも言われました。その200町歩分の補正予算を出した根拠をお知らせください。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 今回の大雪によるリンゴ被害は、主に七和地区が大きいものと考えております。そして、融雪促進剤を販売している先として、主なところとしてJAが挙げられます。JAのほうに聞き取りを行いまして、融雪促進剤の在庫や今後の販売見込みというものを確認して算出したものであります。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 ありがとうございます。JAに聞き取りして早速補助を出しましょうということで頑張った姿は、本当にありがとうございますと言いたいです。でも、この200町歩というのは農協から示された面積なのかなと、今の答えを見ると私はそう思うのです。でも、リンゴ生産者って、全量を農協に出している人は数少ないのです。現状からいって。いろんな市場とか直接販売とか、そういう販売者も対象にしないと、こういう金額は出てこないと思うのです。もうちょっと後からでもいいはんで、もっと面積に対応できるような補正予算を出してほしいというのが要望です。ありがとうございます。

それで、もう一点。この融雪剤ですが、1回散布だけじゃないのですよ。実は2回、3回というまめにやっている人もいます。その人への2回目以降のは対象になるのですか、ならないのですか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 今回の補助対象は3月21日までに購入した分となっておりますので、1回目、2回目という考え方ではございません。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 非常に頼もしい答弁、ありがとうございます。でも、これ逆に考えると、大きい面積の人、買いためしちゃう可能性もあるのですよ。そこはちゃんと見極めて補助を出してほしいというのが要望でございます。どうもありがとうございます。

あともう一点、私が見た段階で、もう枝が折れているのがいっぱいありました。これは農家にとって死活問題なのです。それで、改植をしなければいけない。植え替えです、要はリンゴの木の。その事業、苗木の植える段階での助成についてちょっと説明お願いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 リンゴ苗木の改植に関する事業として、果樹経営支援対策事業がございます。その内容であります。五所川原市果樹産地構造改革協議会が策定、推進する五所川原市果樹産地構造改革計画、いわゆる産地計画で位置づけられた担い手が実施できる事業となっております。同計画に定めた優良品目、品種へ改植、新植を支援するものとなっております。

具体的な要件として、改植、新植する面積が地続きでおおむね2アール以上であること。また、樹種ごとに定める10アール当たりの植栽密度下限以上の本数を改植、新植する必要があります。補助率につきましては、10アール当たりの定額となっており、リンゴ普通樹の場合は植栽密度の下限値が18本で、改植が17万円、新植が15万円の補助となっております。リンゴ矮化の場合は下限値が62本で、改植が33万円、新植が32万円、リンゴ高密植低樹高の場合は下限値がおおむね165本で、改植が53万円、新植が52万円となっております。また、最近取組希望者が増加傾向で、今冬の大雪でも被害が少ないといった事例が報告されている超高密植の場合では、植栽密度下限値がおおむね250本で、改植が73万円、新植が71万円となっております。また、当該事業により改植、新植を行った場合には、果樹未収益期間支援事業の対象にもなりまして、改植、新植後、4年間の育成経費の一部として10アール当たり22万円の定額支援も併せて受けることができるのです。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 ありがとうございます。最新の事業について何か情報ありました

らお願いいたします。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 ちょっと最新の事業というのは、先ほど申し上げたのは現時点で把握している最新のものと考えています。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 先月の2月25日に、令和7年度果樹対策事業の内容というのがちょっと私の手元に資料ありまして、その中で2月25日だはんで、これは一番最新の資料だと思うのですが、今豪雪にも強いんじゃないかと言われている超高密植栽培について1つ例を挙げますと、従来であれば部長がおっしゃったとおりでございます。でも、最近の資料によりますと、自然災害の手續という項目がありまして、経営支援に140万円、未収益に22万円、合計162万円の10アール当たりの補助が出るとなっております。とにかく今回はこれ豪雪災害でございます。災害に対する備えを農林政策課の人たちもちょっと気持ちを、もうちょっと引き締めて、情報がないか。あるか、ないか、そういう確認作業だけでも行ってもらいたいなと思っております。

今回のこの大雪は、本当にリンゴ農家にとってはまだ確かめることができない状況でございます。当七和地域、特に雪が厚くて、リンゴ園地に行っても本当に木の、本当のてっぺんぐらいしか見えない園地がいっぱいあります。それで、昨日花田議員の質問の際に、部長がたしか何回か巡回して被害状況を見ている。それは、農業用施設だけなのか、リンゴ園地のところも回ったのか、その辺ちょっと確認です。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 リンゴ園地につきましても何度か巡回しております。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 恐らくですね、リンゴ園地を巡回したといっても、幹線道路沿いしか見ていないと思います。枝の道路は全然雪が厚くて、生産者が自ら手でスコップで雪を掘って階段をつくって、3メートル近くあるところに上ってから自分の畑まで行くのに約1時間半から2時間かかるのです。ですから、私1月中旬に当住民協議会の会長と、とにかく軽トラ2台、3台分でもいいから雪を崩してくれという要望を出したにもかかわらず、いまだ、まだ手がついておりません。それはどういう理由ですか。

○木村 博副議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 御要望のあったまらず雪を崩すという件につきましては、土木課のほうとも協議したのですが、なかなか生活道路のほうの除雪が追いつかないということで遅れているところでありますが、今週末には農林政策課のほうで対応する予定と考えて

おります。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 どうもありがとうございます。リンゴ農家の方は、今の答弁で勇気もらったと思います。それで、やる気が出てくると思います。ぜひ早めの対応をよろしくお願いいたします。

それでは、豪雪対策本部について再質問いたします。今回豪雪対策本部では、消防団とかの出動要請とかはなかったのでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 消防団につきましては、災害救助法の適用、パトロールにおいて、消防団に協力を依頼した部分もございますし、あと前田野目地区だったと思っておりましたが、そちらの非住家の倒壊に際して対処をお願いしております。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 それでは、先ほど私が言った当地域で独り暮らしの老人の方が家が倒壊する寸前で、地元のヘルパーさんがこれは危ないということで緊急避難させた事例があると思いますが、これについて現在の経過までをよろしくお願いいたします。

○木村 博副議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 ただいま議員のほうからお話ありました件ですけれども、福祉部のほうで関わる方でございますし、一応その倒壊の危機という状況で通報があった後に、すぐ一時的に市内の社会福祉法人のほうに避難させまして、その後入所できる施設を市のほうで手配して、そちらのほうに今入所している、そういった状況でございます。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 すごい迅速な対応を取っていただき、本当にありがとうございます。これからもまだまだ危ない危険な箇所、家屋、いっぱいあると思います。それに対しては、ぜひ迅速な対応をお願いいたします。

あと1点、ちょっと今消防団にも要請をかけたところはあると言っていますが、消防施設でどこかこの雪で壊れたとか、そういう情報はなかったのでしょうか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 消防施設といいますか、消防団の屯所でございます。軒や窓ガラスの破損が3件となっております。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 私の地元の屯所も2年前から壊れているから何とかしてくれと。

2階に着替え場とミーティングする場所があるのですが、そこを早めに直してくれと言

っていたのですが、昨年6月にも写真つきでちゃんと要望書を出したつもりでござい  
ますが、それが全然一向に直してくれない。修繕してくれない。そのおかげで、今回の  
雪で屋根が半分落ちちゃいましたよ。どうするのですか。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 そこちょっと、すみません、私のほうの認識と違ひまして、ガラ  
スの破損というふうに聞いてございました。今の消防団の屯所についてでございますが、  
現在五所川原市の消防団というのが団員の減少、そして屯所、車両の老朽化が進行して  
いるところでございます。市では、このような現状から、消防団組織の再編をこれから  
行うこととしておりまして、人口減少社会においても持続できる体制の検討が必要だと  
認識しているところでございます。今お話のあった部分、そこも参考にしながら今後検  
討を進めてまいりたいと思います。

○木村 博副議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 今後検討すると言って、私2回もそういう言葉聞きました。その  
おかげで全然上れないのです。屋根が落ちているのです。なぜ迅速にやらないのですか。  
これじゃ消防団も入る気になりませんよ。当たり前じゃないですか。何やっているの  
ですか。災害ですよ。ちゃんとしてください。というふうに今回の質問に当たり、いろ  
いろ調べていただいて、本当にありがとうございます。不満なところはいっぱいありま  
すけれども、前回質問のときには14分しか質問しなくて、私いろいろな先輩議員からお叱  
りを受けました。それで、今回も午前中にやるかと言われたのですが、私今回はちょ  
と長いよと言って午後一番に回してもらいました。本当に今回この議場にいらっしゃる  
定年退職する職員の皆様、本当にお疲れさまでございました。これからも五所川原市の  
行政運営に何とか後輩職員にアドバイスをして、よりよい五所川原市を目指して頑張  
ってもらいたいなと思っております。

以上をもって私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって金谷勝議員の質問を終了いたします。

次に、13番、外崎英継議員の質問を許可いたします。13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 自民公明クラブの外崎英継でございます。令和7年3月第2回定  
例会に当たり、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、三好小学校閉校に伴う校舎等の活用と災害時の避難所についてお聞きしたい  
と思います。

少子化に伴う児童数の減少に伴い、学校再編事業の推進により、三好小学校が優先検

討校として決定され、昨年9月議会で五所川原市立学校設置条例を改正する条例が可決されました。これにより、この春から三好小学校を五所川原小学校へ統合し、三好小学校を閉校することが決まったわけです。先日の成田和美議員の代表者質問に対する答弁で、教育長は三好小学校の統合に関わり、子供たちの不安や心配を取り除き、スムーズに新たな学校に慣れるよう、両校の児童により様々な交流会を実施されたことは評価に値すると思います。4月の統合後も子供たちが新しい校舎に早くなじめるよう陰ながらフォローをよろしく願います。

さて、三好小学校閉校に伴う校舎等の活用と災害時の避難所についてですが、1点目の質問は、閉校となった後の校舎や体育館、敷地も含めてですが、市としてどのような位置づけで管理していくのか、また活用は考えているのかお伺いいたします。

2点目の質問は、閉校となる三好小学校は避難所に指定されています。昨年の能登半島地震をはじめ、近年日本各地で甚大な自然災害が発生しています。メディアでも報道されている現状を見ますと、災害時の避難所が非常に重要な役割を担っているように思われますが、本市において災害時の避難場所についてどのような認識を持っているのかお伺いいたします。

なお、閉校に伴う災害時の避難所については再質問で取り上げます。

以上の2点に対し、理事者側の誠意ある答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。よろしく願います。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○長谷川 哲総務部長 まず、1点目の三好小学校閉校に伴う校舎等の活用等についてでございます。

令和6年9月定例会で花田議員の質問にもございましたが、教育委員会において学校施設として使用しないほか、平日夜間や土日の学校開放事業についても終了する旨、保護者及び地域住民に説明しております。そのため、三好小学校が閉校となった際には用途廃止を行い、管財課に財産が引き継がれることから、管財課にて庁内各課へ当該物件に対する利活用の有無について確認をいたします。

続きまして、昨今の自然災害における避難所についての考え方でございます。近年大地震や洪水など自然災害が激甚化、頻発化しており、これまで自然災害が少ないとされてきた本市においても令和4年8月には津軽地方を襲った豪雨により大きな被害に見舞われたほか、昨年の能登半島地震では津波注意報が発表されるなど、災害発生の危険性が高まっていると認識してございます。

こうした災害から身の安全を確保するためには、早期に避難行動を取ることが重要となります。避難行動は、災害リスクのある区域から区域外への安全な場所へ移動する立ち退き避難や、安全な高さが確保できる自宅などの上の階へ移動する屋内安全確保がありますが、立ち退き避難が避難行動の基本となります。

立ち退き避難の避難先は、指定避難所や指定緊急避難場所、安全な親戚、知人宅などがありますが、多くの方が避難先として選択するのは指定避難所または指定緊急避難場所であると思われます。そのため、災害発生時に住民の生命や身体を保護する役割を担う指定避難所及び指定緊急避難場所の確保は、災害による被害を最小限に抑えるためにも重要であると認識してございます。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。

それでは、再質問に移ります。まず、閉校後の学校の活用についてでありますけれども、三好小学校の五所川原小学校との統合の説明会に私も二、三回出席させていただきました。住民や保護者から出された意見の中には、三好小学校の校舎、体育館の活用について要望もあり、市としても検討する旨あったと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えします。

三好小学校の学校再編において、保護者及び地域住民の皆様へ説明会を開催した際、三好小学校閉校後の校舎活用についても御質問がございましたが、その都度避難所の取扱いを含めた校舎活用については現在協議中であり、方向性が決まり次第お伝えいたしますと回答しております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ということは、まだ地域住民や保護者には、その出された要望については回答、報告されていないということですか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 現在まだその活用方法が決まっておりませんので、それに対してはまだお伝えはしておりません。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 説明会の際に、住民や保護者から出された質問に対する回答をまとめた資料があるのですが、これちょっと24項目あるのですが、この中で施設関係、これについて3項目だけちょっと触れさせていただきます。

まず、質問の中に、質問というか、住民からの要望になるかと思うのですが、閉校後の校舎等の跡地利用についてはどうお考えですかと。三好小は災害時の避難場所になっていますが、閉校になった場合はどうなりますかということでありまして、この市側の回答としては、教育委員会の回答としては、避難所の取扱いを含めた跡地利用については現在協議中ですので、方向性が決まり次第お知らせしますということでありまして、じゃ、この避難所についてもまだ決まっていないということよろしいですか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 まだ決まっていない状況です。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 そうすれば、2つ目の質問ですが、学校施設開放事業で三好小の体育館を利用している団体はどうなりますかと、三好小が閉校してでも引き続き体育館を使用することはできませんか。また、理由があれば教えてほしいというふうな質問に対して、市側ではこういうふうに回答しています。先ほどの避難所でお答えしたとおり、跡地利用の方向性が決まっていますので、基本方針として閉校後の学校開放は行わず、同じく学校開放を行っている五所川原小学校の体育館を利用いただくことを想定していると。なお、五所川原小学校体育館の使用に際しては、地元住民の方々を優先するという趣旨で、三好地区住民の方々が優先的に利用できるように配慮するということが検討してございますということで、これについては進んでいるかどうかお伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 令和7年度の五所川原小学校の体育館、その利用申込み状況についてお答えいたします。

一般の団体6団体、あと中学生以下団体、3団体より申込みいただき、また三好地区からの団体も受け入れておりますけれども、その全ての団体がまずお使いいただける状態になっております。

五所川原小学校ですが、まだ月曜日につきましてはどの団体からも申込みがございませんので、現在空きがある状況となっております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ちょっと今五小の関係出ましたので、再度聞きます。

せば、五所川原小学校の体育館の利用については、まだ空きがあっていて、その申込みは受付できるというふうな状況ということよろしいですか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 月曜日のみ空きがございますので、月曜日に使用してくださる団体であれば利用可能となっております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 分かりました。その件については次の次でちょっと触れたいと思います。

住民からの質問の3つ目として、鶴ヶ岡小学校と藻川小は三好小に統合になった際に更地になったため、子供たちが遊べる場所がなくなってしまったので、三好小が閉校するに当たり、三好地区に子供たちが集える公園を整備できませんかということで質問が出されております。これに対して市からの回答は、公園を所管する担当部署へ要望をお伝えするとともに検討結果を次回以降の説明会で報告いたしますとなっております。これについては報告されましたでしょうか。お伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 その回答自体が令和6年4月16日の三好小学校体育館で、保護者、住民に対する最後の合同説明会で回答したものであり、その質問に対しては現在まだ回答は済んでいませんけれども、現在三好小学校の閉校に当たり、三好地区に子供たちが集える公園を整備できないかというご要望に対しましては、その公園を所管する担当部署に要望をお伝えし、検討いただいたものの、新たな公園整備は難しいということであり、その後説明会が開催されていませんので、その部分に関しては説明できておりません。

今後ですけれども、三好地区ではコミュニティセンター三好の敷地内に広い緑地があること、また藻川親水公園、これも整備されていることから、御要望に対しましてはこうした施設を御利用いただくようお願いしてまいりたいと考えております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。様々な意見が出されている中で、例えば体育館の利用、校舎の利用、そしてまた避難所の関係、そしてまた最後には公園の関係というふうにして、去年、昨年から早々とかこういう質問が、要望が出されています。地域住民や保護者からは、これらに対して明確な回答が来ていないが、どうなっているのだということをよく聞かれます。これについてはどう思いますでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 いずれの質問に関しましても、結論が出次第、機会を設けて、三好地区の住民、保護者の方々に説明をしていきたいと考えております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 何とかよろしくお願ひいたします。

先ほど五所川原小学校の体育館の利用状況、月曜日は空いているということであったのですけれども、質問の市の回答は、その体育館については跡地の利用の方向性が決まっていなと。基本方針として、閉校後の学校開放は行わないと。同じく学校開放を行っている五小の体育館の使用に関しては、優先的にということであったのだけれども、なかなか月曜日しか空いていないということでは、優先的にというふうにはならないかと思ひます。

今回住民や保護者の説明会に数回出席させてもらったのですけれども、統合前の学校の管理等については教育委員会の管轄、統合後の学校については管財課の管轄というふうになるかと思ひます。地域住民から寄せられた要望は、建物について、その後どのようになるのか曖昧な、悪く言えば住民にしっかり寄り添っていない、そういう何かたらい回しのような、そういう感じを受けている住民はかなりいるようです。前もって出された要望に関しては、しっかり応えるべきではないかというふうに私は感じます。

三好小学校の校舎は、平成4年に竣工し、築33年となる木造の校舎です。使用している木材もよいせいか、手入れも行き届いており、年数の割には割ときれいな校舎であります。市長も先般閉校式の際、校長室を褒めていたようですけれども、建物は使わなければ傷みが激しくなります。これは、地域の活性化は五所川原市の活性化につながると思ひますけれども、閉校してしまえば学校開放事業でなくなるというふうな考えではなくて、地域の活性化につながる利活用の方法はないか、また昨日の高橋美奈議員の質問にもありましたように、昨年市内の吹奏楽部団がつがる市に練習の拠点を移した実例があるように、文化活動やスポーツクラブの練習の場として開放してもいいと思ひますけれども、理事者側の考えをお聞かせ願ひます。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 教育財産から普通財産へ移管するに当たり、三好地区の三好小学校と体育館の活用方法というのは、まず全庁的にどういう形で使うのか希望を取る段階となっておりますので、それが決まり次第、その三好小学校体育館の活用方法というのが決まってくると思ひますので、今現在ではどういった形で活用できるかというのはこの場ではお答えできない状況となります。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 この問題は昨年から出されている問題で、出された時点で庁内でこれ検討する必要があると思ひますので、これについていかがでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 教育委員会では、教育委員会単独でそれを判断することはできませんので、まずは全庁的に協議した結果、何に使うのかというのを判断できましたらお伝えしたいと思います。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 答弁になっていないような、それこそ前から出されているそういう質問であれば、教育委員会のみならず、庁舎内でもっともっと早くから検討するべき事項ではないのですか。これについては終わりますけれども。

要旨の2点目です。閉校に伴って今後地区の災害時の避難場所についてであります。

先ほど理事者側から災害時の避難所についての重要性について説明がありました。災害時は、電気、ガス、水道が使えるなくなることや、家屋の倒壊など一時避難にとっても重要になってくるのが避難所であります。この三好小学校は、三好地区において災害時の指定避難所と指定緊急避難所に指定されております。これは、指定避難所と指定緊急避難所、先ほども説明あったと思うのですけれども、再度説明をお願いします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 指定緊急避難場所は、住民や観光客などの滞在者が災害から命を守るため緊急的に避難する施設または場所でございます。指定避難所は、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設となります。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 三好小学校は、閉校後も避難所として重要な役割を担うと思えますけれども、引き続き避難所として指定する考えはあるかどうか市の考えをお伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 三好小学校閉校後でございますけれども、電気、水道が使える場合は指定避難所と指定緊急避難場所の両方の指定を継続していく予定でございます。電気、水道が使えるなくなるとなった場合は、一定期間避難生活を送るための指定避難所としては指定することができなくなりますが、地震発生時の一時的な避難先としてグラウンドへ避難することや洪水時の緊急的な避難先として校舎の2階へ避難することは可能であることから、指定緊急避難場所の指定は継続していくことを検討しております。

三好地区住民の避難先につきましては、地震発生時は三好小学校、コミュニティセンター三好や藻川コミュニティ消防センターといった近隣の施設のほか、収容人数が不足

する場合は五所川原小学校など比較的近隣の避難所へ避難していただくこととなります。

洪水発生時でございますけれども、浸水被害が想定される早期の段階から浸水区域外の避難所の避難を呼びかけることとなりますが、浸水区域外へ避難が間に合わない場合には自宅の2階などの垂直避難を呼びかけていくこととしております。

○木村 博副議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。指定避難場所については、電気の確保も必要ということでもありますけれども、今の答弁を聞くところによると、今後電気の確保、これについてはどうなるか分からないというふうな考えだと思います。ただ、ぜひそこから辺も考えた上で、後で最後にまとめますけれども、この三好小学校、三好地区には指定緊急避難場所等は三好小学校、藻川コミセン、三好コミセン、高瀬コミセンの4か所が指定されていますけれども、ただ唯一洪水の内水氾濫に対応した指定緊急避難場所は三好の小学校のみというふうになっています。電気の確保については、指定避難場所というふうになっているかと思えますけれども、今後の地域のこういう状況を鑑みれば、その辺も踏まえて指定避難場所の指定を考えていただきたいというふうに思っています。

閉校した学校が物品の保管場所となり、開放やふだんの使用がなくなってしまうと、災害があった際の避難所としての速やかな対応は難しくなるかなというふうに思っています。ましてや今ほど述べた電気の通電もしかりかなというふうに思っていました。

今回三好小学校の閉校に当たり、三好地区の避難所に対する大まかな点に質問させていただきましたけれども、本市における全ての避難所、指定緊急避難場所についても、五所川原市地域防災計画にのっとっているかしっかりと検証する必要があるかと思えます。特に指定避難場所については、貯水池と井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常電源のほか、男女のニーズの違いに対する配慮や、空調、洋式トイレなど要配慮者に対する配慮も求められているものであります。これに関しては、まさに閉校となった三好小学校が私は最適と思うのですけれども、これも後々何とか一考いただきたいというふうに思います。

最後に、閉校となる三好小学校は、これまで学校として使われてきた施設であります。セキュリティー面においても問題ありません。市の物品を保管する物置として活用するのはとてももったいないような気がします。冷暖房の空調も完備されているし、文化活動やスポーツクラブの練習の場として、そしてまた地域の活性化のためにも地域住民の利活用も視野に入れながら有効に活用されることを期待します。そうすることにより、

災害時にも避難所として速やかに対応できるのではないのでしょうか。

繰り返しますが、閉校となる建物が市民のために有効に使われますことを要望し、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって外崎英継議員の質問を終了いたします。

次に、17番、桑田哲明議員の質問を許可いたします。17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 市民の声を聴く孝志会の桑田でございます。本定例会におきましては、4つの項目について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず第1点目でございますけれども、金木地区公共ライドシェアについてであります。昨年10月の運行開始から現在までの利用者数とアンケートに寄せられている御意見、御要望等がございましたら伺いたいと思います。

次に、4月の本格運行に向けて、先ほど寄せられました利用者の声をどのように反映あるいは改善させていくのかお伺いしたいと思います。

2点目として、農地の貸借制度の改正についてであります。これは、農地の貸し借りの制度でございます。このことにつきましては、前の12月議会で外崎英継議員も質問に立っております。そのときは詳細についてまだ分かっておりませんので、この場で再度取り上げてみました。

それでは、このたびの法改正に伴い、今までのどの部分がどのように変わったのかまずお伺いしたいと思います。

3点目として、役職定年者の処遇についてであります。現在の国の制度では、60歳だった公務員の定年が2023年度から段階的に1歳ずつ引き上げられ、最終的には、2031年度になりますけれども、そのとき65歳になります。ところが、60歳で原則的に管理職のポストは外れることとなります。今全国においても、どこの自治体でも、このベテラン職員の処遇が共通の課題となっております。

それでは、まず当市における合併当時の職員数と現在の職員数についてお伺いしたいと思います。

4点目として、市が発注する工事をめぐる官製談合事件を受けて、今後の入札制度の在り方と失った信頼回復についてであります。これは、今定例会におきましても何名かの議員が取り上げている問題でございます。再度、いま一度確認、おさらいをしたいと思いますので、入札契約制度の主な見直し内容についてまずは伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○赤城 一建設部長 月ごとの延べ利用者人数と要望についてお答えいたします。

令和6年10月が60名、11月が135名、12月が176名、令和7年1月が173名、2月が208名、合計752名の方の御利用をいただいております。

運行開始以降アンケート調査や運転手を通じた直接の要望といたしまして、主に土日祝日の運行や運行時間の拡大、乗降場所の追加を求める声があったものであります。

続きまして、4月からどのように改善していくのかについてお答えいたします。

要望として、乗降場所の追加を求める声を多くいただいたことから、既存の28か所の乗降場所に新たに金融機関、民間病院など13か所を加え、計41か所の乗降場所に改善する予定でございます。

○木村 博副議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 法改正により農地の貸借制度が今までとどう変わるのかについてお答えします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことにより、同法に基づく農用地利用集積計画による利用権設定が廃止され、地域計画の達成に向けた農地の集積、集約を進めるため、農地中間管理機構を經由した権利設定に統合されております。

なお、経過措置期間として、地域計画が策定されるまで、または令和7年3月末までは利用権設定等促進事業を利用した貸借が可能となっており、本市においては今年の2月25日をもって受付を終了したところであります。

農地中間管理事業が利用権設定等促進事業と異なる点は、農地中間管理機構が所有者から農地を借り受け、担い手に貸付けすること、賃料は農地中間管理機構を介して支払われること、物納及び俵数による賃料設定ができないこと、手数料として、出し手、受け手ともに賃借料の0.5%が毎年負担となること、条件を満たせば固定資産税の優遇措置を受けられることなどが挙げられます。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 合併時の職員の人数と現在の人数ということではございませぬが、申し訳ございませぬ。合併時の職員の人数、手持ち資料ございませぬので、現在の人数をお答えさせていただきます。

令和6年度の職員数でございますが、464名となっております。それに一部事務組合、広域連合等の派遣の職員が33名でございますので、合わせて497名となっております。

続いて、今回の入札制度の変更点について御説明いたします。

今回の入札制度の主な変更点は、工事・建設関連業務について原則一般競争入札を実施すること、入札結果の公表範囲の拡大、不当要求行為等対応要綱の策定、公益通報者保護制度の周知徹底、総合評価方式等の検討、必要な各種要綱の整備、職員内の入札・契約情報の管理方法の見直し、コンプライアンス研修等の実施が挙げられます。

以上でございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、これから一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、ライドシェアの件についてでございますけれども、利用者もかなり増えております。また、会員登録者数も増えております。アンケート結果によれば、土日の運行あるいは停留所の増設、そして時間の延長、これを要望あるいは意見として出ておりましたけれども、この中の停留所の増設、これは4月から、今部長が申しましたとおりスーパーマーケットあるいは金融機関、民間病院など13か所を新たに設けて41か所に加えるということは、大変使いやすくなったということでもありますけれども、あとの2点、土日の運行、それから時間の延長というのでしょうか、これについては今後どうなりますか。お伺いいたします。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

3点の要望が上がっておりますけれども、現在はまず停留所の乗降場所の拡充ということだけ検討しております。お昼の時間帯ほか、土日祝日の運行に関しましてもこれから検討し、可能なものか来年度以降検討してまいります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 土日の運行あるいは時間の延長とって、ネックになるというのは、やはり職員の確保だと思います。今までは2名で運行していたのですけれども、やはり延長あるいは土日の運行ともなれば、2名の体制では、これは無理なことは承知の上でございます。そのほか私のところには、昼間12時から午後1時まで休んでいるわけでもありますけれども、この昼間の1時間も運行してほしいという問合せが結構ございました。というのは、9時から午前中の部は始まるわけでございますけれども、それでスーパーで買物をすると、中には9時の人はいいのですが、午前中に戻ることができるのですけれども、11時に予約が取れた人に限っては、買物して、そうなれば12時を過ぎます。今この金木のショッピングセンターの中におかれましては、ショッピングセンター・ノアは待合室といいましょうか、休むところはございますけれども、そのほかの金融機関あるいは民間の病院、スーパーマーケットを見ても待つ場所というのがなかなか

いのです。そして、弘南バスの停留所もございますけれども、冬場においてはなかなかそこで休むのも寒いということで、やはり中の待機ということになります。そういうことで、ぜひともこの12時から13時の60分、これはどうにか運行していただきたいと思えます。

これで私提案なのですけれども、もう1名運転手を増やした場合、ここのところと運行時間の延長、例えば8時半は無理だとしても、15分早め、後ろには4時までのところを5時までずらすと。というのは、これから日も長くなります。今までは冬時間でございましたので、冬4時頃になると真っ暗になるので、利用客も、利用する側もその前に帰りたいという心情もあって利用は低かったと思えますけれども、これからは大体8時頃まで明るい日が続きますので、やはり5時までという後ろの延長、これもやっぱり考えていただきたいと思うわけでありまして、その点については運転手を1名増やして、この運行を確実なものに実現するというこの私の提言についてはどうお考えですか。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 まず1点目、運転手1名を増強するのはどうでしょうかということについてお答えいたします。

現在2名で行っておりますけれども、午後の利用時間帯などは現在少ないものの、2名で交代によるので対応できているものと思えます。それで、1名の拡充においては、今後時間帯の変更などを検討し、対応できることになれば対応いたしますが、現時点ではやるということはお答えできません。

また、もう一点、12時から13時、それから早朝、それから夕方の時間帯の拡充でありますけれども、12時から13時までのお昼の時間帯は、今後運送状況なども踏まえながら、金木商工会と協議を進めてまいりますけれども、朝と、それから夕方に関しましては、一応公共的なライドシェアということで、現在のところは考えておりません。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 次に、この1台しかない車でございますけれども、当然車検が来るわけでございます。車検は、土曜日、日曜日が休みでございますので、その辺で何とかかなるかと思えますけれども、もし万が一に事故等ありましたら、代替の車というのは用意しておられますでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○木村 博副議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 お答えいたします。

車両については、国に事前に申請し、有償の運送車両として許可いただき運行してお

ります。現在使用中の車両において、事故や何らかの不具合等が発生し、使用できない場合に備え、市の公用車3台も許可をいただいております、代替での運行を予定しているところでございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 大変対応ありがとうございます。今まで市の都市・交通課の職員の皆様におかれましては、うち金木地方の買物難民あるいは買物弱者におかれましては、川倉の湯っこのバスも今まで1回だったのが2回にさせていただきました。その後また予約型乗合タクシー、これもまた湯っこのバスより進化しておりました。そして、今回のライドシェア、これはまた予約型乗合タクシーよりまた進化しております。また、都市・交通課の皆さんにおかれましては、その対応についても全くもってスピーディーに対応してくださるということで、大変金木町民の皆さんはありがたく思っております。代表して厚く御礼申し上げたいと思います。

これからも住民の声を参考に聞いて、利用しやすい運行体系あるいはそれらに取り組んでいただきたいと思っております。

最後に申し上げますけれども、これは金木商工会に委託しているわけでございますけれども、あなた方の勤務時間の都合でもって利用者の時間あるいは休みの運行を妨げては、わあ、これは全くもって本末転倒だと思っております。あくまでも利用者の利便性を考えてのこの事業でございますので、これはひとつ頭の中に置いて運行に携わってほしいと、こう思います。

次に、大幅に貸借制度が変わったということで、農地の貸借制度の大幅な改正について質問させていただきます。

この中で1点だけ絞って質問させていただきます。それは、賃料、いわゆる小作料の支払いによるものでございます。今までは借主が貸主に直接支払っていたわけです。それが今度からは借主が中間機構のほうに支払うと。そして、貸したほうは、貸主は機構のほうからお金をもらうというふうになるのが大きな特徴でございます。この場合、機構から貸した側へ、貸主のほうへ振り込まれる、支払われる予定はいつ頃になりますか。

○木村 博副議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 出し手、受け手ともに、まず先ほども御説明いたしました、賃料の0.5%手数料がかかりまして、受け手には上乗せしてまず0.5%、出し手については差し引かれて12月20日に振り込まれる予定となっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ12月20日は遅いのですよ。これ去年の場合、稲刈りも早く、

9月10日頃から早い人は入って、大体9月いっぱい終わっているのです。そうすれば、そのお金を待っている人は分かっておりますので、貸したほうはすぐお金払いに行くわけです。それが今年の場合は10月の初め頃、大方の方が借りた人に支払いに行ったと、こう思っております。そうすれば、10月と12月20日ですよ。2か月半ぐらいの猶予がございます。これは、やっぱり遅過ぎます。貸した側はお年寄りが多いのです、独り暮らしとか。まず行けば、私たちも遅くなったなとまず言います。いや、何も何もとして、まずは今まで借りた借金払うそうなのです。そして、その後冬も近づきます。まずは、ホームタンクに灯油満杯に入れるのだそうです。ほんでねば使ってしまうと。こうなれば、12月20日に支払うのであれば、灯油を入れることもできないし、年金暮らしですよ。400リッターもする灯油さいっぱい入れることできないじゃないですか、これ。やはりこのことについては、農業委員会の会長、これやはり大会等を通じて、きちんと政府に物申していかなければ私はならないと思っておりますけれども、その点についてお伺いいたします。

○木村 博副議長 農業委員会会長。

○森 義博農業委員会会長 桑田議員にお答えしますけれども、12月20日は私も遅いと思っております。しかしながら、国でそのようにして支払日を11月の末として請求書が来て、払ってくださいと来るので、私たちはそこは何ぼ力入れても、やっぱり桑田議員のように議員のほうからそのようなお願いをしてもらえれば皆さん私は助かると思っております。実際遅いと思っております。

○木村 博副議長 桑田議員、この問題は市が決める問題でないから、国からのですから、問題を差し替えてくれるように。

○17番 桑田哲明議員 それ今お願いでしゃべっていたので。しかし、今農業委員会の会長言ったの私違うと思えますよ。国が決めたはんでどうにもならないって、今回5年に1度の水張り、ひっくり返ったじゃないですか。初めからやらないから取っかからないんですよ。今政府与党は少数ですよ。意見聞きますよ、野党の。もう少し会長として農家の皆さんの意見聞いてくださいよ。これはあといいです。

直接、とにかくうちほうばかりでも駄目ですので、ここを取り仕切っている自治体、隣接の自治体の皆さんと歩調を合わせて、やはり農業委員会の大会等で取り上げて、政府に物申すと、こういう姿勢は取っていただきたいと、こう思います。

あとそれから、一番問題になっているのが賃料、小作料の金額の契約なわけです。今までは俵数でもって契約しておりました。しかし、今回からは物納も駄目、相対価格も駄目、金額一本です。しかし、この金額においても、「まっしぐら」において過去4年間

振り返ってみますと、21年産が8,000円、22年産が9,300円、23年産が1万800円、去年が1万5,000円、この中で金額で決めろと言っても、なかなかこれ決めかねますよ。貸したほうも借りるほうも。多分この4月からは、農業委員会どうだばと。農業委員会でいけば大体どうなってるばって、多分聞かれると私は思います。その辺においても、やはり農業委員あるいは推進委員の会議等において、しっかりと農家の人たちにアドバイスできる、この数字に対してもしっかりと会議を開いて決めてほしいと、こう思っております。これは、いずれにしても金額の問題ですから、貸した側も借りたほうも後からいろいろトラブルになることが多いかと思っております。この件に関しては、4月から始まるということでございますので、早急に何かの会議を持って、農家にアドバイスできる体制を取っていただきたいと、こう思いますけれども、よろしく申し上げます。それをお伺いいたします。

○木村 博副議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 議員今言われたように、これから農業委員、推進委員に対しまして研修等を行い、いろいろ指導していきたいと思っております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 よろしく申し上げます。

それでは、3点目でございます。役職定年者の処遇についてでございます。それでは、現在の職員の中にどのくらい役職定年された方がおりますか。497名ということでしたがけれども、この中に役職定年された方は何名おられますか。お伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 まず、すみません、先ほどちょっとお答えできなかった部分から先に答弁させていただきたいと思っております。

合併時ということでしたが、合併後、平成17年4月1日現在でございますが、619名でございます。そして、令和6年4月1日のところ、先ほど私464名とお答えしましたが、その4名が再任用短時間職員が入っておりますので、フルタイム職員としては460名、そして派遣33名含めると493名ということになります。

現在の役職定年者でございますが、5名ほどおります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 この問題は、現役の職員が一番やりにくいのが、元管理職の人が既存のポストに就いた場合でございます。結局上司と部下の逆転が起こるわけです。いわゆる決裁する立場と決裁される立場、これが逆転が起こる現象がございます。それでは、そのような事例が当市では今までにありますか。ありましたか。お伺いいたします。

○木村 博副議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 今御指摘のように、決裁の立場が逆になることはございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 この現象におきましては、これはどちらも遠慮や気遣いが起こることが予想され、仕事をする上でも支障を来す、こう思っております。また、能率に関しても私は悪くなるし、また下がると、こう思っておりますので、これは是が非でも回避していただきたいと、こう思います。

そこで、私は提言するわけでございますけれども、平川市の取組でありますけれども、平川市では2015年度から60歳で定年退職した人を再任用し、専門員、うちほうは専任員としておりますけれども、言わば実働部隊として処遇しております。これに対しては、2024年度、昨年より3つのポストを新設したそうでございます。部長は調整官、参事は推進官、課長は専門官、正職員の立場で就くことにしたそうでございます。いわゆる60歳を超えると管理職にはできないので、管理職すれすれのポストという位置づけだと私は思います。役職定年者に係長や、あるいは課長補佐にすることも制度上はできるそうでございます。しかし、これをやると、やはり若手の昇任が妨げられるということで、やっぱり新しいポストをつくることにしたということでございます。

私は、今後やっぱりこのポスト新設に対しては、平川市のようにそういう自治体が全国増えてくるだろうと、こう思っております。役割を明確にして、その人ならではの持ち味を発揮できる。出番があれば本人のやる気の維持にも一定の効果が私はあると期待しております。いずれにしても、当市においても役職定年者の処遇と、現役職員がよりよい関係でもって働いていただく環境づくり、これが私は何よりも必要だと、こう思っております。市長の御見解をお願いします。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 難しいというか、これは一時五所川原市も役職定年になった後の部長級をポストではないですけども、扱いについて1年間やったことがあります。ただ、この役職定年による定年者のモチベーションを維持するためにポストをつくるのか、逆に若い人たちがそのことによって、その扱いに対して不満を抱いてモチベーションが下がるのか、この辺も十分勘案しながら、この件については検討をしてまいりたいと思っています。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 いずれにしても、2040年には当市の人口も3万五、六千ということで、1人の職員の持つ仕事の量も増えます。やはり職場環境というのは一番大切なこ

とでございますので、その改善に向けては日々努力のほどをよろしくお願ひしたいと、こう思います。

次に、4点目でございますけれども、先ほど主な見直し案が示されました。4月からは入札あるいは契約制度の、こういうことが見直され、工事の請負、建設関連業務のほとんどは一般競争入札になります。指名競争入札は、災害時対応などの特段の場合に限り行われるということでございました。実質指名競争入札は廃止ということが言えるかと、こう思っております。このことは何を意味するかというと、今後の全ての入札は業者間のガチンコ勝負になります。今までのように市長選に勝ったからといって、特段の見返り、恩恵はなくなります。今までは業者双方が候補者を担ぎ上げ戦うといった市長選のこの構図は影を潜めることと思っております。このことについては、少なからず我々議員に対しても影響が出てくるでしょう。佐々木市長が1期目に、私で津軽選挙は終わりにしたいと訴えておりましたが、皮肉にも今回の談合事件をきっかけに現実味を帯びてきております。今後二度と談合が起きないこの体制づくりがはっきりと見えてこない限り、市長の隣に空いている副市長席には座る人も出てこないだろうと、こう思っております。また、職員においても建設部にだけは勘弁してくださいという職員も増えるかもしれません。今後見直しの履行は4月から始まります。その後においても不適切なところは随時見直しになることと思っております。これからは市長が自分の保身を捨て、自らが自分の手で自分の首を絞めるぐらいの、そういう覚悟、中身にしていかなければ、私は市民の信頼回復はないと、こう思っております。現在の信頼回復への市長の意気込みといましようか、それについてお聞きしたいと思っております。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 大変厳しいお言葉ありがとうございます。今回期せずして談合事件が起きて、大きな犠牲と信頼を失うことになったことについては改めておわびを申し上げたいと思っております。

その上で、先ほど総務部長が今後の入札制度について変更点を申し述べました。これは、地方自治法上、原則一般競争入札で行うということが定められております。ただし、指名競争入札もできることになっております。今回原則として一般競争入札をすることによって、まずはその過程において、客観性がまず高くなるということ、そして発注者である市側の裁量の余地がなくなるということ、そのことによって官製談合というものは防げると思っております。ただし、このことによって逆に全く指名競争入札をしないということは、あらゆる業者に参加資格を与えるということが起きてしまうと、はっきり言って不良業者も入ってきます。そして、その適格性の欠ける業者も入ってくる余地を

残すということは、逆に工事そのものに不良を発生するというリスクも抱えています。その辺を含めながら、一般競争入札における条件をいかにつけるか、そして適格をどう判断するかが行政の今度は大きな課題になってきます。その分やはり業務上しっかりとした業務を行っていかなければならないというような問題も出てきます。その辺をしっかりと対応をしながら、まずは来年度4月1日から原則一般競争入札を実施をして、この原則をもって永続的にやはり成果をもたらすような取組を、しっかりと取り組むことによって信頼回復を図っていきたいと思っております。

もう一つ、最後ですので申し述べさせていただきますけれども、令和7年度からは五所川原市の総合計画、そして中心市街地活性化ビジョン、教育においては教育施策の大綱、そして子育てにおいては第3期の子ども・子育て支援事業の計画、そしてなおかつ高齢者が多くなることを前提にしながら、五所川原市認知症の人とともに生きるまちづくり条例を制定をいたします。令和7年度スタート、非常に大事なスタートであります。この令和7年度から令和11年までの5年間をしっかりとやはり2040年を見据えた土台を据える重要な期間とやはり捉えなければなりませんと思っています。

今回のいろんな問題を顧みて、まずは自らの非力を自覚しつつも、やはり次の世代に向かって新たなる土台をすっきり据えて引き継げるように努力、邁進していくという覚悟でありますので、御理解をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 誠意ある御答弁ありがとうございました。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○木村 博副議長 以上をもって桑田哲明議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

---

#### ◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時42分 散会



令和7年五所川原市議会第2回定例会会議録（第5号）

---

◎議事日程

令和7年3月6日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第39号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第40号 五所川原市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第9号））から議案第36号 五所川原市金木自然休養村管理センター設置条例を廃止する条例の制定についてまで
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（21名）

1番 花田勝暁 議員	2番 和田祐治 議員
3番 伊藤雅輝 議員	4番 木村清一 議員
5番 高橋美奈 議員	6番 藤田成保 議員
7番 金谷勝 議員	8番 秋田幸保 議員
9番 藤森真悦 議員	10番 黒沼剛 議員
11番 松本和春 議員	12番 成田和美 議員
13番 外崎英継 議員	15番 木村慶憲 議員
16番 平山秀直 議員	17番 桑田哲明 議員
18番 鳴海初男 議員	19番 山田善治 議員
20番 木村博 議員	21番 伊藤永慈 議員
22番 山口孝夫 議員	

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（24名）

市長	佐々木 孝 昌
総務部長	長谷川 哲
財政部長	鎌田 寿
民生部長	三橋 大 輔
福祉部長	片山 善一朗
経済部長	川浪 治
建設部長	赤城 一
上下水道部長	平野 聡 史
会計管理者	中谷 吉 範
教育長	原 真 紀
教育部長	藤原 弘 明
選挙管理委員会 委員長	中谷 昌 志
選挙管理委員会 事務局 局長	鳴海 新 一
監査委員	小田桐 宏 之
監査委員 監事 局長	岡田 正 人
農業委員会 農事務局 局長	一戸 武 二
総務課長	川浪 生 郎
財政課長	佐々木 崇 人
市民課長	小林 益 代
福祉政策課長	鎌田 郁 均
農林政策課長	川口 均
土木課長	外崎 経 明
経営管理課長	飛鳥 順 一
教育総務課長	須藤 淳 也

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	工藤 義 人
次 長	今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

---

◎発言の訂正

○木村清一議長 議事に入る前に、昨日の13番、外崎英継議員の一般質問での答弁に誤りがあったため、訂正したい旨の申出がありましたので、発言を許可します。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 昨日、外崎議員の一般質問の中で、三好地区の公園整備の要望に関してお答えいたしました「藻川親水公園」を「藻川集落排水センター敷地内緑地」に訂正させていただきます。

誠に申し訳ありませんでした。

○木村清一議長 外崎議員、よろしいですか。

○13番 外崎英継議員 はい。

---

◎諸般の報告

○木村清一議長 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

---

◎日程第1 議案第39号及び

日程第2 議案第40号

○木村清一議長 日程第1、議案第39号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第2、議案第40号 五所川原市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、本日追加提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第39号は、五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長の給料を減額するため提案するものであります。

議案第40号は、五所川原市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に関し必要な事項を定めるほか、所要の改正を行うため提案するものであります。

以上が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○木村清一議長 次に、ただいま議題となっております議案に日程第3、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてから議案第36号 五所川原市金木自然休養村管理センター設置条例を廃止する条例の制定についてまでの34件を加えた36件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第3号 専決処分の承認を求めることについてから議案第24号 令和7年度五所川原市下水道事業会計予算までの22件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました22件を除く14件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明7日及び10日から14日までの都合6日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の6日間は休会することに決しました。

なお、8日及び9日並びに15日及び16日の都合4日間は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は17日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時07分 散会



令和7年五所川原市議会第2回定例会会議録（第6号）

---

◎議事日程

令和7年3月17日（月）午前10時開議

- 第 1 議案第25号 五所川原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第26号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第27号 五所川原市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例及び五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 5 議案第29号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第30号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第39号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第40号 五所川原市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 9 議案第31号 五所川原市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第10 議案第32号 五所川原市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について  
(民生文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第11 議案第33号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第34号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第35号 五所川原市附属機関に関する条例及び五所川原市布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第36号 五所川原市金木自然休養村管理センター設置条例を廃止する条例

の制定について

(経済建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第15 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度五所川原市一般会計補正予算(第9号))
- 第16 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度五所川原市一般会計補正予算(第10号))
- 第17 議案第5号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算(第11号)
- 第18 議案第6号 令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 第19 議案第7号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第20 議案第8号 令和7年度五所川原市一般会計予算
- 第21 議案第9号 令和7年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第22 議案第10号 令和7年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第23 議案第11号 令和7年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第24 議案第12号 令和7年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議案第13号 令和7年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第26 議案第14号 令和7年度五所川原市高等看護学院特別会計予算
- 第27 議案第15号 令和7年度五所川原市神山財産区特別会計予算
- 第28 議案第16号 令和7年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算
- 第29 議案第17号 令和7年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第30 議案第18号 令和7年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算
- 第31 議案第19号 令和7年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第32 議案第20号 令和7年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第33 議案第21号 令和7年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第34 議案第22号 令和7年度五所川原市水道事業会計予算
- 第35 議案第23号 令和7年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第36 議案第24号 令和7年度五所川原市下水道事業会計予算
- (予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第37 発議第1号 五所川原市市民に開かれた議会基本条例の制定について
- 第38 発議第2号 五所川原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 第39 発議第3号 官製談合事件調査特別委員会設置に関する決議  
第40 総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について  
第41 民生文教常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について  
第42 経済建設常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について  
第43 議会運営委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について
- 

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎出席議員（21名）

1番	花田勝暁	議員	2番	和田祐治	議員
3番	伊藤雅輝	議員	4番	木村清一	議員
5番	高橋美奈	議員	6番	藤田成保	議員
7番	金谷勝	議員	8番	秋田幸保	議員
9番	藤森真悦	議員	10番	黒沼剛	議員
11番	松本和春	議員	12番	成田和美	議員
13番	外崎英継	議員	15番	木村慶憲	議員
16番	平山秀直	議員	17番	桑田哲明	議員
18番	鳴海初男	議員	19番	山田善治	議員
20番	木村博	議員	21番	伊藤永慈	議員
22番	山口孝夫	議員			

---

◎欠席議員（なし）

---

◎説明のため出席した者（24名）

市	長	佐々木	孝昌
総務部	長	長谷川	哲
財政部	長	鎌田	寿
民生部	長	三橋	大輔
経済部	長	川浪	治
建設部	長	赤城	一

上下水道部長	平野聡史
会計管理者	中谷吉範
教育長	原真紀
教育部長	藤原弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海新一
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	岡田正人
農業委員会 会長	森義博
農業委員 事務局長	一戸武二
総務課長	川浪生郎
財政課長	佐々木崇人
市民課長	小林益代
福祉政策課長	鎌田郁
農林政策課長	川口均
土木課長	外崎経明
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	須藤淳也

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	工藤義人
次長	今智司

---

◎開議宣告

○木村清一議長 おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第6号により進めます。

---

◎諸般の報告

○木村清一議長 議事に入る前に、諸般の報告をいたします。

本日、広報広聴委員会の委員を花田勝暁議員、和田祐治議員、伊藤雅輝議員、高橋美奈議員、藤田成保議員、金谷勝議員、秋田幸保議員、以上の7名に委嘱をし、同日正副委員長の互選を行った結果、委員長に秋田幸保議員、副委員長に高橋美奈議員が当選されましたので、御報告いたします。

---

◎日程第1 議案第25号から

日程第8 議案第40号まで

○木村清一議長 次に、日程第1、議案第25号 五所川原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第40号 五所川原市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についての8件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○黒沼 剛総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案8件について、去る6日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第25号 五所川原市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことから、不要となっている条文の整理、法定の協議会を設置するために、必要な規定を追加するため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、特定空き家の件数

は何件か、行政代執行した件数及びその経費について請求後支払われているのか、相続放棄された空き家の管理はどこになるのか等の質疑があり、63件認定している、3件実施し、1件は徴収できておらず、ほか2件は管理者がいないため略式代執行である、管理者がいない状況となるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 五所川原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、周知の強化等の措置を講じる必要があることから、本条例の改正を行うため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 五所川原市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例及び五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は国家公務員等の旅費に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、現行の議員の宿泊費は東京に宿泊する場合幾らか、交通費をかけずに視察先の近くに宿泊したほうがよいと考えるがどうか等の質疑があり、1万4,800円となる、基本的に用務地と同じ市町村の範囲内に宿泊することとなる等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。本件は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は法定耐用年数を超過していることから、金木地区の川倉集会所と市浦地区の基幹集落センターを廃止するため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 五所川原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は国が進めている住民情報システム標準化への対応に伴い、固定資産に関する証明について所要の改正を行うため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は市長の給料を6か月間30%減額するため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、減額の根拠が明らかになっていない

との意見があり、採決の結果、可否同数となったため、委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長裁決により可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 五所川原市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は令和6年人事院及び青森県人事委員会より給与制度の整備について勧告されたことから、これらの勧告に準じ、給料表から諸手当にわたり包括的に給与制度を整備するため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、子供のいない夫婦の場合扶養手当はなくなるのか、子供が多ければ、その分扶養手当も増えるのか等の質疑があり、子供のいない場合配偶者へ扶養手当は支給されない、人数に応じた額となるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

議案第39号に対し討論の通告がありますので、発言を許可します。

12番、成田和美議員。

○12番 成田和美議員 一登壇一

改めまして、おはようございます。三和会の成田和美でございます。それでは、議案第39号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論をさせていただきます。

五所川原市が発注した指名競争入札により官製談合が行われ、その官製談合事件において五所川原市前副市長が関与していたことが明らかとなり、有罪判決を受けました。前副市長が有罪判決を受けたことにより、佐々木市長は組織の管理監督を行う者として、また前副市長を任命した任命権者として、自らの責任を取りたいと本議会に提出されました。

任命権者として責任を取るということは、決して間違った判断ではありません。しかし、議案の内容を確認しますと、自身の給与の30%カットを半年間行うということですが、どのような根拠でこの金額と期間を設定したのか理解できません。例えば他の市町村の官製談合事件を基にした根拠としても、前副市長の任命に当たっては、当市の議会で一度否決された方をどうしても副市長に任命したいと再度上程してまで任命した責任は重大であり、他の市町村における官製談合とは一線を画すべきだと考えます。

また、今議会の一般質問の理事者側の答弁でも、事件の詳細な調査においては今後公判記録をまとめた刑事記録を入手してから行うとの答弁でした。いまだに今回の事件の内部調査や事件に関係した業者や団体への調査が行われておらず、さらには裁判官から量刑理由で談合を助長する行為を数年間にわたって繰り返したと認定されました。このことは、今回の官製談合事件の3件のみならず、前副市長が就任してから官製談合が複数回にわたり行われてきたのではないかと疑わずにいられません。

したがって、今回の官製談合事件や他の指名競争入札について市に詳細な調査が行われていない段階で、いまだ当市における官製談合事件の全容が解明されていない状況で市長が自らの責任を取られるのは時期尚早であると考え、本議案に反対いたします。

(6番 藤田成保議員 退場)

(7番 金谷勝議員 退場)

(8番 秋田幸保議員 退場)

(9番 藤森真悦議員 退場)

(17番 桑田哲明議員 退場)

(18番 鳴海初男議員 退場)

(20番 木村博議員 退場)

○木村清一議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第39号に対する反対討論がありましたので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

念のため申し上げます。

議案第39号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

まだシステム起動していませんので、少々お待ちください。

では、投票を開始します。

(投票)

○木村清一議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成5票

反対8票

以上のおり賛成が少数であり、否決されました。投票状況をディスプレイに表示いたします。

---

議案第39号を可とする議員の氏名

1番 花田勝暁 議員	10番 黒沼剛 議員
19番 山田善治 議員	21番 伊藤永慈 議員
22番 山口孝夫 議員	

否とする議員の氏名

2番 和田祐治 議員	3番 伊藤雅輝 議員
5番 高橋美奈 議員	11番 松本和春 議員
12番 成田和美 議員	13番 外崎英継 議員
15番 木村慶憲 議員	16番 平山秀直 議員

---

○木村清一議長 次に、ただいま議決されました1件を除く7件については、委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました1件を除く7件については、委員長の報告どおり決しました。

入場してください。

(6番 藤田成保議員 入場)

(7番 金谷勝議員 入場)

(8番 秋田幸保議員 入場)

(9番 藤森真悦議員 入場)

(17番 桑田哲明議員 入場)

(18番 鳴海初男議員 入場)

(20番 木村博議員 入場)

---

◎日程第 9 議案第31号及び

日程第10 議案第32号

○木村清一議長 次に、日程第9、議案第31号 五所川原市犯罪被害者等支援条例の制定について及び日程第10、議案第32号 五所川原市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○藤森真悦民生文教常任委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。令和7年第2回定例会、民生文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で民生文教常任委員会に付託されました議案2件について、去る6日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第31号 五所川原市犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。本件は犯罪被害者等の支援に関する施策を推進し、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現すべく、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めるため提案するものであり、施行日は令和7年4月1日であるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 五所川原市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は喜良市老人福祉センターがコロナ禍を契機に利用実績がなくなったこと、また地域住民から廃止についての理解を得られていることから、令和6年度をもって廃止するため提案するものである等の説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第11 議案第33号から

日程第14 議案第36号まで

○木村清一議長 次に、日程第11、議案第33号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、議案第36号 五所川原市金木自然休養村管理センター設置条例を廃止する条例の制定についてまでの4件を一括議題といたします。

本件に関し、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○外崎英継経済建設常任委員長 一登壇一

皆さん、おはようございます。本定例会で経済建設常任委員会に付託されました議案4件について、去る6日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第33号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は都市公園において行商などの行為に係る使用料の額を定めるため提案するものであり、使用料は1日につき1平米当たり300円であるとの説明に対し、キッチンカー1台分の使用料について、申込みと異なる面積を使用していた場合の対応について、イベントで出店できる公園について、使用料の徴収方法について、近隣自治体の使用料について、現在許可を得ずに営業している場合の対応について等の質疑があり、キッチンカーのサイズによるが、例えば2平米の使用であれば600円となる、イベント時に現地確認をして必要に応じて指導をする、今回の改正により全公園で出店は可能となる、現在はイベント時のみ菊ヶ丘運動公園で出店されている、イベント時は出店者が使用料を開催する実行団体へ支払い、それ以外のときは出店者が直接市に納付する、県内の9市の使用料を調査したところ、それぞれ大きく異なっており、近隣のつがる市では1日1平米当たり150円となっている、無許可の場合文書等で指導をしていくとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてで

ありますが、本件は令和4年度から令和6年度までの3年間で雲雀ヶ丘団地6棟18戸の全てを解体、撤去したことから、五所川原市市営住宅条例から当該市営住宅を削除するものであるとの説明に対し、今後の市営住宅の計画はどうなっているのか等の質疑があり、現在行っている芦野団地以降は新築工事の予定はなく、縮小をしていく予定である、令和7年度は赤坂団地を解体予定であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 五所川原市附属機関に関する条例及び五所川原市布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は令和6年4月1日をもって水道法等による権限について、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法令の整備に関する政令・省令のうち、令和7年4月1日に施行される内容について所要の改正をするものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 五所川原市金木自然休養村管理センター設置条例を廃止する条例の制定についてであります。本件は昭和57年に建設された施設であり、経年劣化が進んでおり、今後も修繕費の増額が見込まれることから、施設を解体し施設用地を新たに利活用するため条例を廃止するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第15 議案第 3号から

日程第36 議案第24号まで

○木村清一議長 次に、日程第15、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてから日程第36、議案第24号 令和7年度五所川原市下水道事業会計予算までの22件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○伊藤永慈予算特別委員会委員長 一登壇一

去る6日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、伊藤永慈が、副委員長に平山秀直委員が選任され、7日及び10日に付託されました議案22件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、当委員会は議員全員をもって構成されており、審査の過程における主な質疑はお手元に配付いたしております委員長報告資料のとおりでありますので、議案の内容、質疑及び答弁の詳細については省略させていただき、審査結果のみを申し上げますので、御了承願います。

初めに、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第4号 専決処分の承認を求めることについては、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第5号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第11号）から議案第7号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第3号）までの3件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 令和7年度五所川原市一般会計予算については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 令和7年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第24号 令和7年度五所川原市下水道事業会計予算までの16件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第3号及び議案第4号の2件は承認、議案第5号か

ら議案第24号までの20件は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり決しました。

---

◎日程第37 発議第1号

○木村清一議長 次に、日程第37、発議第1号 五所川原市市民に開かれた議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 一登壇一

おはようございます。それでは、私のほうから発議第1号の提案理由の説明をいたします。

発議第1号 五所川原市市民に開かれた議会基本条例の制定についてであります。本件は、地方分権の進展や住民ニーズの複雑化・多様化に伴い、地方公共団体の役割が増大する中であって、我々地方議員の果たすべき責任もますます大きくなっております。

こうした中、五所川原市議会では、議会審議の充実のため、一般質問での一問一答方式やタブレット端末の導入、電子表決による賛否の明確化等の改革を進めてきたほか、平成29年度から議会基本条例の制定に向けた検討を開始し、平成31年、令和5年の改選を挟み、これまで協議を続けてまいりました。

本条例は、議会及び議員に関する基本的事項を定め、議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与するため制定するものであります。

議案の詳細については、全議員の賛成をもって発議することから説明を省略させていただきます。提案理由の説明とさせていただきます。

---

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号 五所川原市市民に開かれた議会基本条例の制定については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○木村清一議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

---

◎日程第38 発議第2号

○木村清一議長 次に、日程第38、発議第2号 五所川原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 一登壇一

それでは、私のほうから発議第2号 五所川原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を説明いたします。

本件は、刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の条文を改正するものであります。

詳細につきましては議案書のとおりでありますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

---

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号 五所川原市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○木村清一議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

---

◎日程第39 発議第3号

○木村清一議長 次に、日程第39、発議第3号 官製談合事件調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、19番、山田善治議員及び21番、伊藤永慈議員の退場を求めます。

(1番 花田勝暁議員 退場)

(19番 山田善治議員 退場)

(21番 伊藤永慈議員 退場)

○木村清一議長 本件については、3月13日、木村慶憲議員ほか賛成者7名から官製談合事件調査特別委員会設置に関する決議が提出されております。

提出者より提案理由の説明を求めます。

15番、木村慶憲議員。

○15番 木村慶憲議員 一登壇一

自民公明クラブの木村慶憲です。発議第3号に関する提案理由を述べさせていただきます。

令和6年9月27日、当五所川原市前副市長ら3名が官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕、起訴された事件は、令和7年1月15日、1月16日の両日に判決が下され、それぞれ懲役1年6か月、執行猶予3年の判決が言い渡されました。市

の公共工事を舞台に行われたこの談合事件は、市民の信頼を著しく失墜させるものとなり、談合に関わる真相解明は、市民に対する説明責任を果たす上で急務なはずですが、にもかかわらず、昨年12月議会でこの談合事件の調査特別委員会の設置を発議しましたが、残念ながら、まだ裁判をしていない、調査する段階でないなど、事件の疑惑解明に後ろ向きな姿勢でありました。

裁判の結果、むしろ新たな疑惑が次々と明るみになりました。1つ、指名競争入札の金額の範囲が500万円未満から3,000万円未満に引き上げられたのは、議員からの声によるものや数年間にわたり談合が繰り返されていたこと、今回事件の発端となった建設技術研究会に業者から集められた1,700万円の行方が分からないことなど、そのほか数多くの事実や不明な点が明らかになりました。

市民の間でも本当に事件の全容が解明されたのか、市政は本当にクリーンになるのか、またなったのかと疑念が拭えない状況です。本来であれば、前副市長が逮捕された時点で市として徹底的に真相を究明し、再発防止策を講じるべきでした。第三者も含めた調査委員会を立ち上げ、市民に対し誠実な説明を行うべきでした。一連の談合事件に関わり、前副市長ほか2名の逮捕から間もなく6か月がたとうとしています。今なお市長は、関係職員への調査や市民への説明責任を十分に果たさないまま、疑惑解明の進展を怠っています。

これらの事実を踏まえ、地方自治法第100条に基づき、事件の全容解明と再発防止策を講じるために百条調査特別委員会の設置が必要であると判断いたしました。五所川原市における信頼性や透明性を回復するため、以下の要請を行います。

- 1、地方自治法第100条に基づき、五所川原市官製談合事件調査特別委員会を設置すること。
- 2、本委員会を通じて、関係者の証人喚問や資料の精査を含む詳細な調査を速やかに行うこと。
- 3、市民への報告を通じ、信頼回復に努めること。

議員として、市民の代表として、この委員会設置により談合事件の真相究明と市民の信頼回復を図ることが最大の使命であると確信しています。市民の負託に応えるため、議員の皆様にはこの発議に対する速やかな承認をお願い申し上げます。

発議者、木村慶憲。

---

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号 官製談合事件調査特別委員会設置に関する決議については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

---

○木村清一議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 一登壇一

自民公明クラブの外崎英継でございます。私は、市の官製談合事件に関する調査特別委員会の設置に賛成の立場から討論を行います。

昨年9月、本市の公共工事をめぐる官製談合事件により、前副市長を含む3名が逮捕、起訴され、本年1月にはそれぞれ懲役1年6か月、執行猶予3年の判決が言い渡されました。この事件は、市政の公正性を根底から揺るがし、市民の市は本当に私たちの税金を正しく使っているのという疑念を生みました。市政への信頼は、今や崩れかけています。私たち議会がこの重大な事態を放置することは、市民の不安をさらに増幅させるだけでなく、市政全体への信頼を損なうことにつながります。市民の負託を受けた議会として、真相を徹底的に解明し、市民に対する説明責任を果たすことは、当然の責務でないでしょうか。

しかしながら、昨年12月議会において私たちが求めた調査特別委員会の設置は、賛成8、反対9で否決されました。その結果、市民の間には市議会が真相解明に消極的なのではないかという強い疑念が生じております。このままでは、市政に対する不信感がさらに広がり、市民の信頼回復は一層困難になるでしょう。

一方で、既に判決が出ており、関係者の処分も行われたとの意見もあるかもしれませんが、しかし、事件の判決が出たことは、あくまで個人の刑事責任が問われたにすぎません。本当にそれだけで終わらせてよいのでしょうか。なぜこのような談合が可能だったのか、ほかにも似たような不正がなかったのか、仕組みそのものに問題はないのか、こ

れらを徹底的に検証しなければ、市民の税金が再び不正に使われる危険性を否定できません。これこそが私たち議会の責任ではないでしょうか。

調査特別委員会の目的は、単なる責任追及ではありません。それは、この先市民の税金が適正に使われる仕組みをつくることです。透明性を高め、公平公正な行政を確立することこそ、私たち議員が市民から負託された使命です。このまま調査を行わなければ、市議会は事件をうやむやにしようとしているとの疑念がますます広がるでしょう。逆に、私たちが今ここで真相を明らかにし、再発防止策を示すことができれば、市政の信頼回復につながります。私たち議会の判断は、市民の目にどう映るのでしょうか。真相解明に消極的な議会として不信を招くのか、それとも市民のために立ち上がる議会として信頼を取り戻すのか、今議員の皆様一人一人がこの選択を迫られています。

私は、改めて全ての議員の皆様へ訴えます。市政の透明性を取り戻し、市民の信頼に応えるために、どうか、どうか党派を超えこの発議に賛同していただきますよう、強くお願い申し上げます。

以上、賛成討論といたします。

○木村清一議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。

念のため申し上げます。

発議第3号 官製談合事件調査特別委員会設置に関する決議について、可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○木村清一議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成 8 票

反対 9 票

以上のとおり賛成が少数であります。

よって、本件は否決されました。投票状況をディスプレイに表示します。

---

発議第 3 号を可とする議員の氏名

2 番 和 田 祐 治 議員	3 番 伊 藤 雅 輝 議員
5 番 高 橋 美 奈 議員	1 1 番 松 本 和 春 議員
1 2 番 成 田 和 美 議員	1 3 番 外 崎 英 継 議員
1 5 番 木 村 慶 憲 議員	1 6 番 平 山 秀 直 議員

否とする議員の氏名

6 番 藤 田 成 保 議員	7 番 金 谷 勝 議員
8 番 秋 田 幸 保 議員	9 番 藤 森 真 悦 議員
1 0 番 黒 沼 剛 議員	1 7 番 桑 田 哲 明 議員
1 8 番 鳴 海 初 男 議員	2 0 番 木 村 博 議員
2 2 番 山 口 孝 夫 議員	

---

○木村清一議長 19番、山田善治議員及び21番、伊藤永慈議員の入場を求めます。

(1 番 花田勝暁議員 入場)

(19番 山田善治議員 入場)

(21番 伊藤永慈議員 入場)

---

◎日程第 4 0 総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてから

日程第 4 3 議会運営委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてまで

○木村清一議長 次に、日程第40、総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてから日程第43、議会運営委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてまでの4件を一括議題といたします。

本件について、会議規則第111条の規定により、各委員長から申出がありました。申出書は、お手元のタブレット端末に配信しております。

お諮りいたします。本件は、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とする

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の4件は各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって今定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

---

◎市長挨拶

○木村清一議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和7年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木村議長をはじめ、伊藤予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提案につきましては、十分にこれを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいり所存であります。

本定例会で議決いただいた令和7年度予算は、厳しい財政状況の中でも必要な分野へ重点的に投資し、将来の人口減少を見据えた持続可能なまちづくりを着実に推進すべく編成したものであります。

新たな総合計画に掲げた2040年に向けた市の将来像である「市民ひとりひとりの『思い』で輝く五所川原」は、人口減少や高齢化が進む中でも市民一人一人が主役となり、自分の思いを実現できるまちづくりを目指すものでありますので、議員各位におかれましては、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、4月から開始される立佞武多の館大規模改修工事につきましては、地域交流拠点としての機能を一層充実させるとともに、市民の皆様や全国からお越しいただく観光客の方々にとって、より快適で魅力的な施設へと生まれ変わることを目指しております。新しい立佞武多の館を多くの方々に御利用いただけるよう、令和8年度夏のリニューアルオープンに向け、鋭意準備を進めてまいります。

結びに、日増しに春めいてまいりましたが、議員各位におかれましては、御自愛の上、市勢伸展のため、ますます御活躍されますよう祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

◎閉会宣告

○木村清一議長 これにて令和7年五所川原市議会第2回定例会を閉会いたします。

午前10時58分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年3月17日

五所川原市議会議長 木 村 清 一

五所川原市議会副議長 木 村 博

五所川原市議会議員 藤 田 成 保

五所川原市議会議員 金 谷 勝

五所川原市議会議員 秋 田 幸 保

